Deloitte.



インド進出・投資の実務ガイド

2025

～現場で活きる最新動向

2025. 06

目次

各項目には本文該当頁へのリンクが付与されています。必要に応じてご利用ください

	序文	04
(A)	**インドの成長ストーリー**	05
A.1.	強固な経済指標	06
A.2.	ビジネスに適した環境整備	09
(B)	**インドでの事業設立**	13
B.1.	事業形態	14
B.2.	インドでの事業拠点の選択	18
(C)	**インドでビジネスを行う際の重要な洞察**	19
C.1.	税制	20
	C.1.1. 所得税	20
	C.1.2. 移転価格	28
	C.1.3. 従業員課税	33
	C.1.4. 事業再編	40
	C.1.5. 所得税コンプライアンスと紛争解決	45
	C.1.6. 間接税	47
C.2.	規制の状況	54
C.3.	投資利益率/資金還流	56
(D)	**業界の概要**	59
D.1.	金融サービス業	60
	D.1.1. 金融サービス（FS）業界の主要セグメント	60
	D.1.2. 金融サービス（FS）業界のその他のセグメント	65
D.2.	テクノロジー、メディア、通信	67
	D.2.1. 新たなビジネストレンド	67
	D.2.2. インドにおける税制の展望 (インセンティブとトレンド)	68
	D.2.3. 今後の見通し	72
D.3.	消費者産業	73
	D.3.1. 自動車分野	73

	D.3.2. 観光・ホスピタリティ分野	74
	D.3.3. 消費財・小売分野	75
	D.3.4. 新たなビジネス・トレンド	76
D.4.	エネルギー、資源、工業	79
	D.4.1. 再生可能エネルギー	79
	D.4.2. インドにおけるグリーン水素	85
	D.4.3. 石油・ガスセクター	88
	D.4.4. エンジニアリング、調達、建設（EPC）セクター	92
	D.4.5. 金属と鉱業	93
D.5.	ライフサイエンスおよびヘルスケア（LSHC）	95
(E)	**インドで見られる未来のトレンド**	100
E.1.	環境・社会・ガバナンス	101
E.2.	税務申告と管理におけるテクノロジーの広範な利用	103
E.3.	デロイトによる技術調査の結果	105
E.4.	2023年デジタル個人情報保護法	107
E.5.	スタートアップ	109
E.6.	グローバル・ケイパビリティ・センター	110
E.7.	人工知能	111
E.8.	自動化	112
(F)	**インドの好機を掴む**	113
	略語	115
	参考	127
	問い合わせ先	129



ロマール・シェッティ
デロイト・南アジア
CEO



ゴクル・チャウドリー
デロイト・南アジア
税務部門プレジデント

「変革の舞台」インドと共に築く未来

堅調な成長を遂げるインドに対し、問うべきは、「なぜインドに投資するか」ではなく「どこに、いくら投資するか」です。世界第5位の経済大国であるインドは、今後4年間で現在のGDPに1.5兆ドルを追加し、5兆ドル規模の経済を目指すという野心的な道を歩んでいます。その高い志と強靭な姿勢により、インドは単なるビジネスの場を超え、イノベーションを起こし、成長を遂げる場所となっています。

2025年度の国家予算案は、大胆な改革によってインドの投資先としての魅力を一層加速させています。この改革には、インフラ開発の促進、規制の簡素化、外国投資の増加、そしてイノベーションの推進が含まれています。これらの施策は、長期的な経済の安定を確保し、世界中の資本を引き付け、さらなる成長を促進することを目的としています。

州への50年間無利子融資や都市チャレンジ基金を含む大規模なインフラ投資は、各都市の接続性と成長を劇的に変革します。1兆ルピー（約120億米ドル）の経済刺激策により、特に中間層の可処分所得が増加し、国民全体の資金流動性が向上することで需要が促進されます。政府の投資家志向のFDI（外国直接投資）政策は透明性が高く予測可能であり、特定の戦略的分野を除くほとんどのセクターで自動認可ルートによる100%のFDIを認めています。

保険分野のFDI上限を74%から100%に引き上げ、中規模都市でのグローバル・ケイパビリティ・センター（Global Capability Center：GCC）の推進、そして投資家に優しい二国間投資協定の促進により、インドはグローバル投資拠点としての地位をさらに強固なものにしています。

ソブリン・ウェルス・ファンドへの税制優遇措置により、今後5年間で350億米ドルのインフラ資金調達が見込まれています。また、インド政府が進める規制緩和及びビジネス環境改善を目的とした「Jan Vishwas 2.0法案」、州別の投資環境指標、そして簡素化され50%軽減された直接税は官僚的な手続きを削減し、よりビジネスに適した事業環境の整備を促進することが期待されています。

インドの野心的な「メイク・イン・インディア」政策は、国家製造ミッション（National Manufacturing Mission）、クリーンテクノロジーへの優遇、包括的なスキルプログラムなどによって強化され、国内製造業の戦略的な推進を行っています。これにより、インドはグローバルなサプライチェーンへの統合を強化するだけでなく、国際貿易における重要なプレイヤーとしての地位を確立しています。さらに、今回の国家予算案で玩具、造船、皮革、核エネルギーといった産業向けに策定されたセクター特化型政策は、新たな機会を創出し、雇用、イノベーション、そして多様な分野での起業活動を促進することが期待されています。

世界的な不確実性にもかかわらず、インドの堅調な輸出成長は、最新のGDPデータから明らかです。2025年度第3四半期には輸出が前年同期比で10%増加しました。高付加価値製品の総輸出に占める割合が増加する一方で、サービス輸出の拡大により世界のサービス輸出において第7位のシェアを確保しています。また、「輸出促進ミッション（Export Promotion Mission）」や「BharatTradeNet」といった取り組みは、貿易手続きのさらなる簡素化や

信用供与へのアクセス向上に貢献し、インドの国際貿易における存在感を大きく高める原動力になるでしょう。

インドのデジタル経済は、成長の強力なエンジンであり、2014年から2019年の間に全体の経済成長を2.4倍上回るペースで拡大し、6,240万件の雇用を創出しました。デジタル経済が1%成長するごとに、インドのGDPは0.79%増加することから、デジタル技術が経済拡大に与える変革的な影響が強調されています。

インドの資本市場は好調で、時価総額対GDP比率は2019年の77%から2024年には136%へと急上昇し、中国、英国、韓国といった先進国を上回っています。株式を基盤とした資金調達も急増しており、新規株式公開（IPO）の上場件数は2013年度から2024年度にかけて6倍に増加しました。これにより、インドは2024年度にIPO上場件数で世界をリードする国となりました。また、30歳未満の若い投資家が（発行済株式や債権を取引する）二次市場の参加者の40%を占めています。さらに、インドの株式市場は香港を追い越し、世界で第4位の規模に成長しました。

SEBI（インド証券取引委員会）による外国ポートフォリオ投資（FPI）に関する厳格な基準や、投資信託およびAIF（オルタナティブ投資ファンド）向けの新しい規制は、透明性、ガバナンス、そして投資家保護を強化しています。さらに、専門的な投資ファンド（Specialised Investment Funds）の導入が資本市場をさらに活性化させることが期待されています。インドが2030年までに世界第3位の経済大国を目指す中で、投資信託業界は経済成長を牽引する重要な役割を果たすことが期待されています。

GIFT IFSC（インド国際金融サービスセンター）は、自由な通貨交換と高いコンプライアンス基準を武器に、国内外の金融機関を惹きつけるグローバル金融ハブとして台頭しています。すでに760以上の登録と、国際銀行部門の資産総額782億米ドルを誇り、アジア太平洋地域の金融ハブに対抗し得る競争力のある選択肢としての地位を確立しつつあります。

2025年度の国家予算案では、政府資産を活用して資金を調達し、インフラへの再投資を行うことで、1兆インドルピー（約120億米ドル）を目指す第二次資産活用計画（2025–2030）が発表されました。規制および財政面での改善により、民間の参加を促進し、ソブリン・ウェルス・ファンドや国民年金基金などの外国投資家にとって長期的な投資機会を創出することを目指しています。

インドがJPモルガンのグローバル債券指数に組み込まれたことは、インドの金融安定性と市場潜在力に対する世界的な信頼を示しています。この重要な節目により、インドはコーポレート新興市場債券指数（CEMBI）、政府債券指数-新興市場（GBI-EM）、新興市場債券指数（EMBI）といった主要な指数への存在感を高め、国内外の投資家にとってインド債券へのアクセスが容易になります。さらに、インドは追加で300億米ドルの外国ポートフォリオ投資を呼び込むことが期待されています。

これらの施策により、ビジネスと投資家の双方にとって利益をもたらすWin-Winの状況が生まれます。スムーズな事業環境を提供すると同時に、インドの広大な市場の潜在力を引き出すことが可能となります。

インドはもはや単なる投資先ではありません。変化に対する高い適応力、先進的な技術革新力、そして未来を切り開く揺るぎない成長志向――インドはグローバルビジネスの未来をともに創る「変革の舞台」なのです。

序文

逆境に強く、成長を続けるたくましきインド

世界の貿易情勢は、大きな転換期を迎えており、保護主義的な政策の台頭が顕著になっています。相互関税を巡る不確実性や変化する貿易ダイナミクスの中で、今後どのように状況が安定していくのかは依然として見通せません。そうした逆風にもかかわらず、インドはなおも揺るがぬ強さを持ち続けるでしょう。

世界で最も成長が速い主要経済国であるインドは、国内需要がGDPの約80%を占めており、その主な構成要素は消費と投資です。同国は急速に拡大する消費者層を原動力に、2027年までに世界第3位の経済大国になると予測されています。2030年までに、推定1億4,000万世帯が中間層に加わり、さらに2,000万世帯が高所得層に入ると予測されています。この変化により、必需品への支出は2～2.5倍、サービスへの支出は3～4倍に増加し、消費者全体の支出額は現在の1.9兆米ドルから5.2兆米ドルに拡大する見込みです。*[1]

同時に、インドは過去10年間にわたりインフラへの大規模な投資を行い、物的資産の拡大と近代化に注力してきました。現在、インドのインフラはGDP比で見ると中国と同等の水準に達しています*[2]。

堅調な国内経済を背景に、インドは外的な貿易の混乱にも十分に耐えられる体制を整えています。変動が激しい環境下にあっても、同国は着実に強固な成長基盤を築き上げており、今後も持続的な成長が見込まれます。

なお、当書籍は、一部の例外を除き、2025年3月末時点の情報に基づいて執筆しています。

世界貿易の最新動向と、それがインドに与える影響についての最新情報（英文）は、こちらからご確認いただけます。

*[1] https://www.weforum.org/stories/2019/01/10-mega-trends-for-india-in-2030-the-future-of-consumption-in-one-of-the-fastest-growing-consumer-markets/; Rediffusion Red Lab 'Rising to a Billion' report. https://www.ndtv.com/india-news/india-set-to-become-worlds-consumption-capital-7975228

*[2] https://www.ndtv.com/india-news/what-morgan-stanley-said-comparing-india-vs-china-over-infrastructure-5951753

(A)インドの成長ストーリー

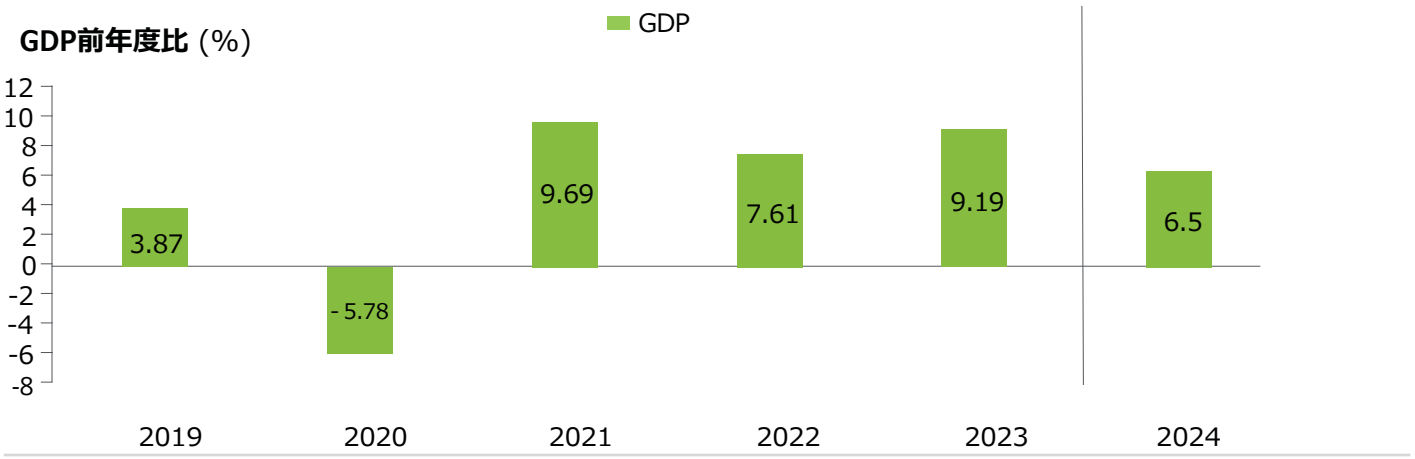


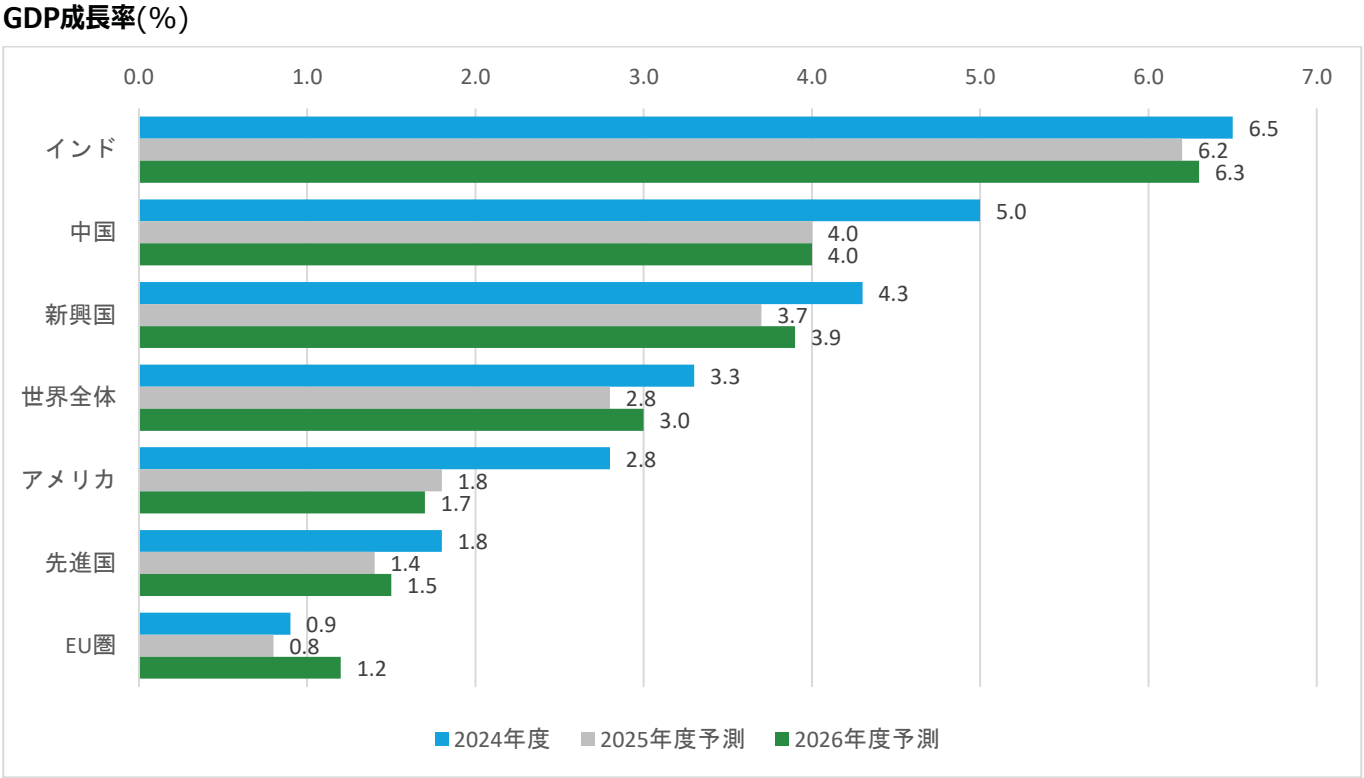
インドの堅調な経済成長は、2026年度までに最も成長する国としての地位を確立しています。強固な国内需要と拡大するデジタル経済は、インドを世界的な経済リスクから守る役割を果たしています。機会と課題の両方をもたらすテクノロジーは、成長を維持し、潜在的な混乱を効果的に緩和するため、その急速な進化を適切に管理するのに必要不可欠なものとなります。

A.1.　強固な経済指標

安定したGDP成長率: 今後2年間の実質GDP成長率は6.3%から8%の間になると予想されています。この安定したGDP成長は、インド経済のレジリエンスと経済的潜在力を裏付けており、インドが今後も世界的に重要な投資先であり続ける要因となるでしょう。

成長率は6.5%程度になる見込みだが、消費の増加を背景にさらなる成長が予想される





出典: CMIE, Consensus Economics, World Bank, IMF, ADB, Economic Survey, RBI

経済を支える要因

- 巨大な消費者基盤
- 多角化する海外投資
- 世界最大のミレニアル世代とX世代の人口
- デジタル主導型経済（デジタル経済の水準が1%上昇するとGDPが0.79%増加[1]）
- インフラ投資の増加と物流改善
- サービス業のGDPおよび輸出への急速貢献拡大

経済におけるリスク要因

- 世界経済の減速
- 地域紛争および地政学的リスク
- 貿易の停滞と規制強化
- 気候変動の経済への影響
- 技術の急速な進歩による雇用・スキルへの影響
- 原油価格の変動（原油価格が1%上昇すると、成長率は0.26%程度 減少[2]）
- 気候変動による経済損失（2070年までに35兆米ドルの損失が見込まれる[3]）

[1] https://www.frontiersin.org/journals/public-health/articles/10.3389/fpubh.2022.856142/full;

[2] https://www.ipsacademy.org/unnayan/13.pdf 3

[3] India’s turning point, Deloitte

成長の4つの強力な柱：インドの競争力・回復力の強化に貢献していると思われる要素として、健全な人口動態、物流の改善、急速な技術革新、新興産業の台頭が挙げられます。若く活気のある労働力が生産性を向上させる一方、インフラとテクノロジーの進歩が効率性の向上とグローバル経済との融合・統合を可能にしています。新興産業と次世代産業の成長が、インドの長期的な成長持続力と競争力の強化に繋がると考えられます。

インドの競争優位性ーー人口動態、物流、テクノロジー、そして新興セクターが成長と回復力を促進

テクノロジー

2026年までに**1兆米**ドル のデジタル経済達成予定

87% の世界最高水準のフィンテック導入率

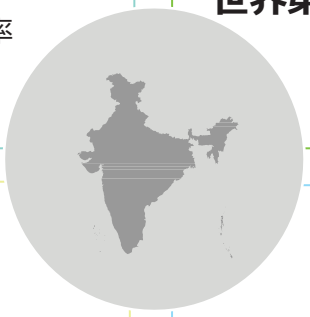
IT・BPM分野の調達世界シェア**58%**

インフラ

世界第2位の道路網

世界第4位の鉄道網

世界第3位の航空市場



新興産業

世界第2位の携帯電話製造国

スタートアップエコシステムで**世界第3位**

世界第３位の太陽光発電量

経済・人口動態

世界の若者人口の**1/5**を占める

購買力平価 (PPP) で**世界第3位**

世界のAI人材の**16%**を占める

出典: IBEF, Akashvani, Invest India, Economic Survey, DEA

継続的な改革と支援策: 2016年以来、インドは経済基盤を強化するために、改革を実施してきました。破産倒産法では財務問題の解決策の枠組みを強化し、GST（Goods and Services Tax：物品サービス税）では従来複雑であった間接税の体系を簡素化しました。再資本化後の銀行のバランスシートの強化は、信用供給を促進し、PLI（Production Linked Incentive）制度は製造業を後押ししています。国家インフラ計画（NIP）、国家物流政策（NLP）、国家インフラ開発計画（PM Gati Shakti） などの取り組みにより、世界水準のインフラ整備と物流効率の向上が進められています。

A.2.　ビジネスに適した環境整備

インドは、ビジネスに適した環境を整備する上で不可欠な主要分野において、着実に改善を実行してきました。

中央政府と州政府の連携により投資環境の基盤を築き、「ビジネス環境（Ease of Doing Business, EoDB）」ランキングでも大きな飛躍を遂げました。以下の図は、外国直接投資（FDI）促進のための取り組み内容です。

世界水準のインフラ整備に向けた取り組みにより、インド全土で物流が大幅に改善されました。これらの進展は、供給制約の緩和、生産コストの削減、効率の向上に寄与しています。物流の高度化は需要の拡大をさらに促進し、経済成長を後押しするとともに、インド国内外における競争力をさらに強化しています。

政府の主要なイニシアティブと投資

2016年8月
破産倒産法
- 2025年度第一四半期の不良債権回収率を15%から32.1%に引き上げ

2017年7月
GST
- GSTは、国および州のレベルで25以上の間接税を置き換え
- コンプライアンスを簡素化し、税の連鎖を減らし、あらゆるセクターでの事業上の透明性を促進

2019年8月
国家インフラパイプライン（NIP）
- NIPには、現在9,666を超えるプロジェクトと計画があり、37のサブセクターを網羅（2024年4月12日時点）。実施中のプロジェクトの総額は108兆インドルピーにのぼる

2020年4月
公的セクター銀行（PSB）の資本再編と統合
- 政府は10の国営銀行を４つの大手銀行に統合したことで、PSBの数は12に減少
- 2020年4月までに、10行のPSBが4行の大銀行と合併され、合計12行のPSBとなった（以前は27行）

2020年11月
製造業のための生産連動型インセンティブスキーム(PLI)
- 2024年5月までに、1.3兆インドルピー（全体の3兆インドルピーのうち43%）の投資コミットメントを取得済

2021年8月
国家収益化パイプライン
- 2022～25年度の間に最大700億米ドルの収益化の可能性
- 2023-24年度までに3.85兆インドルピー相当の資産を収益化する計画

2021年10月
PMガティ・シャクティ国家マスタープラン（PMGS-NMP）
- 総合的なインフラを構築するための1.2兆米ドルの計画
- 2024年3月現在PMGS-NMPポータルには、43の省庁が参加.
- 総事業費は13.3兆インドルピーの149件のプロジェクトが評価

2022年9月
国家物流政策（NLP）
- 2030年までに物流コストをGDP比の13～14%から8%に削減することを目標
- 26州がロジスティック政策を通知
- 614社以上の業界関係者が統合物流デジタルプラットフォームであるULIP（Unified Logistics Interface Platform）に登録している

2024年6月
工業団地（インダストリアルパーク）
- 100都市における、投資可能な「プラグ・アンド・プレイ」型工業団地
- 国家産業回廊開発プログラムのもとで整備される12の工業団地

2025年2月
投資の多様化
- 国家地理空間ミッション：基盤となる地理空間インフラを整備するための取り組み
- 官民連携（PPP）方式で実施可能な3年間のインフラプロジェクト計画
- 州政府向けの資本支出支援として、50年間無利子の融資1.5兆インドルピーを提案

インフラと製造業への追加インセンティブ
- 2021年12月に開始された半導体ミッションの投資額は1.5兆インドルピーに上昇
- デジタル個人情報保護法（DPDP）の規定案はすでに公開されている
- 政府主導のIT人材の再スキルおよびスキル向上を目的とした10の新興技術（人口知能（AI）を含む） に対応する「FutureSkills PRIME ポータル」には、190万人以上の候補者が登録PRIME ポータル」には、190万人以上の候補者が登録

出典: NIP – Report of the task force, DEA, GoI,SBI report, News articles, PIB

これらの革新的な政策により、インドは成長とイノベーションのダイナミックな拠点としての地位を確立しています。一方で、持続的な成長を実現するには、インフラの整備、規制の透明性向上、政府の一貫した政策実施といった課題にも対応が必要です。この成長を持続させる鍵は、これらの課題を克服することにあります。インドの見通しは依然として明るく、豊富なビジネスチャンスが広がっていますが、これらの潜在力を最大限に引き出すには、引き続き課題への取り組みが求められます。

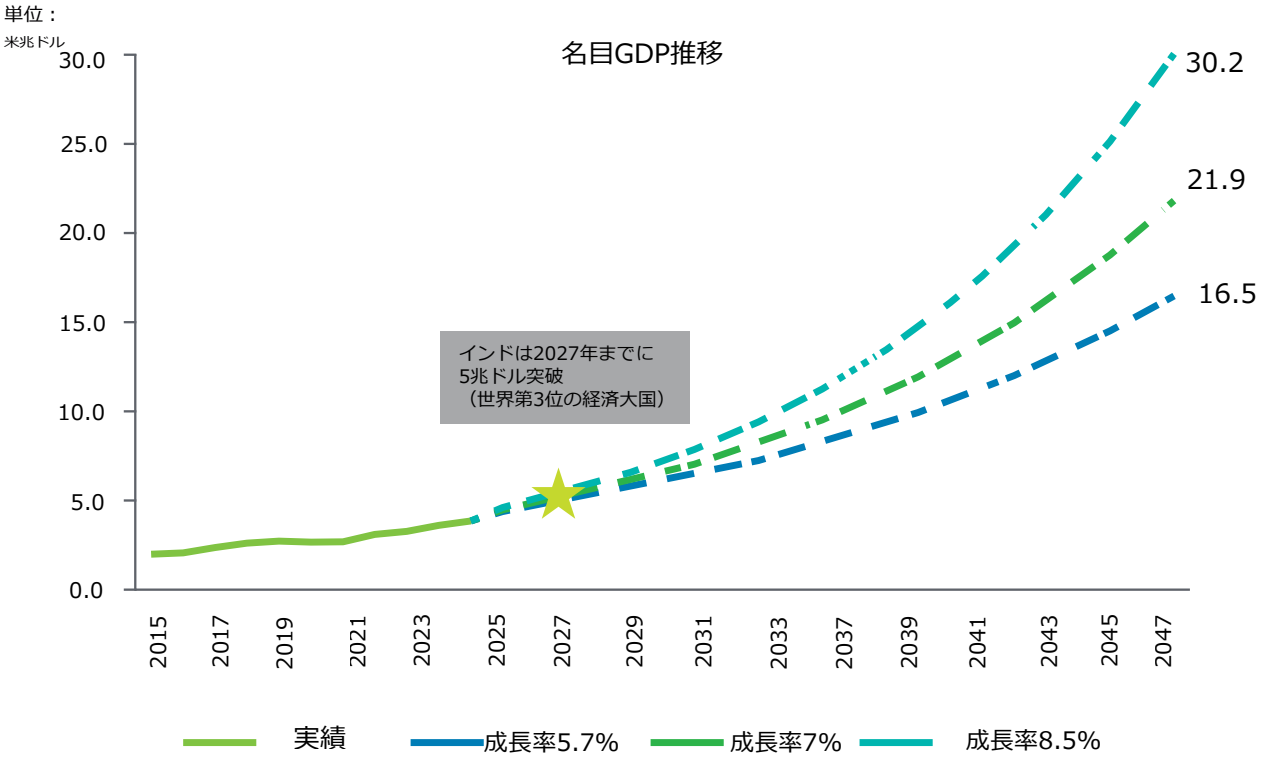
インドのビジネス環境



ビジネス環境	物理インフラ	金融	研究開発	競争	透明性
国家単一窓口システムは、ワンストップショップのデジタルプラットフォームを介し、616の中央政府承認と4233の州政府承認へのアクセスを提供	2025年度国家予算では、予算が2019年の3倍に増額され、11.2兆ルピー(GDPの3.14パーセント)が配分されることからも、大きな前進が見られる	緊急信用保証スキームの導入などの措置は、中小零細企業（MSMEs）がより確実に資金調達できるようにするという信頼を与えている	インドは現在、購買力平価(米ドル換算)ベースで世界第6位の研究開発投資国となっており、R&Dへの支出は着実に増加し続けている	2023年の独占禁止(改正) 法案は、公正な競争を確保するための前向きな一歩。さらに、様々なPLIスキームはインド企業の国際競争力を高めるのに役立つ	電子行政ポータルなどの様々な取り組みにより、国民と政府の間に健全で活発なコミュニケーションチャネルが築かれ、行政サービスの迅速な提供を可能にしている
税制	**デジタルインフラ**	**熟練労働者**	**知的財産**	**国際貿易**	**司法改革**
近年の国家予算案における直接税の改正は、予測可能で安定した税制を導入することを目的としている	インドのデジタル公共インフラ（通称：インディア・スタック）はモジュール型の階層構造を持ち、デジタル領域における革新、包摂性、競争の機会を生み出す	2025年インド技能報告書によると、若年層の就業率は向上しており、2022年の46.2パーセントから50.4パーセントに増加した	政府は国家知的財産政策を策定中であり、新しい知的財産庁の設立も発表した	2023年の新しい対外貿易政策 (FTP) は、償還へのインセンティブ、輸出促進、ビジネス環境、新興地域という四つの柱に基づいている	商事裁判所や仲裁および調停（改正）法といった制度的な「ガードレール」の設置は、インドが正しい方向に進んでいることを示している

「ビクシット・バラット（先進国インド）」ビジョンの達成： インドは、独立100周年を迎える2047年までに先進国となることを目指しています。このビジョンの実現には、今後25年間にわたり年平均8.5%の経済成長率を維持することが鍵となります。具体的には、製造業の拡大（製造業が国全体の経済に占める割合を高めること）と輸出の増加が、インドの国内消費市場を支える重要な要因となります。こうした取り組みにより、2047年にはインドの経済規模が約30.2兆ドルに達すると予測されています。また、この経済成長に伴い、国民一人当たりのGDP（国内総生産）も現在の約5倍に増加する見込みです。これは、インドの経済成長が広範で包摂的なものであることを示しており、多くの国民がその恩恵を受けることを意味します。

持続的な8.5%の経済成長を遂げることで、インドは「ビクシット・バーラト（先進国インド）」としての地位を確立し、2047年までに経済規模を約30兆米ドルにまで拡大する可能性があります。製造業の割合を増やし、輸出を通じて消費者基盤を拡大することに重点を置くことで、インドは今後数十年で高所得国への移行を進めています。この変革により、インドの世界経済における地位がさらに向上するでしょう。



指標	2024	2047
一人当たりGDP（米ドル）	2,564米ドル	18,000 - 21,000米ドル
製造業（対GDP比）	14.3%	25.0%
輸出（対GDP比）	2.0%	10.0%

出典: CMIE, Deloitte calculations

先進国インドの概観

「ビクシット・バラット（先進国インド）」のビジョンは、インドが世界の主要分野でリーダーシップを発揮することを目指しています。このビジョンは、テクノロジー、インフラ、新興産業、人口動態という4つの柱による力強い進展に支えられています。

2047年までにインドは半導体産業の中心地となり、ハイバリューな製造業と革新を促進することを目指しています。

スキルアッププログラムを通じて、全ての労働者が技術を習得し、女性の就業参加率は82%に達する見込みです。また、都市化率は93%となり、経済の活力と国際競争力が向上することを想定しています。さらに、持続可能な取り組みにより炭素排出量を55%削減し、経済成長と環境保護の調和を実現します。このビジョンは、包括的な成長を基盤に、インドが独立100周年を迎える2047年に先進国としての地位を確立するための道筋を描いています。

テクノロジー

	2024	2047
政府AI準備度指数における順位	40	Top 5
宇宙技術・探査	宇宙開発国 Top 5	世界の宇宙大国Top 3
量子コンピューティングと新興技術	初期段階	上位5位の主要プレイヤー
デジタル・インフラストラクチャと接続性	5G 展開	6Gまたは7G時代の最先端
世界イノベーション指数	40位（2022年）	上位5位

インフラ

	2024	2047
国道網の総延長	1,45,240 km	+ 50,000 km 超の高速
鉄道路線の総延長	68,043 km	+100,000 km
運用中の空港数	157	350
港湾の貨物取扱能力	2,600 MT	10,000 MT
都市化率	35.4%	78-93%

新興産業

	2024	2047
炭素排出強度の削減（2005年比）	~33%	>55%
再生エネルギーの導入容量(GW)	191	1500
半導体製造	輸入依存	製造ハブ
電気自動車（EV）の普及率	18%（2023年）	87%
半導体の国内生産	~10%	50%

経済・人口動態

	2024	2047
高度技能者の雇用割合	32%	100%
ジェンダー平等指数のランキング	122 th	Top 10
識字率	77%	100%
人間開発指数（HDI）値	0.64	0.9
女性就業参加率	35.4%	74-82%

出典: Niti Aayog approach paper, PHDCCI, PIB, Economic Times, CXOtoday

(B)インドでの事業設立

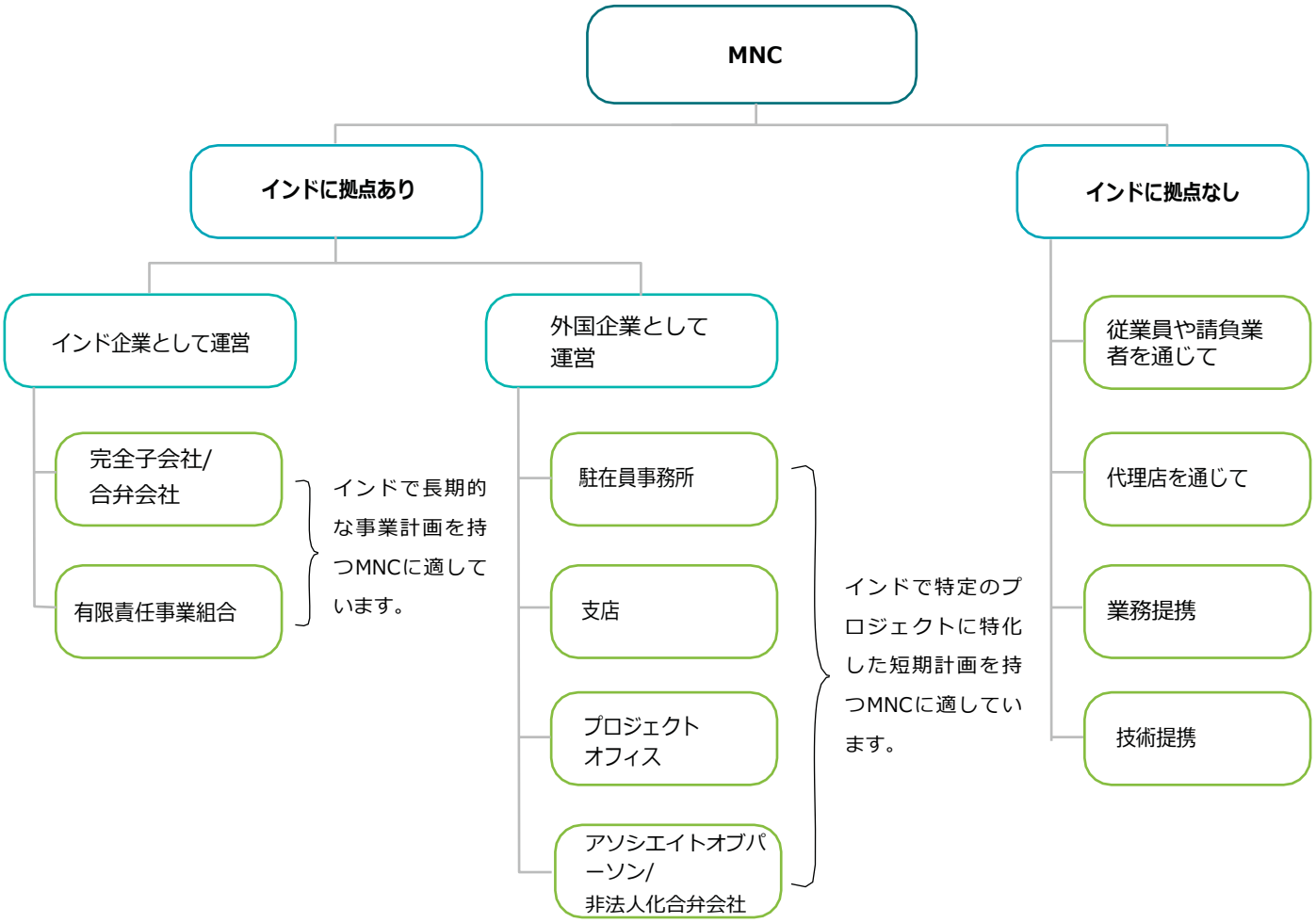


インドに事業参入する際、多国籍企業（MNC）は適切な事業形態を選ぶことが成功の鍵となります。さらに最適なビジネスロケーションの選択も重要です。市場アクセス、人材確保、規制環境などの要因が、インドでのビジネスの成功を形作る重要な役割を果たします。

B.1.事業形態

インドでビジネスを成功させるためには、適切な事業形態を選ぶことが重要です。それぞれの事業形態には独自の利点や課題、法的要件、税務上の影響があります。

主要な特性を理解することで、ＭＮＣはビジネスの目標や目的に合った最適な選択が可能となります。MNCは、インドに拠点を設けることなく、さまざまな形態を通じてインド市場で活動することも出来ます。以下に、主要な選択肢を概説します。



各事業形態における主要な税務および規制上の影響は、以下の通りです。:

駐在員事務所

- コミュニケーションチャネルや情報収集の役割
- 一般的に、自動承認ルートで設立および閉鎖が許可
- 商業活動や収益を生む活動は不可
- 法人税は非課税
- 許可されている活動以外を行う場合、課税対象となる可能性がある
- 事業開発や市場調査に適している

完全子会社/合弁会社

- FDI（外国直接投資）規制の対象となる活動には、評価、セクター別制限、報告義務などへの適合が必要
- 所得税率は、定められた基準に応じて15%、22%、25%、30%*
- 株式の買戻しによる所得は、株主側で配当として課税
- 長期的な事業運営に適している



支店

- 指定された8つの活動を行うことができ、自動承認ルートが適用
- 所得税率は35%*
- 利益の送金に対しては非課税
- 設立と清算が容易

有限責任事業組合（LLP）

- FDI（外国直接投資）規制の対象となる活動には、評価、セクター別制限、報告義務などへの適合が必要
- 所得税率は30%*
- 利益の送金に対しては非課税
- 長期的な事業運営に適している

プロジェクトオフィス

- プロジェクトや契約に基づく運営
- 指定された条件の下で設立および閉鎖が自動承認ルートで許可
- 所得税率は35%*
- 利益の送金に対しては非課税
- インドでEPCプロジェクト（設計・調達・建設プロジェクト）を実施する企業に適している

アソシエイトオブパーソン（AOP）/非法人化合弁会社

- インドでの契約実行のために銀行口座を開設（自動承認ルート）
- 外国パートナー/ベンチャーが関与している場合、所得税率は35%*
- コンソーシアム内での短期的な事業運営に適している

*別途、サーチャージとセスが課される

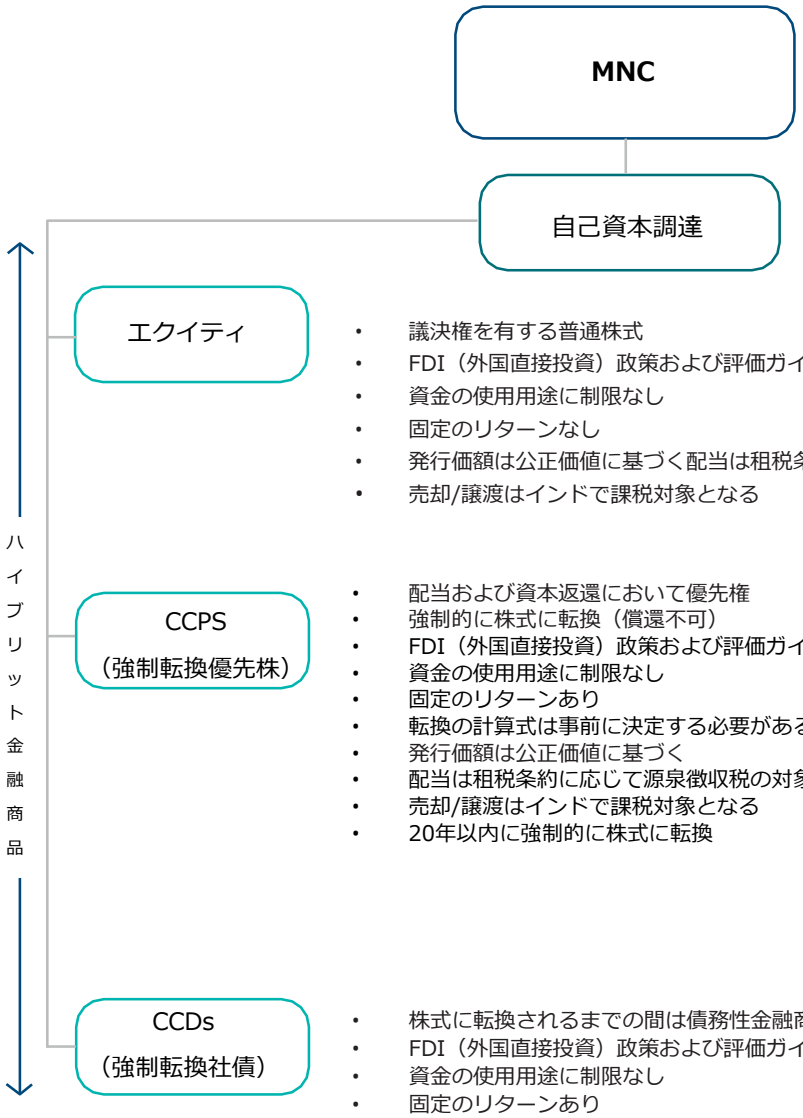
インド事業における形態の選択は、投資期間（長期か短期かを問わず）、ビジネスモデル、インドでの活動に関する税務上の要因など、事業活動の性質に基づいて決定されるべきです。

投資に用いられる代表的な手法

MNCは、以下の方法でインドに100%子会社（WOS）を設立、または合弁事業（JV）に出資することが可能です:

- 自己資本調達：返済義務のない資金調達方法
- 借入による資金調達：インドにおいて満期日に直接返済を行う方法

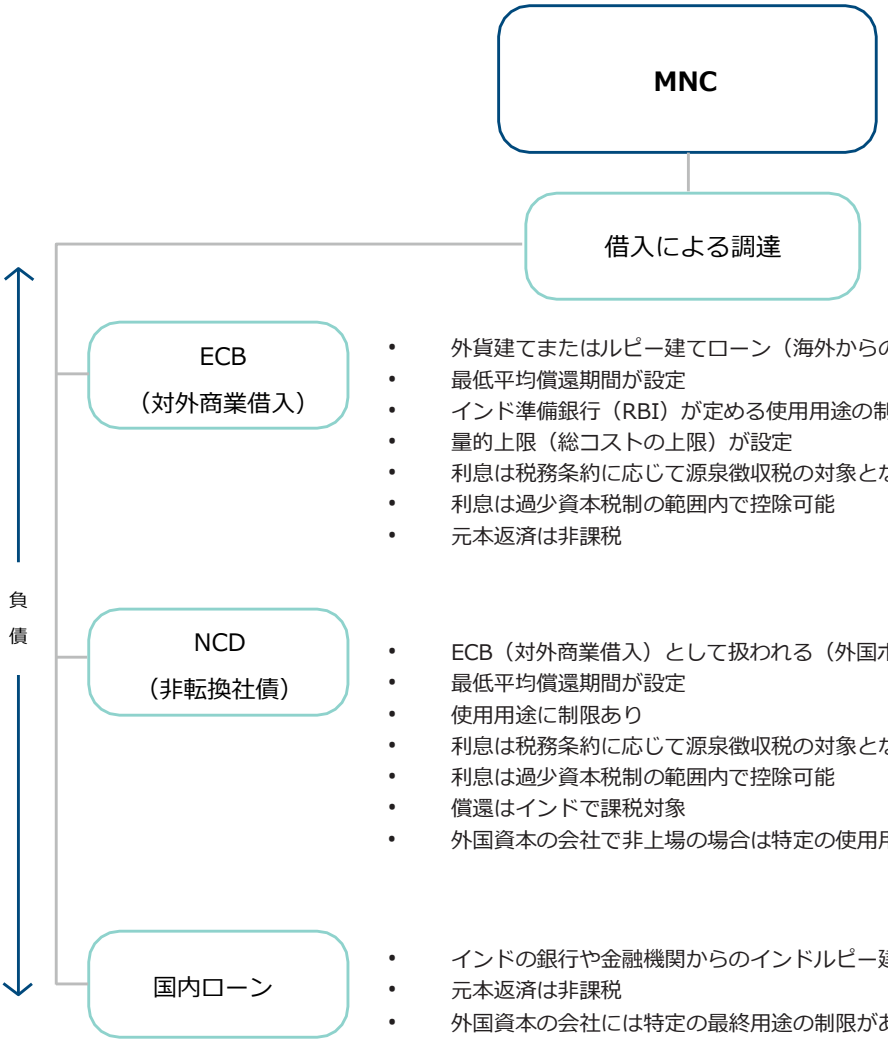
MNCが株式および債務による資金調達のために一般的に使用するさまざまな手段は、以下の通りです。



エクイティ
- 議決権を有する普通株式
- FDI（外国直接投資）政策および評価ガイドライン（VG）の対象
- 資金の使用用途に制限なし
- 固定のリターンなし
- 発行価額は公正価値に基づく配当は租税条約に応じて源泉徴収税の対象となる
- 売却/譲渡はインドで課税対象となる

CCPS（強制転換優先株）
- 配当および資本返還において優先権
- 強制的に株式に転換（償還不可）
- FDI（外国直接投資）政策および評価ガイドライン（VG）の対象
- 資金の使用用途に制限なし
- 固定のリターンあり
- 転換の計算式は事前に決定する必要がある
- 発行価額は公正価値に基づく
- 配当は租税条約に応じて源泉徴収税の対象となる
- 売却/譲渡はインドで課税対象となる
- 20年以内に強制的に株式に転換

CCDs（強制転換社債）
- 株式に転換されるまでの間は債務性金融商品として扱われる
- FDI（外国直接投資）政策および評価ガイドライン（VG）の対象
- 資金の使用用途に制限なし
- 固定のリターンあり
- 10年以内に強制的に株式に転換
- 転換の計算式は事前に決定する必要がある
- 発行価額は公正価値に基づく
- 配当および利息は、租税条約に応じて源泉徴収税の対象となる
- 利息は、過少資本税制の対象となる範囲で控除可能
- 売却/譲渡はインドで課税対象となる



- 外貨建てまたはルピー建てローン（海外からの借入）
- 最低平均償還期間が設定
- インド準備銀行（RBI）が定める使用用途の制限あり
- 量的上限（総コストの上限）が設定
- 利息は税務条約に応じて源泉徴収税の対象となる
- 利息は過少資本税制の範囲内で控除可能
- 元本返済は非課税

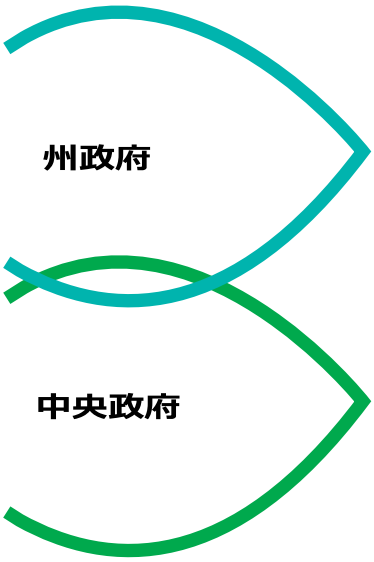
- ECB（対外商業借入）として扱われる（外国ポートフォリオ投資家を除く）
- 最低平均償還期間が設定
- 使用用途に制限あり
- 利息は税務条約に応じて源泉徴収税の対象となる
- 利息は過少資本税制の範囲内で控除可能
- 償還はインドで課税対象
- 外国資本の会社で非上場の場合は特定の使用用途の制限がある

- インドの銀行や金融機関からのインドルピー建ての利息は控除可能、過少資本税制の対象外
- 元本返済は非課税
- 外国資本の会社には特定の最終用途の制限があり

商業的な要件として、資金調達の容易さ、ローンが必要な期間や最終用途、税コスト、資本総コスト、海外親会社へのキャッシュ送金、および撤退の容易さが重要な考慮事項となります。

B.2.　インドでの事業拠点の選択

インドには複数の州があり、それぞれが投資を誘致するために独自の政策、規制、インセンティブを提供しています。
一部の州政府および中央政府による優遇措置や税制優遇制度が、投資決定に影響を与える場合があります。



- 州の産業政策（優遇措置は選択した地区、提案された投資、雇用創出の可能性などに依存）
- セクター別政策（例：航空宇宙・防衛、MRO（保守・修理・運用）、バイオテクノロジー、電子システム、ITおよびIT関連サービス、観光、再生可能エネルギー、自動車、電気自動車、物流、繊維、中小企業（MSME）、スタートアップ、通信など）
- 大規模な投資プロジェクト向けにカスタマイズされた優遇措置の提供が可能

- PLI（生産連動型インセンティブ）スキーム：特定のセクターに対して提供されるインセンティブ。一部セクターでは見直し中。
- SPECS（電子部品および半導体）向けの資本補助金
- 関税や税金の払い戻し、免除、クレジットなど、輸出連動型のインセンティブ
- 特定地域向け（北東部、特別区など）
- 関税の優遇や延期を目的とした特別通関プログラム（インボンド製造およびプロジェクト輸入制度）

(C)インドでビジネスを行う際の重要な洞察



C.1.　税制

インドへの投資を計画している投資家にとって、税制の状況を理解することは現地の規制を遵守するために不可欠であり、最終的には利益を保護しリスクを最小限に抑えることができます。インドの税制を理解して対応するには、所得税、移転価格、事業再編、従業員課税、間接税など、多様な税分野の違いを理解する必要があります。

簡素化された新しい所得税法案が2025年2月に発表されました。これは、税務の確実性を高め、訴訟を減らし、公正を重視し、全体的な良好なガバナンスを達成することを目指しています。この新しい法案は簡潔で、現行法に含まれるテキストや章のほぼ半分の内容に抑えられており、2026年4月1日から施行される予定です。

現行の所得税法の主な特徴は以下のとおりです。

C.1.1.　所得税

概要

- 課税年度 (「会計年度」と呼ばれる) は4月1日から3月31日までに統一されています。連結納税ができないため、関連会社であっても各法人が個別に所得税申告書を提出する必要があります。
- 居住者は、全世界の所得に対して課税されます (RNOR（非通常の居住者）には一部の除外あり) 。非居住者はインド源泉所得またはインドで受領/受領したとみなされるものに対して課税されます。
- 個人の居住性は、インドでの滞在日数に基づいて決定されます。
- 会社がインドで設立されている場合、またはPoEM（事業の実質的な管理の場所）がインドの場合、その会社はインド居住者となります。
- パートナーシップ・ファーム/LLP/その他の個人以外の事業体は、その事業の実質的な管理の場所がインドの場合、インド居住者となります。

課税と徴収

- 所得税は、以下の五つの主要な項目の下で課されます。
 a. 支払期日または受領日の早い方に課税される給与
 b. 不動産の実際の利回りまたは期待利回りのいずれか高い方に課税される不動産賃貸所得
 c. 現金主義または発生主義の純利益に基づいて課税される事業所得および専門職所得
 d. 財産の譲渡または譲受に対して課税され、特定の計算方法の対象となるキャピタルゲイン
 e. 現金主義または発生主義で課税される残余所得項目 (受動的所得を含む)
- タックスホリデー、免税、特別控除、優遇税制および/または簡易課税は、条件付きで利用可能です。例としてスタートアップ企業に対するタックスホリデー、不動産およびインフラ投資信託へのパススルー課税、インフラ開発プロジェクトや手頃な価格の住宅プロジェクトの実施に対するインセンティブ、IFSC（国際金融サービスセンター）に設立されたユニットに対するインセンティブ等です。MAT（最低代替税）/AMT（最低代替税）は、タックスホリデー、優遇税制などにより、通常の税金がMAT/AMTのしきい値より低い場合に課税されます。
- 税金徴収は主に源泉徴収と予定納税により行われますが、最終的な税金は、確定申告前に決定され支払われます。
- 所得に対する外国税額控除は、インド国内法及び租税条約に従い、インドの税額を限度として利用が可能です。

特定の場合の税率

- インド国内で開発・登録された特許のロイヤルティについては、10%の優遇税率に加え課徴金と特定目的税が適用されます。
- 居住者のその他の受動的所得 (国外源泉所得を含む) に対しては、その他の所得に適用される通常の税率で課税されます。
- 非居住者は、配当金、利子、ロイヤルティ、技術的/付属的サービスに対する料金に対して20%の税率に加え課徴金と特定目的税が適用されます。これらの税率は租税条約の優遇対象となります。
- 特定のケースでは、条件付きでより低いレートが適用される場合があります。
 配当金および自社株買いは、いずれの場合も配当金として株主に課税されます。ただし、子会社から受け取った配当金を一定期間内に株主に再分配する場合、その再分配には課税されません。

損失と繰越減価償却費

- 不動産関連損失、事業損失、キャピタル・ロスは8年間繰り越すことができ、同様の所得との相殺が認められています。特定の場合には、不動産関連損失には一定の金額制限がある場合があります。
- 長期キャピタル・ロスは長期キャピタル・ゲインのみと相殺できます。
- 繰越減価償却費に繰越期限の制限はありません。
- 非上場会社の株主の株式保有比率の変更が一定のしきい値を超えた場合、欠損金の繰越が認められなくなりますが、適格なスタートアップ企業には一定の緩和措置があります。いかなる損失に対する欠損金の繰戻し還付はありません。

1.1.1. 税率

法人・非法人事業体の標準税率（単位：%）

会社の種類/所得	1,000万インドルピー以下		1億インドルピー以下		1億インドルピー超	
	標準	MAT	標準	MAT	標準	MAT
国内企業:標準税率	31.2	15.6	33.4	16.7	34.9	17.5
国内企業:前々年度の売上高が40億インドルピー以下の場合	26.0	15.6	27.8	16.7	29.1	17.5
国内企業:特定のインセンティブ/控除の権利を放棄する場合	25.2	適用なし	25.2	適用なし	25.2	適用なし
2016年2月29日後に設立された国内製造企業：指定されたインセンティブ/控除の権利を放棄する場合	26.0	15.6	27.8	16.7	29.1	17.5
外国企業	36.4	15.6	37.1	15.9	38.2	16.4

1.1.2. キャピタルゲイン税率

詳細	税率#
長期*	
• インドの認定株式市場に上場している証券（以下に記載されている特定の資産で短期キャピタルゲインとみなされるものを除く）/Unit Trust of India (UTI)のユニット/株式指向型ファンドのユニット/上場ゼロクーポン債 • 事業譲渡（スランプセール） • 非上場証券や非上場株式 • 不動産を含むその他の資本性資産	12.5 %
2023年4月1日以降に取得された負債性商品指向型の投資信託/市場連動社債/非上場社債/非上場債券 （所得は短期キャピタルゲインとみなされます）	通常の税率
短期*	
インドの認定株式市場に上場している株式/ビジネス信託のユニット/株式指向型ファンドのユニット	20.0%
不動産を含むその他の資本性資産	通常の税率

*インドの認定株式市場に上場している証券/*UTI*のユニット/株式指向型ファンドのユニット/ゼロクーポン債は*12*ヶ月、事業譲渡は*36*ヶ月、その他の資産は*24*ヶ月の保有期間を超える場合、長期キャピタルゲインとして扱われる。なお、キャピタルゲイン計算の際のインフレ調整の恩恵はなし。

- 上記の税率には以下が加算されます。
 - 国内企業の場合、所得が1,000万インドルピー超は７%、1億インドルピー超の場合は12%の「課徴金」。外国企業の場合、所得が1,000万インドルピー超は２%、1億インドルピー超の場合は5%の「課徴金」
 - 「基本税金+課徴金」の4%の「健康教育目的税」

1.1.3. 国際税務、条約ネットワーク、Multilateral convention to implement tax treaty-related measures to prevent BEPS（MLI、BEPS防止措置実施条約）

1 DTAA（租税条約）は、二重課税から納税者を保護し、国際貿易と資本の自由な流れを促進し、二国間の歳入を共有するために締結された二国間協定です。

2 インドは最大のDTAAネットワークの一つを有しており、約100の包括的租税条約と約８の限定的租税条約に署名しています。
MLIは、既存の二国間租税条約と並行して、BEPS行動計画の勧告を同期的かつ効率的に実施することを支援します(条約の再交渉の必要性を排除)。MLIは(a) 租税条約の濫用への対抗、(b) 紛争解決の改善、(c) PEの地位の人為的な回避の防止、(d) ハイブリッドミスマッチアレンジメントの影響を中和するのに役立ちます。インドは現在、93カ国と租税条約の締結に加え、合計13の地域貿易協定/自由貿易協定、15以上の社会保障協定を締結しています。

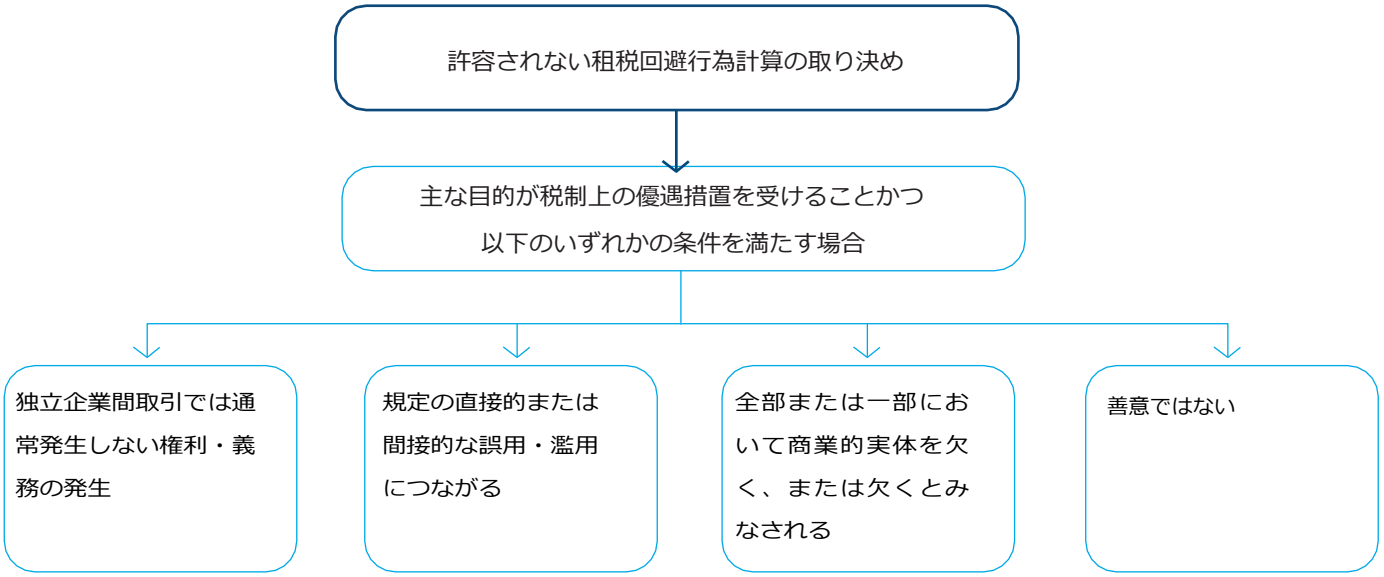
General Anti Avoidance Rule (GAAR、一般的租税回避行為計算否認規定)とは

許容されない租税回避の取り決めとして、納税者が締結した取り決めに適用される
一連の租税回避行為計算否認規定

適用開始日2017年4月1日

1.1.4. 直接税の主要なアップデート

(A) General Anti Avoidance Rule (GAAR、一般的租税回避行為計算否認規定)





GAARを適用するための前提条件

- 少額免除基準（3,000万インドルピー）が総額ベースで適用されます。
- 2017年4月1日以前に行われた投資はすべて適用除外となります。

- インドでは、税逃れや積極的なタックスプランニングの実践を抑制するためにGAARが導入されました。
- GAAR（一般的租税回避行為計算否認規定）およびMLI（多国間条約）は、各国が租税回避を防止し、国内税法および租税条約に基づく不適切な税務プランニングを防ぐために使用される手段です。

(B) BEPS勧告の組み込み

(1) 過少資本税制

利息控除の制限

過少資本税制への対策として、インドの関連企業（AEs）から外国の関連企業（AEs）への利息支払い、または外国のAEsが保証するローンに対する利息支払いは、EBITDA（利息・税金・償却前利益）の30%までに制限されます（特定の例外を除く）。

デジタル経済の課題への対策 – SEP（重要な経済的存在）および事業関連性の定義拡大

「重要な経済的存在（Significant Economic Presence）」がある場合、条約上の恩典がある場合を除き、インドで課税対象となる可能性があります。これには以下が含まれます：
– インドの者と合計2,000万インドルピー（約23万米ドル）を超える取引
– 30万人以上のユーザーに対する継続的かつ体系的な事業勧誘または交流

契約締結に直接的な役割を常習的に果たす代理人は、インドにおいて事業関連性を発生させる可能性があります。

(C) OECDの ピラー2(グローバルミニマム課税)による解決策に対するインドの見解

世界的に約50か国がピラー2法を国内法に採用しています（以下「ピラー2国」と呼びます）が、インドではピラー2に関する政策発表はありません。しかし、これはインドに拠点を置く多国籍企業（MNE）がピラー2関連の計算およびコンプライアンスを実施する義務を免れるわけではありません。つまり、インドに本社を置くMNEグループがピラー2国に存在する場合、インドにピラー2法が存在しない場合でも、ピラー2関連の計算およびコンプライアンスを実施する必要があります。例えば、インドに本社を置くあるMNEが7億5,000万ユーロを超える収益を持ち、英国、フランス、UAE、バングラデシュに子会社を持っていると仮定します。英国とフランスはピラー2国であるため、このMNEグループはピラー2の対象となり、運営している5か国それぞれのピラー2 ETR（実効税率）を計算する必要があります。インドを含む5か国のいずれかのETRが15%未満である場合、ピラー2に基づく「トップアップ税」の租税債務が発生する可能性があります。インドとUAEがピラー2法を採用していないことや、バングラデシュがインクルーシブ・フレームワークのメンバーでないことは関係ありません。これにより、インドのMNEグループはピラー2法のグループへの影響を即座に分析し、四半期ごとに連結財務諸表に「トップアップ税」がある場合はそれを計上する必要があります。

さらに、ピラー2の影響に関する会計開示は、IFRS/現地GAAPに基づいてピラー2国によって義務付けられています。加えて、ベルギーや英国などのピラー2国の一部では、現地のピラー2登録要件も導入されています。

1.1.5. インド税制とデジタル化の最新動向



[1] https://incometaxindia.gov.in/pages/about-us/history-of-direct-taxation.aspx
[2] Deloitte survey report dated 19 May 2023 - Income-tax digitalisation in India
[3] Press release PIB1954913 dated 5 September 2023

C.1.2.　移転価格

インドにおける移転価格の導入

1991年の経済自由化によって、多国籍企業はインドに大規模な外国直接投資を行いました。それ以降の10年間にわたる多国籍企業の成長と、OECDによる移転価格（TP）ガイドラインの発行、および複数の管轄区域での規制の導入が相まって、多国籍企業の関連会社（AE）間における国際的取引によって生じうる利益移転による潜在的な租税回避を抑制する必要性が生じました。税源の浸食を防ぐため、インドは2001年に租税回避防止措置として移転価格税制を導入しました。

1.2.1. インドにおける移転価格の適用性

AEの意味

インドの移転価格税制は、一方が直接的または間接的に、または一つ以上の仲介者を通じて、他の企業の経営、管理、または資本に参加する場合、または特定の状況下で2つの企業がAEとみなされる場合、2つ以上の企業がAEになると規定しています。

国際取引

2つ以上のAE、つまり同じ国際グループの一部である企業間で国際取引がある場合、移転価格税制が適用されます。

特定の国内取引

国内の当事者間での経費の過少/過大請求はグループレベルでは収益に中立ですが、税制優遇を受けている企業への利益の移転は、政府の税収の損失につながる可能性があります。これに対処するために、インドの移転価格税制は、取引額が2億インドルピーを超える場合、企業とそのインドのグループ企業間の特定の「国内取引」を含むように対象範囲が拡大されました。

みなし国際取引

さらに、インドの移転価格税制は、（a）第三者とAE間に事前の合意が存在する場合、または（b）その条件が実質的にAEによって決定される場合、企業と第三者間の取引をみなし国際取引としてその対象にしています。

インドの移転価格算定手法

国際的な慣行と一致して、インドで採用されているALP(独立企業間価格)の決定方法は、OECDガイドラインの第II章に概説されている方法と大まかに類似しており、独立価格比準法、再販売価格基準法、コストプラス法、利益分割法、取引単位営業利益率法などが含まれます。

インドの三層の文書化

2016年、インドはOECD BEPS行動計画13に規定されている3層の移転価格文書構造を採用しました。この文書は、ローカルファイル、マスターファイル、および国別報告書で構成されており、OECDのBEPS行動計画13のガイドラインと一致しています。詳細は以下のページに記載されています。

BEPS行動計画13 – 3層の文書化要件

ローカルファイル

- 1,000万インドルピーを超える国際取引(みなし国際取引を含む)または2億インドルピーを超える特定の国内取引を行う納税者は、ローカルファイルを作成・維持する必要があります。情報要件はOECD BEPS行動計画13に準拠しています。
- 納税者はまた、すべての国際取引、みなし国際取引(最低基準なし)および特定の国内取引(2億インドルピー超)を開示するフォーム3CEBで会計士の報告書を提出する必要があります。

 ローカルファイルは期日内に維持し、歳入当局から要求された場合にのみ提出する必要があります。また、インドで国際取引を行う非居住者事業体にも適用されます。
- ローカルファイルには、グループおよび納税者、関連する業界の概要、管理構造、関連企業と国際取引および/または特定の国内取引に関する詳細、機能的資産とリスク分析、および国際および/または特定の国内取引の経済分析が含まれます。

マスターファイル(MF)

- IG（International Group）のすべての構成事業体に適用されますが、ファイルの提出はインド事業体のどれか1社で行うことができます。
- IGの移転価格ポリシーに関する精度の高い内容を提供することを目的としています。これには、サプライチェーン、価値の要因、地理的市場、機能分析、ビジネスの再構築、説明の詳細、知的財産（IP）の法的および経済的所有権、金融取引、連結グループの財務諸表、APAのルーリングの説明が含まれます。
- インドの規制では、OECDのガイドラインに基づく要求事項を超える追加情報が必要です。MFは所得税申告の期限内に提出する必要があります。
- インドのMFは、パートA（すべてのIGに適用）とパートB（グループの売上高が50億インドルピーを超え、以下のいずれかの条件を満たす場合に適用）の2部構成です：
 - 国際取引の金額が5億インドルピーを超えている場合、又は
 - 知的財産に関連する国際取引の金額が1億インドルピーを超えている場合。

国別(CBC)レポート

- IGのすべての構成事業体によるCBCレポートの提出（フォーム3CEADにて）/CBC通知（フォーム3CEACにて）
- しきい値 - 前会計年度の連結グループ年間売上高が640億インドルピー(約7億1,500万ユーロ)以上の多国籍企業
- レポートの内容はOECDのBEPS行動計画13に沿っています。通常、グループの収入金額、税引前利益、納付税額、発生税額、資本と利益剰余金、有形資産の額、従業員数、各管轄区域の構成事業体と恒久的施設のリストなどの詳細が含まれます。

ペナルティ

インドで文書化要件を遵守しなかった場合にはペナルティが、所定の期日までに必要な書類/文書の保守/提出を怠った場合には、厳しい罰金が科されます。

1.2.2. インドにおける移転価格紛争解決メカニズム

- インドでは、現場レベルの税務調査官による調査/移転価格調査が他の国と比べてより厳格であると考えられています。この認識に対処するため、インドはセーフハーバー規制とともにAPAを主要な紛争予防メカニズムとして導入しました。これらの手続きは、納税者にとってより良い結果が得られるとして、活用されるケースが増えています。さらに、納税者は、インド国内での司法手続きを通じて、租税裁判所に訴訟を提起することができることに加え、関連する租税条約の下で、相手国の政府との間の交渉であるMAP（相互協議）に訴えることもできます。
- さらに、2025年度国家予算案では、移転価格調査の頻度と管理負担を軽減し、効率化するための3年単位でのブロック移転価格調査が導入されました。移転価格調査の一貫性と予測可能性を高めることを目的としていますが、詳細なガイドラインは未発表です。

(A) セーフハーバールール (SHR)

- SHRは、特定の状況下で税務当局が詳細な監査を行わずに納税者が申告した移転価格を受け入れることを認める、代替的な移転価格紛争予防メカニズムとして導入されました。該当するルールは、各会計年度に応じて定期的に更新されます。
- 特定の取引のカテゴリーにおいて、SHRはリスクが低い納税者が対象取引の当事者である場合、SHRで規定されている営業利益率を維持することを許可します。また、一定の範囲と金額のしきい値を条件として、グループ内サービス料の支払いなど、通常は論争の対象となる取引に対する救済措置を納税者が取ることを可能にします。
- SHRの適用範囲が拡大され、特定の特別区域でダイヤモンド採掘および原石ダイヤモンドの販売を行う外国企業が対象となりました。この新しい規則は2024年4月1日に遡って適用され、適格な事業および納税者の基準を示しています。SHRの適用を受けるためには、総収入に対して最低4パーセントの利益率が必要とされ、これにより複雑な移転価格調査の必要性が排除されます。
 2025年度国家予算案はさらに、SHRの適用範囲を拡大することを目指しており、詳細なガイドラインや通知が待たれています。

(B) 事前確認制度 (APA)

- APAは、納税者とCBDT（直接税中央委員会）との間で、既存または将来の企業間取引の独立企業間価格（ALP）を決定するための合意です。
- APAは、2012年の財政法により、2012-13会計年度からインドで導入されました。導入以来、多くの多国籍企業がAPAメカニズムを通じて自社の移転価格について確認を求めており、長期にわたる移転価格訴訟にかかる時間とコストを節約しています。これはインドでの移転価格紛争解決の成功例として知られています。APAの主要な特徴は以下の通りです。

APAの種類
- 単独APA
- 二国間APA
- 多国間APA

事前申請（オプション）
- 事前申請は任意
- 匿名での対応が可能

APA適用期間
- 5年間の見込み年度（事前確認年度）
- APA事前確認年度に直接先行する4年間のロールバック年度

申請時期：既存の取引がある場合

APAの申請は、事前年度の一部である会計年度の初日の前に提出する必要あり

申請時期：新しい取引の場合

新しい取引の場合、APAの申請はその取引が開始される前に提出する必要あり

インドでAPAを申請するための詳細な手順と申請料は、適用されるインドの移転価格規制の関連するセクション/ルールに記載されています。

- インドのAPA統計：CBDTは、2024-25年度に174件のAPAを締結し、過去最高記録を達成しました。特に、2024-25年度にはインド初の多国間APAが締結されました。これにより、CBDTは2012-13年度から2024-25年度までの間に、合計815件のAPAを締結しました（単独APA：615件、二国間APA：199件、多国間APA：1件）。単独APAおよび二国間APAの締結件数が増加しており、これはCBDTがAPA制度の成功に向けた取り組みを強化し、インドにおける訴訟管理の改善を促進していることを示しています[4]。

(C) 相互協議（MAP）

- MAPは、多くの国の租税条約（DTAA）に組み込まれている国際移転価格紛争の解決のために納税者が利用できる代替的な税紛争解決メカニズムです。
- MAPは、各国の税務当局が相互に受け入れ可能な解決策を導き出すことによって紛争を解決します。
- MAPは、完全または部分的に二重課税を軽減するのに役立ち、MAPで提供される救済は国内の紛争解決メカニズムに加えて提供されます。MAPの申請は、一方または両方の締約国の税務当局の行動が条約に基づかない課税をもたらすと納税者が考える場合に提出されます。

(D) 3年間のブロック単位での移転価格調査

- 適用範囲：ブロック単位での移転価格調査規定の下で、納税者が当該規定の適用を選択した場合、ある前年度に関する国際取引/特定国内取引に関して決定されたALPは、直後の2年間の類似取引にも適用されます。この規定は2025年4月1日から適用されましたが、詳細なガイドラインが待たれています。

二次調整の規定

- 二次調整は、主要な移転価格調整により、外国のグループ企業（またはAE）に余剰資金が生じた場合、その資金をインドの納税者に送金することを指します。
- 二次調整を引き起こす主要な移転価格調整は、以下のシナリオで発生する可能性があります：
 - 納税者が税申告で自発的に行うTP調整（自主調整）
 - 監査/精査手続き中または訴訟過程での上級当局によるTP調整の受け入れ

[4] 出典：https://pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=2018085 and https://www.taxsutra.com/sites/default/files/sftp/CBDT_APA_Annual_Report__2023_24.pdf
https://incometaxindia.gov.in/Lists/Press%20Releases/Attachments/1225/Press-Release-CBDT-Signs-174-Advance-Pricing-Agreements-in-FY-2024-25- dated-01-04-2025.pdf

上訴手続き中に上訴機関によって行われた調整
- APAに基づく調整、MAPによる合意、またはSHRの適用による調整

- AEに利用可能な余剰資金（つまり、適正価格と実際の取引価値の差）が、主要調整の受け入れ時から始まる所定の期間内（以下に記載）にインドに送金されない場合、主要調整額は納税者から当該AEに対する前渡し金とみなされ、その前渡し金には名目上の利息が計上されます。この利息はインドの納税者の総所得の一部として含まれ、適用される税率で課税されます。ただし、主要調整の価値が1,000万インドルピー未満の場合や、主要調整が2015-16会計年度以前に関連する場合は、二次調整は必要ありません。

現金送還の期限

- **修正後90日以内の現金送還**
- 任意調整、セーフハーバー、MAP和解については、税務申告の提出日から
 APAの結論の場合 - 修正申告書の提出日から
- 監査または上訴の場合-TPO /上訴当局の命令の日から

適用される年間利率

- ルピー建て取引-適用前年4月1日時点のSBI(State Bank of India)の1年MCLR(Marginal Cost Lending Rates) と325ベーシスポイント
- 外貨建取引-適用前年9月30日時点の6か月LIBORと300ベーシスポイント

- CBDTは、2019年の財政法案により、二次調整の規定にいくつかの改正を加えました。
 - **ワンタイムの追加税（2019年9月1日から有効）：**納税者は、定期的に前渡し金に利息を計上する代わりに、未送金額に対して18%（適用される課徴金と目的税を加えたもの）の追加税を一度に支払うオプションが提供されます。
 - **任意のAEからの現金の送金：**納税者は、任意の外国AEから余剰資金を送金することができます。
 - **APAの経過措置：**2017年4月1日以前に締結されたAPAの下での主要調整は、二次調整の規定の範囲外とされます。ただし、改正前のセクションに基づく税金の払い戻しは認められません。

C.1.3.　従業員課税

1.3.1. 人的資源

インドは急速な成長により、世界中の企業が注目する国となりました。インドの人材プールは、教育資格、デジタルスキル、勤勉さ、新しい技術への適応能力など、いくつかの要因により大きな評価を得ています。

人材プール

インドにはムンバイやデリーのような巨大都市のほかにもバンガロール、ハイデラバード、チェンナイ、コルカタ、プネのような大都市圏を含む約7~10の主要経済中心地があり、大規模で熟練した人材プールが存在



主要なハブを除けば、インドのTier 2、Tier 3都市にはインドの技術人材プールの多く(~15%) が集中しており、インドのテクノロジー環境のコスト削減を推進する可能性

2018-19年度経済調査によると、インドの人口ボーナスは2041年頃にピークを迎え、20歳から59歳の生産年齢人口の割合が59%に達すると予想されており、インドの経済成長に大きな可能性を与えている

2023年にUNFPA（国際連合人口基金）が発表した報告書の基礎となっている世界人口推計(WPP) のデータによると、インドの人口の年齢中央値は28.2歳。これにより、インドは急速に成長している経済の中で最も若い国の一つ。比較のため、同報告書によると、中国の人口の年齢中央値は39歳、北米は38.4歳、欧州は42.2歳。

人材の獲得と維持

インドの人材ハブは、国内外の企業とのトップ人材獲得競争に直面しています。この高い需要は、インドにおける比較的高い給与成長率をもたらしています。その反面、毎年大量の新規労働者が労働力に加わることで、全体的な報酬の中央値が引き下がるため、人件費増加率の影響が相殺されることで結果としてインドでの運営コストが安価で手頃になります。

出向制度

MNCがインド事業を監督するために出向契約の下で外国人をインドに配置することは非常に一般的です。インドでの滞在期間は、ビジネス上の必要性に応じて異なります。 インドの事業がグローバル親会社の方針に沿って運用され、派遣された外国人の指導を受けることは重要ですが、以下の要素について適切に対処されるべきです。

- 役割の性質　-　管理責任、管理職の役割、実際の業務など
- 役割と責任、および出向社員、海外雇用主、インド雇用主間の商業的取り決め

- 会計年度中にインドに派遣される従業員数、滞在期間、訪問回数を正確に把握するための強固な追跡メカニズム
- 派遣される従業員の報酬及びその費用を負担する事業体

適切な対応がなされていない場合、すなわち、十分ではない出向の取り決めによる人の派遣によって、通常、多くの影響が生じます。いくつかの影響は以下のとおりです。

給与のクロスチャージが行われない場合のシナリオでは、

- 多くのインド企業がコストプラスモデルで運営されているため、収益および税収が低くなる可能性
- 税務当局が、外国法人に対して独立企業間価格に基づく補償を推定する可能性



インド企業によって派遣された従業員の給与コストは、労働力サービスの料金として扱われる可能性がある。その結果、サービスの受益者（輸入者）であるインド企業は、GST（物品・サービス税）の支払い義務を負う可能性

海外法人は、インドで従業員によって行われる事業活動により、インドでの課税対象となる「税務上の拠点（PE）」を形成するリスクにさらされる可能性

インド企業による給与の立替払いの性質（純粋な立替払いとして扱うか、「技術サービス料」として扱うか）およびそれが外国法人における課税対象となるか、またはインド企業側に源泉徴収義務が発生するかどうかの判断

出向契約は、出向社員、海外の雇用主、およびインド雇用者の間の関係、役割と責任、商業的取り決めを適切に反映する必要があります。

1.3.2. 従業員の税金と規制に関する考慮事項

インドでは、国内で提供されたサービスに対して得られた給与所得は、居住状況、雇用契約の締結場所、または収入が支払われる場所に関わらず課税の対象となります。 2025年度国家予算案により、中間所得層の消費を促進するために個人の所得税負担が軽減されました。

ただし、インド国籍を持たない個人で、短期間だけインドに滞在している場合、短期滞在条件（所得税法またはDTAA(租税条約)に記載されているもの、より有利な方）の達成に基づいて、給与所得を所得税から免除することができます。DTAAに基づく恩恵を受けるためには、TRC（税務居住者証明書）が必要です。

雇用主は、インドで従業員が得た給与に対して源泉徴収を行い、従業員に源泉徴収証明書を提出する義務があるため、インドで税務登録を取得し、源泉徴収税申告書を提出する必要があります。従業員は少額免除基準を超える所得について、毎年所得税の申告をする必要があります。

外国企業に雇用され、インドのグループ企業に派遣されている外国人または居住インド人は、インドで提供したサービスに対する給与 (源泉税控除後) を受け取るために、インド国外に外貨建ての銀行口座を持つことができます。
従業員による雇用主へのサービスは、物品の供給でもサービスの供給でもないため、GST（物品サービス税）の対象とはなりません。

社会保障

積立基金(PF(Provident Fund))

国際労働者(IW(International Worker))

- EPF(Employees' Provident Fund)法が適用される施設で働くすべての外国人(OCI(Overseas Citizen of India)カード保有者を含む)は、IWとみなされます。
- 雇用主と被雇用者が、賃金の上限なしで賃金の12%をそれぞれが強制的に拠出する必要があります。

社会保障協定(SSA(Social Security Agreement))

- SSAは、国境を越えた労働者の利益の保護を規定し、主に「二重適用」を回避する二国間の協定です。
- 現在インドは、ドイツ、オランダ、オーストラリア、日本、カナダ、スイス、ルクセンブルク、フランス、スウェーデン、フィンランド、ノルウェーなどを含む19か国と効果的なSSAを締結しています。また、インドは米国や英国を含むいくつかの国と交渉中です。
- SSA諸国からの外国人で、 適用証明(COC(Certificate of Coverage))/ 派遣証明書を持っている人は、IWの規定および規定の適用から除外できるため、インドのPFに拠出する必要はありません。
- IWは、インドの会社を退職する際にPF積立(拠出金+利息) を引き出すことができます。ただし、非SSA国出身者は58歳に達している必要があります。

社会保障/退職–勤務終了手当

退職金-サービス終了時の支払い

- 従業員10人以上の事業所は、サービスの終了時に退職金を支払う必要があります。
- 従業員は、そのような給付を受ける資格を得るために、雇用主に最低5年間の継続的勤務(特定の例外を除く)をする必要があります。
- 退職金は、POGA (Payment of Gratuity Act)で規定されている計算メカニズムに従って、定義された給与で勤務年数ごとに支払われます(法定上限は200万インドルピー)。

就労ビザ

OCIカード保有者以外の外国人がインドで働くには大半の事例において就労ビザが必要です。就労ビザは本国で申請し、インド滞在中に最長10年間延長することができます。同伴する子供や配偶者は家族帯同ビザの対象となります。

特に投資家については、FDIポリシーに規定された関連条件を満たすことを条件として、永住権 (PRS) を活用することができます。PRSスキームの主な基準と特徴には以下が含まれます。

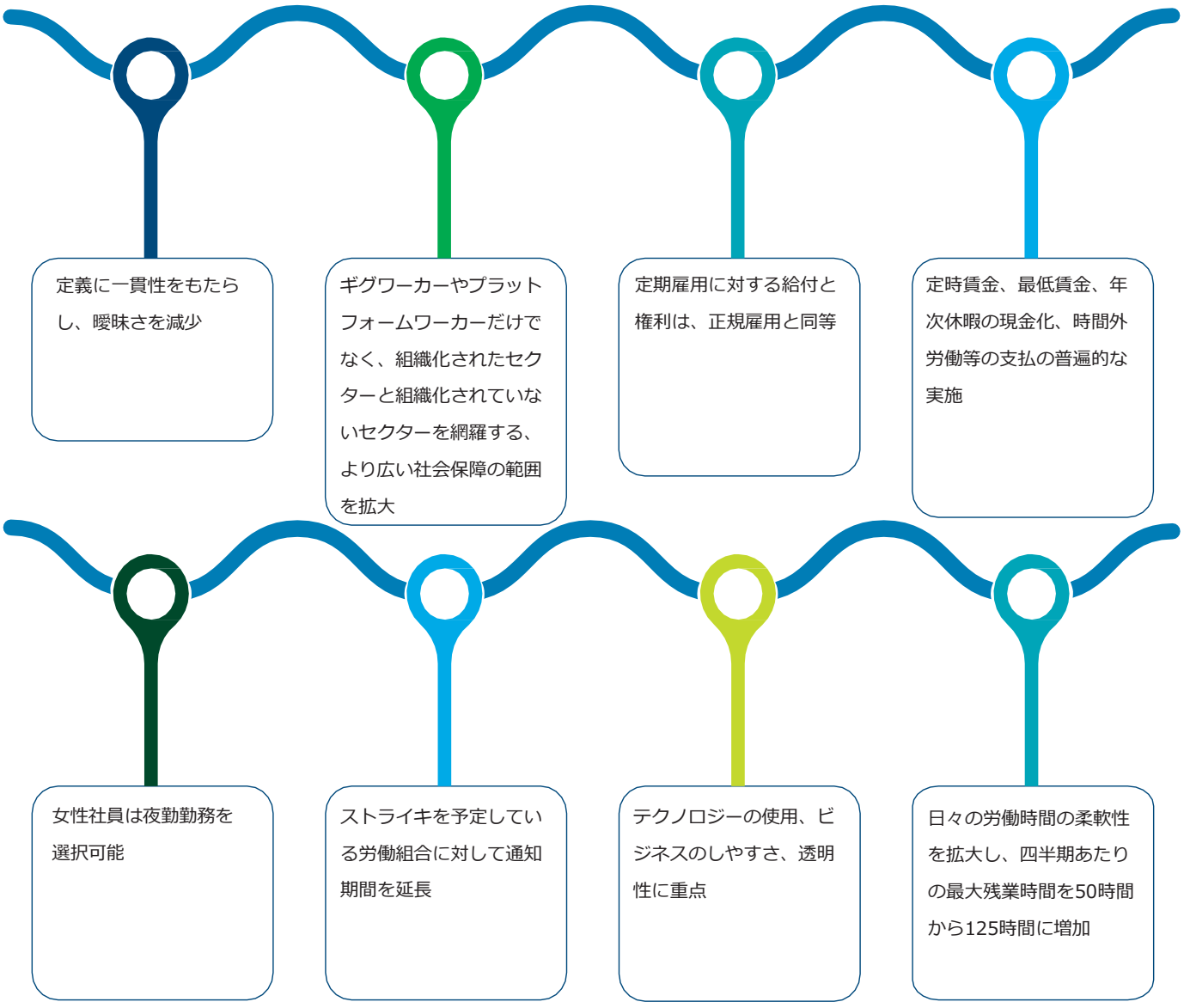


1.3.3. 最近の傾向と新たなアップデート

(A) 労働法典

「インドにおけるビジネス環境改善」の一環として、政府は既存の29の中央労働法を包含する4つの新しい「労働法典」を導入するという大きな改革に着手しました。労働法典は制定されましたが、施行日はまだ通知されていません。これはインドの労働市場と企業にとって重要な進展です。

労働法典の主な特徴は以下の通りです。



インドに投資する外国企業は以下の事を行うことが重要となります。

- 賃金の定義変更による財務的影響の把握
- 報酬体系、人事ポリシー、および基盤となるテクノロジーとプロセスの調整
- 従業員の適切な分類

(B) グローバルでどこからでも仕事が可能なWork from anywhere規制

パンデミックは、世界中の仕事や文化の柔軟性と対応力を試しました。ハイブリッドワークやリモートワークのモデルが現在では標準となっています。

しかし、外国の雇用主とインドで働くその従業員の双方にとって、移民（ビザなど）及び税務上の影響を理解することは極めて重要です。

入国審査

リモートワークを容易にするために特定のビザを導入している他の国とは異なり、インドはまだ特定のビザを打ち出していません。したがって、OCIカードを持っていない外国人は、インド国内からリモートで働くことはできません。

税金およびその他の影響

インドからの海外で雇用されている従業員によるリモートワークは、課税対象となる拠点の創設、すなわちインドにおける海外雇用者のPE（恒久的施設）エクスポージャーに関する議論を呼び起こしており、特に以下の要因に留意する必要があります。

- インドに出張する従業員数
- インド滞在日数のしきい値
- 従業員の役割/業務内容
- 契約交渉、署名、執行又は締結する従業員の権利
- インドの顧客/仕入先とのやり取り
- 従業員の勤務地-自宅/インドグループ会社のオフィスなど

租税条約は、PEの定義から本質的に準備的/補助的な活動を除外しています。しかし、そのようなサービスの範囲は、雇用者の活動/事業全体との関連でテストされなければなりません。

グローバルに移動する従業員のトレンドが増加する中で、どこからでも仕事が可能なWork from anywhereポリシーから生じるPEエクスポージャーを理解することが不可欠になっています。

外国企業がインドにPEを持っていると結論付けられた場合、独立企業間利益はインドのPEに帰属されなければなりません。したがって、外国企業のインドPEは、インドにおいて税務登録を行い、年間所得税申告及び税務監査報告書を提出し (しきい値を超える場合)、会計帳簿及び監査済み財務諸表を維持し、TP規制を遵守する必要があります。

インドで働く外国企業の従業員が法令またはDTAAのいずれにおいても短期滞在の免除を申請する資格がない場合、当該外国の雇用主は当該従業員に支払われた報酬に関する源泉徴収税およびその他の関連法令を遵守する必要があり、当該外国人従業員はインドで納税申告を行う必要があります。従業員はDTAAに基づいて短期滞在者免税を申請する場合、TRC（居住者証明書）を取得しなければなりません。

さらに、外国人雇用者は、インドで働く従業員のために、インドにおける労働法の適用を検討する必要があります。GST登録を受けるための外国事業体の要件をチェックするために、GST法上の影響も検討する必要があります。

(C) インドのギグエコノミー

ギグエコノミーは、人々が独立して、しばしば短期間で、複数のクライアントのために働くという経済の仕組みを指します。インドではこのセクターが急速に成長しています。インド政府の政策立案機関であるニティ・アヨーグ（Niti Aayog）の「インドの急成長するギグおよびプラットフォームエコノミー」の報告書によると、2021年のインドのギグワーカー数は770万人で、この数は2029~2030年までに約2,300万人に増加すると予想されています。

インドのギグエコノミーに貢献している主な要因は以下の通りです。

- 未熟練者、中程度の熟練者、高度な熟練者の各カテゴリーにわたる、利用可能な労働力の大規模なプール
- 急速な成長期にコストを抑え、ビジネスの柔軟性を提供するためにより多くのギグワーカーを使用するというビジネスモデルの変化
- 小さな町でもデジタル化の導入率が高いことで、ギグワーカーをより多くの企業が利用
- インド企業おける多様性と一体性への関心の高まりにより、従来とは異なる労働力モデルへの取り組みの増加

2025年度国家予算案演説で、財務大臣は新時代のサービス経済におけるギグワーカーの重要な役割を正式に認めました。約1,000万人のギグワーカーを支援するために、政府は身分証明書、e-Shramポータル登録、PM Jan Arogya Yojana（プラダン・マンティリー・ジャナ・アローギャ・ヨジャナ）の下での医療を含む福祉措置を導入する計画です。

C.1.4.　事業再編

事業再編には、取引課税、関連する税務への影響、およびデューデリジェンスの課題など、重要な考慮事項があります。インドに参入する投資家や企業にとって、これらの側面を理解することは、取引を効率的に構築し、潜在的なリスクを軽減するために重要です。インドの税制の変化や規制改革が進む中、再編に関する戦略的な計画は大きな価値を生み出します。このセクションでは、ステークホルダーが意思決定を行い、機会を最大限に活用するための方法と留意すべき点を紹介します。

取引課税

個々の取引には、さまざまな税務上の影響が伴います。いくつかの主要な影響は以下の通りです：

1 合併

合併は、税帰属を含む複数の事業体の資産と負債を統合することを指す。この方式は、通常、金銭的な対価を必要とせず、特定の条件が満たされれば、税務上も中立となりうるため、しばしばグループ内合併で好まれる。しかし、規制当局の承認を得ることが不可欠で、印紙税の影響を受ける可能性がある。

2 カーブアウト

カーブアウトのオプションには、様々な手段を通じて、税帰属を含む事業を別の事業体に譲渡することが含まれる。分割は税務上中立的な選択だが、規制当局の承認が必要なため時間がかかる可能性がある。事業譲渡と資産売却はより一般的な選択肢。通常は相互の合意のもと実行され、時間を節約できる可能性はあるが、課税を伴うことがある。

3 資本再編

資本再編の方法には、自社株買い、減資、ボーナス発行、株主割当発行などによる企業の株式資本構成の再編が含まれる。これらの方法は、資本構成を簡素化し、貸借対照表を最適化し、余剰資金の本国送還や拡大のための資本調達を容易にするために採用される。

4 株式譲渡

インドでの事業や投資の拡大は、しばしば株式の取得を通じて達成される。このアプローチは、グループの利益に沿った直接的な支配を提供する。通常、迅速なプロセスだが、課税を伴う可能性がある。

買い手側

税務上の欠損金および繰越減価償却費（UAD）の移転可能性

合併や分割の場合に欠損金を移転するために満たすべき条件

濫用防止規定

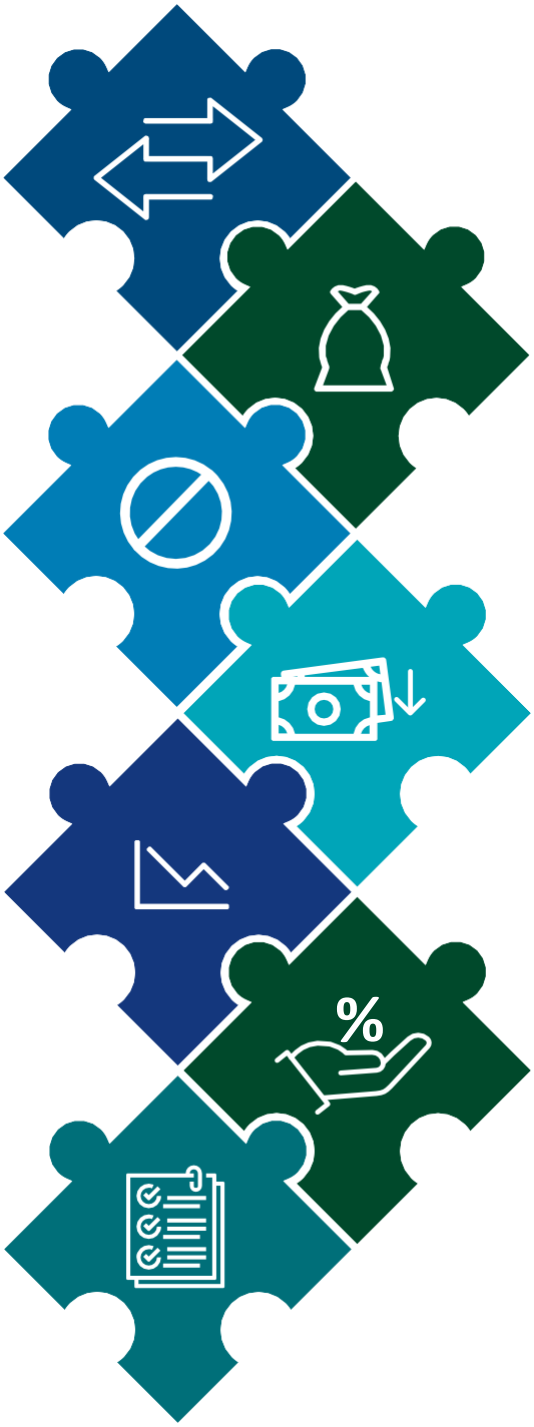
不十分な対価で財産を受け取った場合の課税

減価償却

資産の簿価に基づいた減価償却

一般的租税回避防止規則

取引は合理的な商業的な根拠によって正当化される必要あり



税残高の移転可能性

合併や分割の場合におけるGSTクレジット、MATクレジット、前払税金およびTDS残高の移転可能性

費用の損金算入可能性

取引の実施に伴い発生した費用の税務上の損金算入可能性

源泉徴収税

所得税法（ITA）/租税条約（DTAA）の規定および売り手の居住性に基づき、対価に対して源泉徴収される

売り手側

キャピタルゲイン税

譲渡によって生じた利益は、所得税法（ITA）の規定に基づき課税

自己株式買戻税

2024年10月1日より、国内企業の自己株式買戻しの全収益が配当として株主側で課税され、取得コストの範囲内でキャピタルロスを認識可能。同時に、自己株式買戻し税は廃止

税務上の中立性

合併や分割などの特定の取引は、一定の条件を満たせば税務上中立とみなされる可能性

株式持分の大幅な取得による税務上の欠損金の消滅

株式持分が49%を超える変更があった場合、非公開会社の税損失が消滅する可能性



進行中の訴訟・要求・調査の移転可能性

関連する規定に従い、事例ごとに分析する必要あり

価値算定要件

資本資産の移転は所得税法（ITA）で定められた価値算定規則に基づき、公正な市場価値をベースに課税される

間接税の影響

取引の性質に応じてGST（物品・サービス税）の影響を評価する必要あり

一般的租税回避防止規則

取引は合理的な商業的根拠に基づいて正当化される必要あり

その他の関連事項

取引の問題

SEBIへの影響

取引の当事者のいずれかが上場企業である場合、2011年SEBI (株式の実質取得および買収) 規則 (買収規則)、2018年SEBI (資本の発行および開示要件) 規則 (ICDR規則) などのSEBI規則に準拠する必要がある。

間接譲渡

1961年所得税法の規定により、間接譲渡条項は、海外法人の株式が譲渡され、その株式の価値が実質的にインドにある資産から生じた場合に適用される。

印紙税の影響

株式の譲渡、合併、分割、買収などの取引を行う際には、州ごとに異なる印紙税の影響を考慮する必要がある。

タイムライン

- 事業譲渡を実施するための期間は、2~3ヶ月が目安。
- なお、異なるルートによる合併・分割のための期間の目安は以下のとおり。
 - NCLT（会社法審判所）ルート-10~12ヶ月
 - ファスト・トラック・ルート-5~6か月

また、株式取得など他の方法では約1ヶ月かかる。

インド競争委員会（CCI）の承認

CCIは、取引の内容を審査し、それがインドの関連市場における競争に著しい悪影響を及ぼすか否か、または及ぼす恐れがあるか否かを評価する法的機関です。規定された資産と売上高を満たすM&Aは、完了前にCCIに通知し、承認を受ける必要がある。

合併時の税務上の欠損金の繰越制限

現在、合併会社の累積欠損金は、合併後の会社によって8年間繰越すことが可能だが、2025年4月1日以降に実施される合併や事業再編の場合、前身となる法人の累積欠損金は、後継法人の欠損金とみなされ、前身法人で最初に計算された年から8課税年度を超えて繰越すことはできない。

デューデリジェンス実施時の留意事項

1. 法律で義務付けられている源泉徴収義務の不履行
2. 適時の所得税コンプライアンス - 税務申告と納税
3. 持株比率の変更による欠損金の繰越適格性への影響
4. 税務上の費用の資産計上及び減価償却費の計上
5. 実質的に収益とみなされるマーケティングプロモーション費用が否認となるリスク
6. 所得税法第35DD条に基づく合併費用の否認
7. 進行中の税務訴訟/調査で対象企業が選択した不利なポジション
8. 「PEなし」証明書が利用出来ず費用が否認される可能性
9. 新規設立企業の場合に発生する初期費用の税務上の取扱い
10. 対外商業的借入に係る支払利息の否認

C.1.5.　所得税コンプライアンスと紛争解決

1.5.1. 所得税コンプライアンス

インドの税務当局は、所得税法の下で様々な所得税コンプライアンス要件を設けています。これらは主に以下のもので構成されています。

納税番号（PAN）の取得

納税番号（PAN：Permanent Account Number）は、所得税当局によって法人・個人に割り当てられたインド固有の識別番号です。通常、所得税規則に従って課税所得を得る人は、インドでPANを取得する必要があります。

毎年の確定申告

課税所得を得るすべての人は、所定の期限内に所得税申告書を提出する必要があります。税務当局は、異なるカテゴリーの納税者に対して様々な申告様式を提供しています。

源泉徴収税コンプライアンス

インドの課税対象者に支払いを行うすべての者（法人・個人）は、特定の支払いに際し源泉徴収税を控除する必要があります。また、その者も源泉徴収票の提出及び源泉徴収票の交付が必要となります。

源泉徴収（回収）税（TCS）

源泉徴収（回収）税（TCS：Tax Collected at Source）は、特定の商品やサービスを販売する際に、売り手が税金を回収する仕組みです。TCSの目的は、政府ができるだけ早い時点で税金を徴収し、高額取引を追跡することです。税金を回収する売り手は四半期ごとに申告を行う必要があります。税金を支払う買い手は、所得申告を行う際にその税金に対するクレジットを請求することができます。

前払税金の支払

インドで所得税の支払い義務がある者（法人・個人）は、四半期ごとに前払税を納付する必要があります。このような税金は、事業年度の確定申告時に最終的な納税義務額と調整されます。

1.5.2. 帳簿の整備、監査、紛争解決



帳簿の維持要件

- 所得税法に規定された限度額を超える売上高または所得を得た場合、裏付けとなる書類とともに適切な会計帳簿を維持することが求められる。
- 会計帳簿及び関連書類は、インド所得税法に定める期間、保管の義務がある。上記の記録は、紙または電子形式で保管することが可能。



税務監査要件

- 所得が一定の限度額を超える場合、所得税法に基づき、公認会計士による会計帳簿の監査が必要となる。
- 税務監査は、税務当局が要求する所定の情報を報告し、会計帳簿の正確性を確保するために必要とされる。



租税紛争解決の場

- 所得税当局は、納税者との間の様々な租税紛争に対処するため、様々なプラットフォームを提供している。
- プラットフォームの一覧は以下の通り（階層は上から下）
 - 紛争解決パネル/所得税局長（不服申立て）
 - 税務審判所
 - 高等裁判所
 - 最高裁判所
- その他の代替的紛争解決には、事前裁定当局、相互合意手続きなどがある。

I.1.1.　間接税

1.6.1. 間接税

GSTは多くの間接税を包含していますが、いくつかの間接税はGST施行後も存続しています。関税は国際貿易に引き続き適用されます。中央物品税はGSTの適用外である特定の石油製品 (ガソリンやディーゼルなど) や特定のタバコ製品に引き続き適用されます。州は、アルコール飲料や麻薬などの特定の商品に物品税を適用し、アルコールの販売にVATを課しています。

中央政府や州政府は、国内製造、輸出、産業の発展、雇用などを促進するための輸入を許容し、税制上の優遇措置を提供する様々な政策や計画を随時展開しています。対外貿易政策、生産連動型インセンティブ制度、州政府のインセンティブなどにそのような恩恵が設けられています。

GSTストーリー

イントロダクション

GSTは2017年7月1日から中央政府と州政府によって導入されました。サービス税、中央物品税、付加価値税、中央売上税など、いくつかの複雑な中央および州の法律が統合されています。酒類と石油製品に関しては、例外となり、物品税と付加価値税の課税対象となっています。

大規模な改革は進行中であり、最初からシームレスに機能することは期待できません。GSTはインドで継続的な改変を続けています。コンプライアンスと税務手続きはステークホルダーとの協議に基づき、継続的な改善が行われています。

GSTが導入され、税務行政の効率化が進められています。

ストラクチャー

GSTは、中央政府、州/連邦地域 (UTs) が物品及びサービスの供給に対して同時に賦課できるため、二重構造制度を有しています。GSTの構成は以下の通りです。

- 中央政府賦課（ CGST） - 州内供給（すなわち州/UT内）に適用され、適用税総額の半分。
- 州/UT政府賦課（SGST/UTGST） - 州内供給に適用され、適用税の残りの半分。
- 中央政府賦課（ IGST） - 州間供給（2 つの州／UTs間）の物品およびサービスの州間供給および輸入に適用されます。
- 補償税 - 減免品および贅沢品のみ適用。自動車、航空機、石炭、タバコなど。
- GSTでは、物品とサービスは5%、12%、18%、28%などの異なる税区分に分類され、いくつかの必需品はGSTを免除されます。
- 仕入税額控除は所定の物品又はサービスの国内供給について支払われたGSTについて適用されます。

1.6.2. 関税

関税はインドへの輸出入品に適用されます。品目及びその税率は、1975年関税率法の第２表に規定されています。第1表は、「商品分類についての統一システム」として知られる国際的な分類スキームであり、様々な輸入品目を体系的に分類し、輸入関税率を指定しています。輸入品に対する関税は、通常、従量又は従価のいずれかで課されますが、まれに双方が課されることもあります。第2表には、輸出税の対象となる品目及びその税率が組み込まれています。主な課税方式は従価ベース、すなわち価値基準です。評価規定は、基本的には関税及び貿易に関する一般協定 (GATT) に基づく

評価制度 (現在は世界貿易機関 (WTO) 評価協定と呼ばれています) を採用したもので、世界的にも採用されています。間接税関税中央委員会 (CBIC) は、通関手続きを容易にし、取引コストを削減してビジネスの容易さを確保するために、多くの措置を講じてきました。世界税関機構 (WCO) のSAFE基準の枠組みに基づき、「認定通関業者 (AEO) 」は、国際貿易に関わる企業が様々な利益を享受できるように開発されました。インドでは、保税製造施設、関税控除制度、輸出促進制度、経済特区制度、輸出指向型企業 (EOU) 制度などの様々な制度が普及しています。これらの制度によりインドからの輸出が促進されています。

1.6.3. 対外貿易政策 (FTP)

FTP（外国貿易政策）は、輸出入に関する指針および指示を規定したもので、外国貿易総局（DGFT）によって制定され、中央政府によって公示されるものです。インドは、2023年3月31日に発表されたFTP 2023によって、グローバル経済大国への道を大きく進める一歩を踏み出しました。この政策は、時代の変化するニーズに柔軟に対応できるよう、躍動的かつオープンエンドな設計を目指しています。FTP 2023は、技術革新の活用、協力関係の促進、そして新興輸出分野の特定を通じて、積極的かつ先進的なアプローチを採用した外国貿易政策を具現化しています。この政策は、インドを国際貿易の舞台で競争力のあるプレーヤーとして位置付けることを目指しています。

この政策は、輸出業者との信頼とパートナーシップの原則に基づいており、以下の4つの柱に基づいています。

インセンティブから還付へ

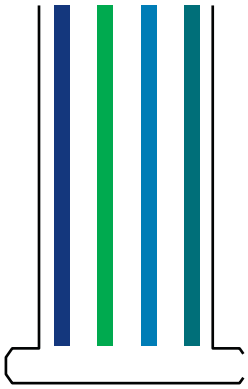
インセンティブから還付への移行を図り、国際貿易取引（輸出）における関税および諸税の削減を通じて実現します 。

協業による輸出促進

- **輸入関税の免除および軽減** - 従来の輸出促進スキーム（例：事前承認制度や輸出促進用資本財スキーム）は、原材料および資本財の無税輸入を可能にしてきました。この制度では、輸出業者の利便性を向上させるためのプロセスの大幅な再構築や技術支援が導入されています。
- **輸出業者のステータス認定基準の合理化** - 輸出業者をステータスホルダーとして認定するための輸出実績基準を合理化し、より多くの輸出業者が高いステータスを達成できるようにするとともに、取引コストを削減しています。
- **インドからの商業取引活動の促進** - 商業取引活動（マーチャンティング）を活性化させ、輸出促進を図っています。
- **インドルピーの国際化** - 外国貿易政策（FTP）スキームにおいて、ルピー建ての支払いを受け入れることで、インド・ルピーの国際化を推進しています。
- **輸出優良都市（TEE）** - 現在認定されている39の輸出優良都市に加え、新たに4つの都市を「輸出優良都市（TEE: Towns of Export Excellence）」として認定しています。
- **州および地区を輸出促進のパートナーに** - インド国内で輸出促進を分権化することを目指し、州や地区レベルでの輸出促進を強化します。FTP 2023の重要な要素の1つは、地区レベルからの輸出促進と、地域貿易エコシステムの発展を加速させることです。
- **輸出義務不履行に対する特別な一時的恩赦制度の導入** - 輸出義務の不履行に対応するため、特別な一時的恩赦制度を導入します。この制度は、訴訟を削減し、信頼に基づく関係を構築することで、輸出業者が直面する課題を緩和することを目的としています。

ビジネス環境の向上

- FTPにおける様々な承認のためのリスク管理システムを備えた自動化ITシステムを通じて、輸出業者により大きな信頼が寄せられています。この政策は、「ビジネス環境改善」イニシアティブに基づいて、ペーパーレスのオンライン環境を実現したものです。



新興地域 – 輸出ハブとしてのeコマース開発地区と SCOMET政策の合理化

- **Eコマース輸出促進のための重要な施策** - Eコマース輸出を強化する重要な取り組みとして、宅配を通じた輸出基準が1件あたり1,000,000インドルピーに引き上げられました。Eコマース輸出拠点のインフラ整備を進めることで、この分野の効率的な輸出活動を支援します。
- **輸出管理体制の強化** - インドは、輸出管理体制（Export Control Regime）を強化する中で、「輸出管理」に重点を置いています。本政策では、**SCOMET**（特定化学品、微生物、材料、装置および技術）の政策やその他関連規制の効率化を図るための措置が導入されています。

1.6.4. 自由貿易協定 (FTA)

FTAとは、2つ以上の国や貿易圏の間で、主に関税や非関税障壁を削減または撤廃することに合意する取り決めです。FTAは通常、物品貿易（農産物や工業製品など）やサービス貿易(銀行業、建設業、貿易業など) を対象としています。FTAは、知的財産権 (IPR)、投資、政府調達、競争政策のような他の分野もカバーすることが出来ます。

インドは、約54カ国との間に、優先的なアクセス、経済協力および自由貿易協定 (FTA) を有しており、約18の団体/国と、包括的経済連携協定 (CEPA) /包括的経済協力協定 (CECA) /FTA/特恵貿易協定 (PTA) の形で二国間貿易協定を締結しています。

原産地規則 (ROO) は、国際貿易のために製品の原産国を決定するために必要な基準です。その重要性は、関税と制限が輸入元に依存することによよります。基準は以下のために利用されます。

- アンチダンピング税やセーフガード措置などの商業政策上の措置や手段の導入
- 輸入産品が最恵国(MFN) 待遇 を受けるか特恵待遇を受けるかの決定
- 貿易統計
- ラベリングおよびマーキング要件の適用
- 政府調達

ROOは、FTAにおける特恵関税の適用に関する評価を行う上で重要です。さらに、FTA非加盟国は、FTAパートナー間で合意された特恵関税の恩恵を受けられません。

FTAの下で優遇税率を利用するためには、「原産地証明」が必要です。FTAによって原産地証明の要件は異なります。一部のFTAでは、指定された機関からの証明書の形で原産地証明を取得する必要がありますが、一部では自己申告の形で行うことができます。

1.6.5. 間接税コンプライアンス

インドの主要な間接税の典型的なコンプライアンス事項は以下の通りです：

GST



- 電子請求書および貨物運送状にかかるコンプライアンス。
- 月次/四半期GST申告: 通常の登録をした事業者は、対外供給の報告 (取引レベルの収益詳細) と要約申告をそれぞれ行うために、2つの月次申告書を提出する必要があります。さらに、電子商取引事業者、少額納税者、臨時納税者、非居住者納税者などのGST登録事業者の特定のカテゴリーには、個別の報告義務があります。
- 年次コンプライアンス:一定の売上基準を超える事業者は年次申告書と自己証明書の提出を行います。

関税の申告



- 輸入者及び輸出者は、物品の詳細、価格、原産地その他の関連情報を記載した通関申告書 (輸入の場合) 及び船荷証券 (輸出の場合) を提出する必要があります。
- 関連当事者からの輸入の場合には、特定の申告書を提出する必要があります。
- 制限された物品を輸入、免税または軽減税の利益を享受するためには、特定の条件及び手続の遵守が要求されることがあります。

帳簿の保持、監査、および紛争解決

記録保持要件



登録された企業は、請求書、貨物運送状、すべての会計帳簿など、様々な記録や文書を保持する必要があります。帳簿には、金融取引、仕入税額控除の詳細、納税義務が正確に反映されている必要があります。



記録は各会計年度の末日から所定年数の間保管する必要があります。

監査

それぞれの法律は、定期監査、特別監査及び年次監査を含む様々な種類の監査が規定されています。監査は納税者の公認会計士または税務職員によって行われます。

紛争解決

通常、同法は、紛争の適時の解決を確保するために、紛争解決の様々な段階の期限とともに、紛争解決のためのいくつかの手段を提供しています。間接税法に基づく紛争解決の主な要素は次のとおりです

裁決

裁判を通じて納税義務の決定を行う権限が付与される。

不服申立て

納税者は、裁定機関の決定に不服がある場合には、不服申立てをする権利を有する。

高等裁判所への請願と上訴

納税者は、下級上訴当局 (審判所) の決定に満足しない場合、高等裁判所や最高裁判所などの上級司法機関に上訴することができる。

調停委員会／調停のための暫定委員会

これは、訴訟ではなく調停で租税紛争を解決したい納税者のための、中央物品関税下での代替的な紛争解決メカニズム。現在、GST係争の和解に関する規定はない。

事前裁定

納税者に、GSTの影響を事前に把握し、明確にする機会を提供する。事前裁定当局による裁定は、出願者及び政府当局に拘束力を有する。このメカニズムは、GST関連事項における不確実性と潜在的な紛争を減少させるための積極的な措置として機能している。

1.6.6. 生産連動型インセンティブスキーム

生産連動型インセンティブ (PLI) スキームは、政府のアートマニルバール・バラット（自立したインド）イニシアティブの下で国内製造を促進するために2020年3月にインド政府によって初めて導入されました。国内生産および雇用、そして社会福祉を促進し、税収を増やすことは政府の伝統的な戦略です。PLIは、税還付、輸出入税の引き下げ、土地取得基準の緩和などの形で行われます。

PLIスキームの目的は、主要セクターと最先端技術への投資を呼び込むこと、効率性を確保し、製造セクターにスケールメリットをもたらし、インドの企業と製造業者を世界的な競争力のある存在にすることです。

PLI方式の顕著な特徴

目的
国内製造業の拡大を促進（260億米ドルを超えるインセンティブの支出）。

WTO準拠
支援量が輸出に連動していないため、WTOに適合。

柔軟性
他の制度や州の政策による利益を享受することに制限はない。

インセンティブ
5～6年間などの特定の期間にわたる現金補助金。

アクティビティプロファイル
国内・輸出販売の両方がインセンティブの対象になる。

タイムライン
通知後、申請には約3～6か月かかる。

適格基準

1. インドで登録された企業/合弁会社
2. 特定の新規または増分投資、売上高基準を満たす
3. 追加の生産能力を満たす
4. 追加の雇用創出
5. 投資が計画されている場所の分類

対象となる分野および製品範囲

PLIスキームは、以下の表に記載されている16の主要なセクターおよび製品を対象としています。



[5,6] 承認待ち

I.2.　規制の状況

インドの規制環境は、外国投資を誘導する上で重要な役割を果たしており、対外商業借入や外国直接投資に対して体系的な枠組みを提供しています。このセクションでは、投資家がインドのダイナミックな経済環境を効果的にナビゲートできるよう、インドへの投資を形成する主要な規制、コンプライアンス要件、および機会の概要を紹介します。

外国投資の概要

外国直接投資 スケジュール1

- 自動ルートと承認ルート
- 非上場インド企業
- 上場しているインド企業の発行後払込資本の10%未満
- セクター別条件
- 株価算定評価基準
- EMF（エンティティマスターフォーム）/SMF（シングルマスターフォーム）などのコンプライアンス
- FOCC（外国オーナーシップ制限基準）コンプライアンスの適用性
- R（居住者）とFOCC（非居住者）の間の譲渡に関する評価および申請
- 一度FDI（外国直接投資）となったものは常にFDIとして扱われる

外国直接投資 スケジュール2

- 上場しているインド企業の発行後払込資本の10%以上の場合
- セクター別条件、評価基準およびコンプライアンス
- 非資本性金融商品におけるFPI（外国ポートフォリオ投資） – 債務性金融商品規制のスケジュール1

海外ベンチャーキャピタル投資

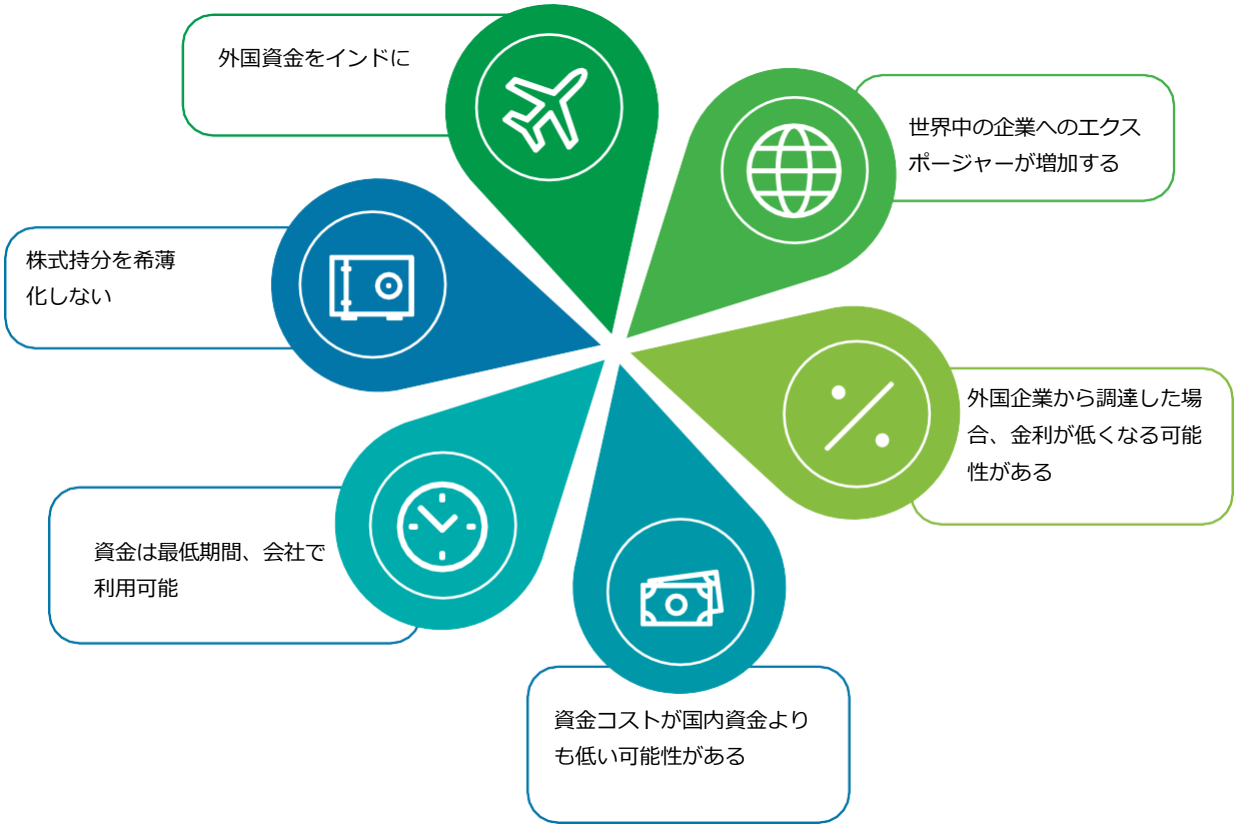
- 債務および非債務性金融商品
- 特定のセクター
 - バイオテクノロジー
 - ナノテクノロジー
 - 種子研究開発
 - 酪農業界
 - 養鶏業界
 - バイオ燃料の生産
 - ホテル兼会議施設セクター
 - インフラ
- 株価算定評価基準およびコンプライアンス

経済的商業借入

ECB（対外商業借入）とは何か?

- 商業ローン
- 適格借入人・企業により調達されること
- 非居住者企業から調達されること
- インド準備銀行（RBI）によって規定・許可された最終用途のためであること
- RBIが指示する条件・基準に準拠していること

メリット



ECB調達の手順

自動ルート

- 最大7億5000万米ドルまでのECBの調達が可能
- ECBフォームをADカテゴリーI銀行を通して提出

承認ルート

- 借入人は、ECBフォームに基づく申請書をインド準備銀行（RBI）に提出
- RBIは、全体的なガイドライン、マクロ経済状況、提案の妥当性に基づいて承認を付与

I.3.　投資利益率/資金還流

インドからの投資収益率（ROI）と資金送還の理解は全体的な収益性やコンプライアンスに影響を与えるため、投資家にとって非常に重要な要素となります。主要な概念、税務上の影響、その他の重要な考慮事項は以下の表の通りとなります。

項目	配当金	自社株買い	減額	ロイヤリティ支払/技術サービス料(FTS) /管理報酬	インド有限責任事業組合 (LLP) の外国組合員に対する配当	インド支店
概念	株主に対する利益処分	株主既存株主からの自己株式の買い戻し	投資対価又は損失累計額に対する資本の消却	ロイヤルティの支払いは、外国企業との提携契約に基づき、インドの企業がライセンスや権利を使用するために行われる。一方、FTS（技術サービス料）および管理手数料は、管理サービス契約に基づいて支払われる	LLP（有限責任事業組合）は、非居住者パートナーと共にインドで設立することが可能。利益の分配、報酬、利息などの形で資金の送還が行われる場合あり	支店はインドにおける外国企業の単なる延長であり、税務上は外国企業として扱われる
インドの会社/LLP/支店の管理下における税務上の影響	20%の源泉徴収が必要(租税条約上の優遇措置がある場合にはそれに従う)。インドの会社は税控除対象の費用にならない	買戻し税は廃止されたが、買戻し対価の全額を配当として扱い、該当する場合は租税条約の恩典を適用した上で、20%の源泉徴収税が必要となる	配当として扱われる金額に対して、該当する場合は租税条約の恩典を適用した上で、20%の源泉徴収税が必要。キャピタルゲインとして扱われる金額に対しては、保有期間に基づく適用税率で源泉徴収税を課し、該当する場合は租税条約の恩典を適用する必要あり	20%の源泉徴収税が必要であり、該当する場合は租税条約の恩典が適用される。これらは税控除可能な費用となる	LLP（有限責任事業組合）の利益には30%の税金が課され、給与、報酬、ボーナス、手数料、そしてパートナーへの利息の支払いに対して10%の源泉徴収税を課す必要あり	外国企業がインド支店に帰属する利益に対して課税された場合、それ以降、インド支店には追加の税金は課されない

項目	配当金	自社株買い	減額	ロイヤリティ支払/技術サービス料(FTS) /管理報酬	インド有限責任事業組合 (LLP) の外国組合員に対する配当	インド支店
外国親会社への税務上の影響	インドでは20%の税率で課税（該当する場合は租税条約の恩典が適用される可能性あり）	株式の買い戻しにおける全額の対価は、株主に対してみなし配当として課税され、取得原価の範囲内でキャピタル・ロスが認められる。この場合、対価はゼロとみなされるが、該当する場合は租税条約の恩典が適用される可能性あり	累積利益の範囲内ではみなし配当として扱われる可能性がある。累積利益を超える金額については、キャピタルゲインとして課税される場合がある。配当またはキャピタルゲインとしての課税は、該当する場合には租税条約の恩典が適用される可能性あり	通常、インドでは20%の税率で課税（該当する場合は租税条約の恩典が適用される可能性があります）。特定の条件を満たす場合には、より低い税率が適用される可能性あり	利益分配時にパートナーが受け取る利益分配額は非課税となるが、利息、ボーナス、報酬は、外国パートナーの法的立場に応じた税率で課税される	支店に起因する外国親会社の所得は35%の税率で課税。インドでの課税された後は、外国親会社への利益送還に対して税務上の影響はない
FEMAの影響	文書の整備を条件として、特別な承認なしで許可される	価値評価および提出書類に関してFDI（外国直接投資）政策に従う必要あり	価値評価および提出に関してFDI（外国直接投資）政策に準拠する必要あり	ロイヤルティは、文書の整備を条件として特別な承認なしで許可される。 技術サービス料（FTS）については、インドの外為管理の観点から特定の制限が適用される	文書の整備を条件として、特別な承認なしで許可される	特定の活動を行うために、自動ルートの下で許可される

項目	配当金	自社株買い	減額	ロイヤリティ支払/技術サービス料(FTS)/管理報酬	インド有限責任事業組合(LLP)の外国組合員に対する配当	インド支店
2013年会社法	会社は、現在または過去の利益から配当を宣言することができるが、これには会社法や関連規則、および株主の承認に従う必要がある。為替管理に関連する重大な制約はない。配当は発表後30日以内に株主に分配される必要がある	取締役会は、払込資本および準備金の最大10%までの自己株式買い戻しを承認することができる。一方で、払込資本および準備金の25%、または発行済み普通株式数の25%（いずれか低い方）までの買い戻しを行う場合は、株主総会で特別決議を取得する必要がある。さらに、買い戻し後の負債比率に関して追加の制限があり、条件に従えば、CCPS（転換条件付優先株式）も会社によって買い戻すことが可能となる	減資に関する条件と手続きには、法定監査人の証明書、株主の承認、およびNCLT（国家会社法審判所）の関与が含まれる。この手続きにはおよそ8～10か月かかる	関連会社間取引には取締役会の承認が必要。閾値を超える場合には株主の承認が必要であり、価格設定は独立第三者間取引（アームズ・レングス）の基準に従う必要がある	LLPのパートナーの中で、少なくとも2名の個人が指定パートナー（DP）である必要がある。また、そのうち少なくとも1名はインドに「居住」している必要がある。すべてのパートナーが法人である場合、これらの法人の「代表者」として少なくとも2名の個人が指定パートナー（DP）として行動する必要あり	特定の書類を会社登記局（Registrar of Companies）に提出する必要がある（設立時の一回限りの手続きおよび年間コンプライアンス）

(D)業界の概要



D.1.　金融サービス業

金融サービス業は、インド経済の成長において非常に重要な要素となっています。急速なデジタルトランスフォーメーション、拡大する顧客基盤、規制改革などが金融サービス業の成長・イノベーションに繋がっています。これらの業界のダイナミクスを理解することは、インドの強力な金融エコシステムに参入しようとする投資家や企業にとって重要です。

以下は金融サービス業界の主なセグメントである銀行、投資および資産管理、保険業界の動向となります。

D.1.1.　金融サービス（FS）業界の主要セグメント

1.1.1 銀行業

01. インド銀行業界に対する主な規制

1949年銀行規制法

1934年インド準備銀行法

2013年会社法

02. RBIの厳格なガイドラインを遵守することを条件として、銀行への外国直接投資（FDI）は以下のように認められています。

自動認可ルート

民間銀行へは出資比率49%までの投資が許可されています。

政府認可ルート

最大74%までの出資比率が可能となります。ただし、外国銀行の完全子会社の場合を除き、いかなる時点においても居住者が資本金の26%以上を保有することが条件となります。

03. 銀行業振興を目的とした最近の政府の主要な取り組みは以下の通りです。

- 全国金融情報登録簿（National Financial Information Registry）の作成
- 単一のプロセスではなく「リスクの視点」をベースとしたKYCプロセスの策定

04. 2025年の国家予算において、IFSC-GIFTシティ[7]企業によるオフショア銀行部門での投資部門の設置期限が2030年3月31日まで延長されました。また、2024年Finance Actにおいてインドで支店を通じて運営する外国銀行に適用される基本法人税率が40%から35%に引き下げられることが提案されています。

05. 商業銀行の投資ポートフォリオの分類、企業価値評価、運用に関するマスターディレクションが以下を目的として導入されており、銀行セクターに大きな影響を与えると予想されています。

- 銀行の財務報告の質の向上。
- HTMカテゴリーにおける投資の公正価値、公正価値ヒエラルキー、HTMからの売却等の開示の改善。
- 社債市場への投資促進。
- ヘッジのためのデリバティブ利用の促進。
- 銀行全体のリスク管理体制の強化。

06. インドでは新技術の成長と複数のトレンドが銀行の運営方法と顧客ニーズへの対応方法に影響を与えている状況にあります。生成AI、業界コンバージェンス、組込型金融、オープンデータ、貨幣のデジタル化、脱炭素化、デジタルアイデンティティ、詐欺などへの影響が時間と共に拡大していきます。これにより新たな税や規制の課題が生じることが見込まれます。

[7] 詳細はIFSCチャプター参照

07. 移転価格のトレンド

銀行業界の監査における移転価格の主な問題としては主に以下が挙げられます。

- キャプティブ・バンキング、GCC/セントラル・サービス・プロバイダーによるビジネス・サポート/バック・オフィス・サービス、配賦費用のコスト配分、保証の購入/販売、債権、デリバティブ商品、外国為替取引、Central Treasury、ブランド・ロイヤリティなどのグループ内取引
- 現場レベルの当局は、銀行商品/サービスの創出/マーケティング/紹介などのグループ内取引において、従来の利益ベースの方法よりも利益/収益の分配法を適用する傾向があります。ただし、控訴審レベルで納税者に有利な救済が認められる状況が多い
- 不可価値の高い複雑な銀行取引

移転価格のリスク/エクスポージャーを軽減するための措置

- 適切な文書化とAPA/MAPのような代替紛争解決メカニズムの確保
- SEBIの上場義務・開示要件（LODR）/会社法に基づく関連当事者取引のコーポレート・ガバナンス体制の構築

1.1.2. 投資・資産運用

01. 資本市場の主要な管理機関でもあり、規制当局でもあるSEBIが適切な規制を行っていることもあり、インドの資本市場は成熟しており、更に進化しています。投資マネージャー、資産マネージャー、および関連する仲介業者の適切なガバナンス、透明性、情報開示などを確保するためのガイドラインとポリシー発行において、SEBIは慎重且つ積極的に取り組んでいます。

02. インドのアセットマネジメント業界ではAUM（運用資産総額）が大きく増化する傾向にあります。貯蓄の金融化が進むことで、個人投資家が従来の貯蓄手段（不動産、銀行預金など）ではなく資本市場に資金を投じていることが大きな理由として挙げられます。現在、インドには投資家の成長、安全性、収入等に応じる形で組成された49の投資信託が登録されており、新規の投資信託組成に向けた動きも進んでいます。[8,9,10]

インドのMF/VC/プライベート・エクイティとAIF（オルタナティブ投資ファンド）の動向

以前は主に私募、公募、金融機関への依存度が高かったものの、インドにおけるVC/PE産業の台頭により、起業家やファミリーオフィスが資本を調達する道が開かれました。

2012年のSEBI 規制（AIF規制）後、インドのAIF業界は非常に活発であり、2024年12月時点で605.1億米ドルの資金調達と574.1億米ドルの投資が行われました。また、2025年2月28日時点で約28件の新規AIFが申請中です。

2025年1月31日時点で、インドの投資信託業界は1,400億米ドルから7,700億米ドルに達し、わずか10年で5倍以上の拡大を遂げました。他方でインドのGDPに対するAUM（運用資産総額）の比率は約15%であり、全世界の標準である75～80%よりも低い水準に留まっています。

[8] https://www.sebi.gov.in
[9] https://www.ibef.org/economy/investments
[10] https://www.amfiindia.com/indian-mutual

インドのPE/VC（プライベートエクイティ/ベンチャーキャピタル）投資環境も改善しており、取引規模、取引活動、資金調達が大きく増加しています。2024年には約1,352件、560億米ドル以上のPE/VC投資が記録されました。また2024年には125件のメガ取引（1億米ドル以上のラウンド）が完了しました。

03. インドが投資先市場として世界的な存在感を発揮している背景には、政府系ファンドや年金基金などが積極的な資金援助を行っている点があり、また、インド政府が外国人投資家に魅力的な投資機会へのシームレスなアクセスを提供すべく規制環境などを整備している部分も影響しています。

04. インドでは、オフショアのファンド運用活動をインドに移すことを奨励するための特定の制度を導入しています。この取り組みは、オフショアのファンドマネージャーがインドで事業接続（PEに類似）を構成しないという明確なルールを示すことで、インドのファンド運用事業を促進することを目的としています。これらの条件は、GIFTシティの国際金融サービスセンター（IFSC）[11]でファンド運用活動を行う場合においては更に緩和される傾向にあります。これらの施策だけでなく税務および規制の緩和/免除などを通じ、IFSC-GIFTシティでは投資マネージャーやファンドの成長に向けた土壌が醸成される形となっています。

05. 2025年の国家予算案において、政府は指定されたソブリン・ウェルス・ファンド（SWF）および年金基金（FPF）が適格なインフラ投資を行う場合に適用される税免除期間を延長することを提案しています。この提案により、これらの投資からの長期資本利益および所得が免税となる期間が2025年3月31日から2030年3月31日まで延長されることになります。

06. インドのキャピタルゲイン税制は、下記を主な理由として複雑であると認識されてきました。

- 異なる種類の金融証券に対し複数の税率が存在
- 金融証券ごとに異なる保有期間（例：短期 vs. 長期）が適用
- 恒久的な課税対象と見なされた場合に複雑な追加課税制度が適用
- 同じ金融資産(FPI投資家、FDI投資家、国内AIF等)に対する投資においても、投資家ごとに異なる税率が適用

しかし、2024年のFinance Actにより短期・長期キャピタルゲイン課税の基準期間は12か月と24か月の2つの期間に整理される形で合理化および簡素化が図られました。また、長期キャピタルゲイン（LTCG）には12.5%、短期キャピタルゲイン（STCG）には20%（特定の金融資産の場合）または料率テーブルに応じた課税という形で整理されました。

07. 2025年の国家予算案では、カテゴリーIおよびカテゴリーIIのオルタナティブ投資ファンド（AIF）によって保有される証券が資本資産として分類され、キャピタルゲインとして課税されることが明確化されています。

08. 政府はまた、プライベートエクイティファンドのプーリングを可能にし、航空機や船舶のリース資金調達に柔軟かつ効率的な方法を提供するために、VCC（ベンチャーキャピタルコーポレーション）制度を導入しました。

09. GSTのコストは、インド国内におけるAIF設立を目的とした投資資金の増加に加え、結果としてインドでの投資リターンに影響を及ぼすこととなります。そのため、外国投資家のための税の均等化は、外国投資家の投資コストを減らすための重要な懸念事項となります。GST法は、保証に対して想定された価値を含むように修正が提案されており、当該額は保証額の1%（対価がない場合や実際の対価がそのような想定価値よりも低い場合に適用）となる見込みです。

[11] 詳細はIFSCチャプター参照

移転価格のトレンド

移転価格の主な問題

- 税務調査中、移転価格税制当局は、機能分析とリスク分析に基づいて、追加のコストマークアップ (コスト+60%またはAUMベースの収入割合) を決定。コストベースの計算も調査中に精査
- M&A取引、資本投資/売却、負債によるポートフォリオの資金調達の対価・評価額の精査が必要

移転価格のリスク/エクスポージャーを軽減するための措置

- 詳細な機能的および経済的分析により、投資ファンドのインド GCC 向けの移転価格 ポリシーを設定
- 移転価格リスク/エクスポージャーを軽減するための APA/MAPルートを設定

1.1.3. 保険

01. インドの保険セクターは目覚ましい成長を遂げている将来の産業として注目が集まっています。消費者の間での可処分所得の増加と意識の高まりなどが市場成長の主な要因として挙げられます。結果として足元ではインドは世界で第10位[12]、新興国の中では第2位[13]の市場規模を有しています。

02. インド保険規制開発局（IRDAI）はインドの保険業界を監督する規制当局であり、IRDA法および1938年保険法に基づいて運営されています。インド保険規制開発局は保険会社を規制するための様々な規則を発行し、保険仲介業者を含むインドの保険業界を厳格に管理しています。

03. 現在、インドには26の生命保険会社、34の損害保険会社、14の再保険会社が存在しており、さらに複数の申請が進行中です。インド保険規制開発局は「2047年までにすべての人に保険を」という使命を達成するために、業界の課題に対処するための積極的な計画を立てています。インドの保険市場は2026年までに2,220億米ドル[14]に達すると予想されています。

04. インドで支店を通じて運営する外国の再保険会社に適用される基本的な法人税率は、2024年Finance Actにより40%から35%に引き下げられました。

05. インド保険規制開発局の報告によると、2022-2023会計年度には国内の保険の市場浸透率が2001年の2.71%から2023年には4%に増加しました。

- 生命保険

 保険料収入は8.3兆ルピー（約954億2百万米ドル）となり、前年会計度比6.06%増と大幅に成長しました。

- 生命保険以外

 前年会計度比12.76%増と大幅に成長し、保険料収入が2.9兆ルピー（約333億33百万米ドル）と大幅に増加しました

[12] https://www.investindia.gov.in/sector/bfsi-insurance

[13] https://policyholder.gov.in/indian-insurance-market#:~:text=1 percent20In percent20life percent20insurance percent20business,increased percent20by percent201.18 percent20per percent20cent

[14] Redseer Strategy Consultants report

06. この目覚ましい成長率は、主に金融業界全体の成長、民間企業の参加拡大、企業間の強力な競争、および流通、運営、イノベーション、効率性の向上によって推進されています。

07. 近年、インドは保険業界を民間企業に開放し、外国直接投資（FDI）の出資上限を当初の26%から74%に引き上げました。2025年の国家予算案では、この上限を100%に引き上げることが提案されています。さらに、保険仲介業者に関しては、自動ルートを通じて100%までのFDIが認められています。

08. 2025年の国家予算案において、天候に基づく作物保険制度および改訂版全国農業保険制度に基づく再保険サービスとして保険会社が提供、または提供に同意したサービスに対するGSTの賦課から免除するための遡及的修正が提案されています。さらに、この提案された修正により、保険会社はこれらのサービスに対して支払ったGSTの払い戻し請求を行うことができるようになります。ただし、請求は財政法案2025が大統領の承認を受けた日から6ヶ月以内に提出される必要があります。

09. インド保険規制開発局は2023年7月に、係数ベースのソルベンシー制度からリスクベースの資本制度への移行に向けたパイロット運用を開始しました。これは、新しいIND-AS基準（インド会計基準）に準拠し、保険取引を金融取引から分離することを目的としています。これは、国家財務報告機構（NFRA）とICAIの勧告に基づいて、IndAS 104、保険契約に代わるIndAS 117を実施する政府の計画を強化するものでもあります。インド保険規制開発局はまた、古いポリシーを見直し、経費管理、投資規制などに関する新しいポリシーを発行して、よりビジネスフレンドリーで将来を見据えたものすることを考えています。

10. サイバー保険はインドで最も急速に成長している保険商品の一つになりつつあり、知財保険も注目を集めています。

11. 国際金融サービスセンター機構（IFSCA）は、IFSC-GIFTシティ12を世界的な保険ハブにするという政府の目標を強化するために、IFSC-GIFTシティ[15]での保険事業の設立を促進するための新しい自由な規制制度を継続的に導入しています。

この取り組みは現在アジアの保険事業を支配しているシンガポール、マレーシア、ドバイ、香港などのオフショア金融センターと競争することを目的としています。これにより、多くの保険会社がIFSC-GIFTシティでの事業設立に関心を寄せています。

12. インドの税法はインドにおけるあらゆる保険事業の利益に対する課税について特別な税制を定めています。生命保険会社は保険数理評価によって開示された剰余金/赤字に対して課税され、損害保険会社は損益計算書で開示された利益に特定の調整を加えることによって得られた利益に対して課税されます。この法律では生命保険から得られる収入に対する税率も 12.5% に軽減されています。保険への課税には特定の基準が存在しますが、依然として複雑な税務上の考慮事項や訴訟問題が存在しており、それらを把握・管理することが求められます。

13. 移転価格のトレンド

保険業界の監査における移転価格の主な問題

- 複雑な問題に関するOECDや国連の移転価格マニュアルで規定されているガイドラインに従った、インバウンドクロスボーダー投資の自由化、厳格なコーポレート・ガバナンス規範およびPEへの利益の帰属、統合取引のための利益分割方法、無形資産の役割など
- 保険会社のGCCが提供するサービスに対する報酬、JVからの運用報酬の支払い、費用配分、ロイヤリティ、再保険料の分担、保険金決済、出入用手数料等

移転価格のリスク/エクスポージャーを軽減するための措置

- 再保険ビジネス、InsurTech、キャプティブ保険などの新たなトレンドと複雑さへの対応を目的とした、グローバルなベストプラクティスに基づく移転価格論点の検討・分析
- SEBIの上場義務・開示要件/会社法に基づく関連当事者取引に関する強固なコーポレート・ガバナンス体制の構築

[15] 詳細はIFSCチャプター参照

D.1.2. 金融サービス（FS）業界のその他のセグメント

グジャラート州に世界クラスの金融サービスセンターが設立されたことで、金融業界に多くの機会が提供されています。

1.2.1. IFSC GIFT シティ

01. インドが経済活動を世界的に拡大する取り組みの一環として、グジャラート州ガンディナガルにIFSC-GIFTシティが設立されました。これは専用のIFSC（国際金融サービスセンター）として、金融部門のサービスを効率的に行い、他の国際市場と競争するためのプラットフォームを提供することを目的としています。IFSC-GIFTシティは、すべての国内外の外貨取引に効率的なプラットフォームを開発することを戦略的な目的としています。世界各国の金融取引において中心的役割を果たす国際金融センターとしての競争力を評価する指標であるGlobal Financial Centres Indexでは第3位にランクされており、近い将来、より重要になると予想される15のセンターのうちの1つとして位置付けられています。

02. 国際金融サービスセンター機構は2019年IFSCA法に基づいて設立された統一金融規制機関であり、総合窓口として機能し、インドの金融機関/サービス/製品を開発し規制する法的権限を有しています。

03. 国際金融サービスセンター機構は、銀行業務、資本市場、ファンド運用、保険、貴金属、金融会社、航空機リース、船舶リース、GICs（グローバルインハウスセンター）、フィンテック、外国大学、および関連サービスなどの分野におけるサービスの枠組みを提供するために、いくつかの規制やガイドラインを発行しました。すでに銀行が設立されており、現在、IFSC-GIFT Cityでは右の事業が急速に進展しています。

ファンド運用活動

グローバルなトレンドに沿って最近導入されたFME規則を通じ、IFSC-GIFTにおける投資信託、ベンチャーキャピタルスキーム、AIFsなどのプーリングビークル（金融商品）の登録に関する規制枠組みが合理化されています。このような商品を運用するファンドマネージャーはIFSCAに登録することで、ファンド/商品を毎回登録する義務から免除されます。

保険

IFSC-GIFTシティで注目されているもう一つの分野は保険であり、IFSCAは、将来的に他のグローバルセンターと競争できる保険/再保険ハブとなるために必要なガイドライン/フレームワークを発行しています。

GIC

インドのGCCの能力を考慮し、IFSC-GIFTシティに金融サービスグループ内の事業体へのサポートサービスに特化したグローバル・インハウス・センター（GIC）が設立されています。既に複数の大手企業が事業を開始しており、勢いを増しています。

航空機・船舶リース

インドの航空部門は過去10年間で前例のない成長を遂げており、特に過去5年間は飛躍的に成長しています。この成長により、IFSC-GIFTシティでの航空機ファイナンスおよびリース活動が大幅に増加しています。特定の収入に対する税の免除に加え、航空機リース業務の期限が2025年3月31日から2030年3月31日まで延長されました（2025年国家予算案による）。同様に、IFSCは船舶のファイナンスおよびオペレーティングリースを促進するための枠組みを導入しました。航空機リースに対して提供されている税の免除および前述のサンセット条項の延長は、船舶リース活動にも適用されます。

04. SEZユニットへのサービス提供は、認可された業務に使用される場合にのみ税率がゼロとして扱われるようになりました。

05. IFSC GIFTシティへの投資を呼び込むため、政府はいくつかの財政的インセンティブを発表しています。主なインセンティブには以下のものが含まれます：

2024年のFinance Actでは、IFSC-GIFTシティでの投資信託によるリテールスキームおよびETFの設立を可能にし、「指定ファンド」（IFSC-GIFTシティに設立されたカテゴリーIII AIFを含む）の一部とし、当該スキームに同様の税制上の恩恵を適用しました。また、IFSCで規制されるベンチャーキャピタルファンドは、SEBIに登録されたVCC（ベンチャーキャピタル会社）と同等の税制が適用されています。

06. 2025年の連邦予算では、以下の主要なインセンティブが提案されています:

(i) IFSCの保険仲介オフィスによって発行された生命保険ポリシーから得られる収益が、当該ポリシーの最大保険料支払いに関する条件なしで免税の対象となる。

(ii) IFSCA（国際金融サービスセンター庁）によって規制される小口投資向けスキームおよびETFの税制上中立な移転における税負担のない措置（税中立の移転）が適用される。

(iii) ファンドマネージャーがIFSCでの業務を開始するための最終日を2030年3月31日まで延長し、条件の緩和を受ける資格を得ることができる。また、インド居住者によるファンドへの参加または投資の総額が5%を超えないという既存の条件は、会計年度の4月1日および10月1日にテストされ、4か月の猶予期間が与えられる。

07. インドの移転価格（TP）税制は、IFSC-GIFTシティ内の企業と本社や他の企業との間のグループ内取引に適用される場合があります。したがって、これらの取引の独立企業間価格の性質を判断するために、堅実な機能的および経済的分析を行うことが必要です。



インド国内における特別なオフショア拠点としての活動が可能。15年間のうち連続する10年間は 所得税が免除され、最低代替税が適用される場合、当該税率が９%に引き下げられる

IFSC証券取引所で行われる証券/商品の取引はSTT（証券取引税）やCTT（商品取引税）が免除。また、以下のサービスはGST課税の対象外：

(i) IFSCが享受したサービス

(ii) IFSC/SEZユニットまたはオフショアのクライアントに提供されたサービス

航空機リース事業に対するキャピタルゲイン税及び配当所得が条件付きで免除。非居住者がIFSCの事業から受け取る配当に対しては10%の軽減税率が適用

これまでインドのECB規制により利用できなかった、国内企業買収におけるエクイティ投資のための資金調達を許可

ODI（Overseas Direct Investments）およびOver-the-counterデリバティブ商品を法的に有効な契約として認定

IFSCA、SEZ当局、GSTN、RBI、SEBI、IRDAIからの登録と承認のために、単一窓口のITシステムを設立予定

D.2.　テクノロジー、メディア、通信

デジタル時代が始まって以来、テクノロジーは世界の状況を変え、比類のないレベルでの変革を促進する上で重要な要素であり続けています。最先端技術への適応力で知られるインドは、常にダイナミックなアプローチを示し、画期的なイノベーションを生み出してきました。

2025年の国家予算案演説で、財務大臣は次のように述べました。「21世紀の最初の四半期を終える中で、継続する地政学的な逆風が中期的な世界経済成長の低下を示唆しています。しかし、私たちの『ヴィクシット・バーラト』（発展したインド）への願望が私たちを鼓舞し、現行政府の最初の二期にわたる変革の業績が私たちを導き、断固として前進することを決意させます。」これは、インドを世界的なデジタル強国として確立するという政府の献身を再確認するものです。

2024年度は業界の基盤を強化し信頼と能力を構築することに重点を置き、継続的な収益成長が達成された年となりました。2024年度において、ハードウェアを含むインドのテクノロジー産業の収益は2,450億米ドルを超えると推定されており、前年比3.8%の成長を記録し、前年から90億米ドルの増加となります[16]。

グローバル・ケイパビリティ・センター（GCC）はインドで急速に成長しており、センター数とインド経済への影響が増加し続けています[17]。GCCは、多国籍企業（MNC）がアウトソーシングのために設立したバックオフィスでした。しかし、こうした施設はイノベーションハブやセンターオブエクセレンス（CoE）へと進化しています。2024年12月現在、インドは1,800以上のGCCの活気あるエコシステムを有し、新たに設立されたGCCの約44%がソフトウェアおよびインターネット分野からのものでした[18]。

D.2.1.　新たなビジネストレンド

ITの段階的な進化と既存のシステムと投資は、テクノロジーを活用したビジネス運営、サイバーセキュリティと信頼、基幹システムの近代化という3つの基本的な柱から成っています。

2.1.1. 新たなトレンドとビジネス

5G技術

4Gインフラを強化し遠隔地の村にまで拡大することで、サービスが行き届いていない地域をメインストリーム[19]に統合することを目的としています。5Gの契約エリアはインドのモバイル契約の約40%を占め、2027年末までに契約数が5億に達すると予想されています[20]。

OTTプラットフォーム

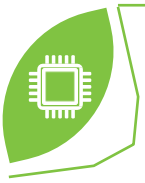
ここ数年、動画ストリーミングプラットフォームが急増しています。過去5年間でAmazonプライム・ビデオのオンライン検索は231%増加しました。ビデオストリーミングの収益は、2027年までに年間53億ドル以上増加すると予想されています[21]。

[16] NASSCOM Technology Sector in India 2023: Strategic Review
[17] NASSCOM:Tech Industry revenue set to reach $245 Bn in FY2023
[18] GCCs are offshore facilities set up by Multinational Corporations (MNCs) in India to provide support services to their parent organisations.
[19] NASSCOM – Zinnov India GCC Trends Half Yearly Analysis
[20] https://www.business-standard.com/article/companies/bsnl-s-125-000-new-4g-towers-to-come-up-in-rural-hinterland-122111800813_1.html
[21] Mobile subscribers report by swedish telecom gear maker Ericsson



スーパークラウド

多くの企業が、カスタマイズされた機能とコスト効率を実現するためにマルチクラウドアプローチを採用していますが、プラットフォームやサービスの多様化という課題に直面しています。インド市場では、特殊なスーパークラウドがダイナミックな環境を求める人々に対応しています。調査によると、インド企業の84%がハイブリッドマルチクラウドモデルを好み、58%が3年以内の導入を計画しています[22]。



半導体

多くの企業がインド南部での製造を計画しており、インドでは半導体セクターへの投資が増加しています。BCGとNASSCOMはインドが引き続き世界のER&D（エンジニアリング研究開発）先として選ばれており、2030年度までに世界のER&D市場の22%を占める可能性が高いと報じています。ソフトウェア、自動車、半導体セクターは、30年度までにインドのER&Dの60%以上を占めると予想されています[23]。

D.2.2. インドにおける税制の展望 (インセンティブとトレンド)

2.2.1. 法人所得税

i. 所得税のインセンティブと制度

政府はインドへの外国投資を誘致するために、一定期間に亘り法人税率の引き下げを含む一定の税制上のインセンティブを導入してきました。主なインセンティブとしては以下が挙げられます。



スタートアップ企業へのインセンティブ

- 条件を満たしたスタートアップ（以下同様）に対し、2030年4月1日以前に設立された場合、10年以内の連続する3年間に渡り100%のタックスホリデー（免税期間）
- 繰越欠損金の使用規定が明確に規定
- スタートアップに投資した場合、居住用不動産の売却に対するキャピタルゲイン税が免除
- スタートアップにおけるESOPの行使に対する納税の猶予



パテントボックス制度

- インド在住の特許権者がインドにおいて開発・登録された特許から得た使用料収入は、総額ベースでの課税対象となる
- 当該収入に適用される税率は特別税率10%で、これに課徴金と特別目的税が加算される



フィンテックのインセンティブ

- IFSCに拠点を置くフィンテック企業は15年間のうち10年間連続して100%の免税などの優遇措置を受けることができる
- さらに、これらの企業は9%に軽減された最低代替税率を享受することが可能

[22] Fourth annual Enterprise Cloud Index (ECI) report findings
[23] India to contribute 22 percent to the Global ER&D sourcing market by FY30: NASSCOM - BCG Report

ii. テクノロジー、メディア、および通信産業に関連する規定のその他の改正

- 源泉徴収税規定の範囲が拡大され、インド在住の電子商取引参加者に対する電子商取引事業者の支払いもその範囲に含まれるようになりました。
- インタラクティブフラットパネルディスプレイおよびその部品の輸入に対する関税が改訂されました。国内生産を促進する狙いで、完成品の関税率が増加し、部品に対する関税率が減少しています。
- インドにおける電子製品、商品または物品を製造または生産するための施設を設立または運営している国内企業にサービスまたは技術を提供する事業を行っている非居住者に対して、推定課税制度が提案されています。
- 衛星およびペイロードの地上設備、ならびにその設備の予備部品および消耗品の輸入が、今後免税となります。
- オンラインゲームの賞金に対する特別な税制が導入され、一律30%の税率 (および適用される課徴金と特別目的税) が適用されています。さらに、支払い時または年末に支払者が税金を徴収するための源泉徴収税規定が導入されます。

2.2.2. 間接税

i. GSTと関税



物品サービス税

- サービスの輸出はGSTは非課税のため、企業は物品やサービス調達時に支払われたGSTの還付を請求する権利があります。
- SEZユニットは、認可された業務での使用を目的とするすべての調達について、GST支払いの免除を受ける権利を有しています。
- 大半のITハードウェア、ネットワーク製品の購入、サービスの享受には18%が課税されますが、特定のモニターとテレビには28%が課税されます。



基本関税

- 家具、プリンタ、ネットワーク機器には7.5%から25%の関税が適用されます。ノートパソコンやサーバーなどのIT製品の関税率は、メイク・イン・インディア政策の一環としてIT製品に対して生産連動型インセンティブスキームが導入された一方、関税率は０%のままとなっています。
- 特定のネットワーク製品に関する免税の申請は複雑なものとなっています。

ii. 生産連動型インセンティブスキーム（PLIスキーム）

電子・ITハードウェア製造および通信部門における国内製造およびインドからの輸出を促進するために、約36億米ドルの支出を伴う様々な生産連動型インセンティブスキームが政府によって開始されました。

PLIスキームは、過去に携帯電話の製造についても発表されており、段階的な製造プログラムの一環として大手企業からの投資を

集めていました。これらの企業は現在、PLIスキームの下でインセンティブを申請しており、これは政府のメイク・イン・インディア政策への取り組みの下で主要なスキームとなっています。

iii.その他のインセンティブ

TMTセクターからの投資を促進するため、いくつかの州政府（テランガーナ州、マハーラーシュトラ州、カルナータカ州、タミルナドゥ州、マディヤプラデーシュ州、グジャラート州、アンドラプラデーシュ州、メガラヤ州など）は、以下のような財政的および非財政的インセンティブを提供する様々な州固有の政策/スキームを設定しています。



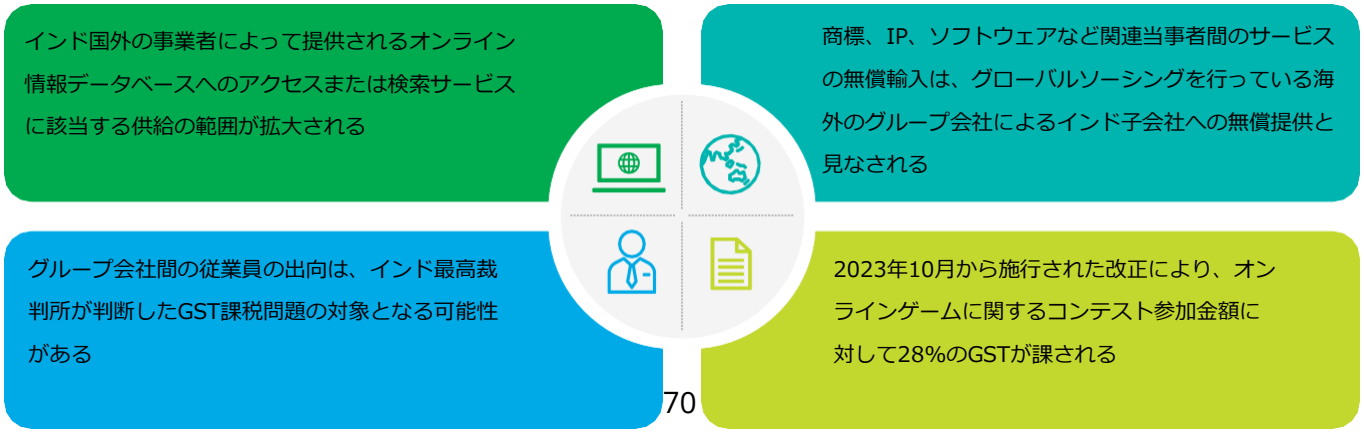
- 州税の払い戻し
 （登録料、印紙税、資産譲渡税の払い戻し）
- 電気税および水道料金の減免
- 資本補助金
- 運営費の払い戻し
- 雇用創出/研修補助金
- リース/レンタル補助金



- 割引料金での継続的な水と電力の供給
- 接続性の向上
- 単一窓口での手続き円滑化
- 追加的なFSI

こうしたインセンティブは、投資規模、雇用創出、地域、事業活動など、さまざまな要因に左右されます。分野別ではデータセンター、半導体、電子システムの設計と製造、通信インフラなど、最近台頭してきた分野に特に重点が置かれる傾向にあります。また知的財産を国内に保持することで、商業化の機会と追加のメリットを創出することにも重点が置かれています。

iv.いくつかの新興トレンド



2.2.3. 移転価格

インドの税務当局は移転価格制度について納税者に確実性を提供するための重要な措置を講じてきました。
以下が主な内容となります。

i. **事前確認制度 (APA)**

- 2012年に開始されたTMTセクターにおけるインドのAPAプログラムは、目覚ましい成功を収めています。
- APAの申請と契約は、主にサービス部門、特にソフトウェア開発とビジネス・プロセス・アウトソーシングに焦点を当てています。
- IT産業はAPAプログラムの主要な参加者であり、2019-2020年度から2012-2022年度までに21件の二国間APAと47件の一国間APAが署名されました。
- 過去10年間で、TMTセクターの企業は二国間APA全体の約50%、一国間APA全体の34%を占めています。

ii. **セーフハーバー**

以下のサービスに従事する企業は、インドのセーフハーバー制度の対象となり得ます。



上記の国際取引を2,400万米ドルまで実施し、営業利益率が17～24パーセントの範囲にある企業は、インドの税務当局にセーフハーバーを申請することができます。

指定された電子機器製造ユニットに供給するための部品を保管する非居住者に対して、税務の確実性を確保するためのセーフハーバー制度が導入されます。

iii. **相互協議手続 (MAP)**

- インドの税務当局は、MAPを通じて 移転価格紛争の解決に積極的に取り組んでいます。
- これらの紛争に効果的に対処するため、条約締結国との定期的な会議が実施されており、インドと米国の税務当局の間でソフトウェア開発とIT対応サービスに関する枠組み合意が締結されています。
- この枠組み合意により、IT業界における多数の移転価格紛争の解決が促進されています。
- さまざまな条約締結国との頻繁な会議により、インドの税務当局は複数の管轄区域にまたがる二重課税紛争をうまく解決することができました。

D.2.3. 今後の見通し

インドのTMTセクターは、同国の力強い技術的成長と戦略的イニシアチブが示すように、大きな成長性を秘めています。TMTセクターが勢いを増す中、インドは5Gやハイブリッドマルチクラウドシステムなどの未来分野に多額の投資を行っており、グローバルなテクノロジーハブの地位を築きつつあります。

インドの豊富なテクノロジーおよびクリエイティブ分野の人材は、AI時代においても進化を続け、世界的なテクノロジーハブとしての地位を維持するでしょう。地方に4Gタワーを設置する計画など、デジタルインフラの拡大に向けた同国の積極的な取り組みは情報格差を解消し、広範な接続性を確保するというコミットメントを反映しています、このような発展は、インドの著しい発展と経済的機会の可能性を浮き彫りにし、同国を魅力的な投資先にしています。

イノベーションの軌跡と市場の可能性を持つインドのTMTセクターへの投資は、長期的な成長見通しと進化し続けるデジタルエコシステムへの参加を求めるグローバル投資家にとって、魅力的な機会となっています。

D.3.　消費者産業

インドの消費者産業は多様で急速に発展している分野であり、日用品（FMCG）、小売、eコマース、家電、自動車、観光、ホスピタリティなどを含む幅広い製品とサービスから構成されています。インドの消費市場は人口の増加や中流階級の増加と可処分所得の増加を背景に、世界で最も急速に成長している市場の1つです。2025年国家予算案では可処分所得を増やし、インフレ圧力を緩和するとともに雇用を創出することで、経済を再活性化させるための消費促進策が実施されました。

D.3.1.　自動車分野

インドの自動車分野は世界で3番の規模を誇っており、同国で最大かつ最も有望な部門の一つです。過去30年間で自動車産業のインド国内総生産（GDP）への寄与は2.5倍以上に増加し、2023年度は7.1%増加しました。また、2000年4月から2023年9月の間に354億米ドルの外国直接投資（FDI）が実施されています。自動車分野は新型コロナの低迷から回復し、2022年度から2023年度にかけて国内販売量と輸出の両方で二桁の成長を遂げました。業界内では大規模な変革が生じており、様々な新しい成長機会が生まれています。

電動モビリティ| 40%の消費者がEVの購入意向

- 改革とインセンティブ プログラムを通じてEVの推進に継続的に注力しており、グリーン モビリティとEV充電インフラの開発を進めています。
- 燃料コストの低下、運転体験の向上、メンテナンスの軽減、EV購入者に提供される金銭的インセンティブに起因する消費者の嗜好の変化などが足元の大きな動きとして挙げられます。
- 中央政府PLIプログラム：EVおよびAATコンポーネント向けPLI、ACCバッテリー、テクニカル テキスタイル (エアバッグ)、LED(ディスプレイ) 。100億米ドルの半導体パッケージ（2024年9月まで延長）
- 州のインセンティブ プログラム ：道路税の免除、 FAME-IIに連動した購入者補助金、EV購入ローンの利子補助、資本補助金または GST 連動プログラム

持続可能なモビリティ | 持続可能なモビリティへの高い重要性

- 原油価格の上昇、自動車大気汚染の増加、消費者の許容度を踏まえ、多くのOEMは市場シェアを最大化するために天然ガス、プロパン、バイオディーゼルなどの代替燃料オプションの研究開発に注力しています。
- 全ての商用車および乗用車を、メタノール20%混合燃料で走行可能にすることを目的として、インド政府はよりクリーンな代替手段として燃料中のメタノールの割合を増やすことに注力しています。

現地化 | 車両の現地化に向けた大規模な施策

- 拠点設立に際し、特定の条件を充足することで15%の低い税率を享受することができます。自動車部門へのFDIは100%まで認められています。
- 競争力維持のため車両の現地化にOEMは注力する傾向にあります。
- EVを手頃な価格にすることで大量導入を促進し、排出量を削減することを目的に、重要な鉱物に対して関税が免除されます。
- 2025年国家予算案において、自動車および自動車部品のPLIスキームに281.8億ルピーを割り当てる予定です。

新しいビジネスモデルと機会

- 電動モビリティの台頭により、バッテリー交換、電子廃棄物のリサイクル、充電サービスなどが登場しています。
- 消費者趣向の変化に伴い、D2C（ダイレクト・トゥ・コンシューマー）販売、ラストマイル配送、リース＆サブスクリプションなどの新しいビジネスモデルが生まれています。

コネクテッドモビリティ | エコシステムプレイからの価値創出

- 市場シェア拡大を目的とし、天然ガス、プロパンガス、バイオディーゼルなどの代替燃料への研究開発が加速しています。
- コネクテッド ビークルの成長／さまざまなサブスクリプション ベースのサービスの誕生／インフォテインメント エクスペリエンス、

安全性、車両の健全性などに対する関心の高まり(コネクテッド サービスに料金を支払う意思のある顧客の50%は車両購入価格の一部としてコネクテッド サービスの支払いを希望する傾向)などが挙げられます。

- フリート管理、予測診断、使用状況に基づく保険など、車両のテレマティクスを活用した新しいビジネスが生まれています。

出典: Deloitte's GACS 2023 survey

D.3.2. 観光・ホスピタリティ分野

インドの観光産業は世界第8位の規模を誇り、インド経済に大きく貢献しています。同産業は新型コロナの影響から立ち直り、2024年度の外貨獲得額は約300億米ドルに達し、約8,800万人の雇用機会を直接的・間接的に創出しました。旅行と観光はインド最大の産業の2つであり、同国のGDPに合計約1,996億米ドル貢献しています。観光産業のGDPは年間平均7.1%の成長が見込まれています。インドでは高級ホテル、リゾート、比類のない娯楽施設の開発を含む観光建設プロジェクトに100%のFDIが許可されており、インドの観光・ホスピタリティ部門の将来を形作るさまざまなトレンドが生まれています。

政府の取り組み：インドは豊かな地理的、文化的、歴史的多様性を有しており、観光産業が政府の焦点の一つとなっています。

- 政府は100%のFDIを自動認可ルートで許可しています。
- インフラ整備、スキル開発、旅行促進を強化するために、2025年国家予算案では254億インドルピーが割り当てられています。
- 政府の取り組み: Swadesh Darshan 2.0スキーム／28の追加の観光航空路線の導入の暫定承認／新ホテル (2つ星～7つ星) の建設において生じた設備投資の 100%を税額控除／ホームステイ向けのMudraローン提供

デジタルイニシアティブ：消費者の習慣や好みの変化、技術の進歩がさまざまなデジタルイニシアティブの実施につながっています。

- 観光客のニーズに対する政府の取り組み：24時間対応の多言語ヘルプサービス／電子ビザ／オンライン予約サービス（観光業界の売上の50%がデジタルプラットフォームおよびオンライン予約サービスで行われています）／
 NIDHI 2.0（国家統合ホスピタリティ業界データベース）
- 有名なホテルチェーンや旅行代理店は、顧客体験を向上させ、パーソナライズするためにさまざまな技術革新を行っています。

増加する外国人観光客（2023年は924万人）：外国人旅行者はその豊かな文化遺産、多様な風景、スピリチュアルな魅力、ユニークな料理、温かいおもてなしなどの理由からインドに引き寄せられています。

- 港湾連結、観光インフラ、アメニティに焦点を当てたプロジェクトを通じて観光センターを開発しています。
- 2024年国家予算案では、クルーズ観光を通じた雇用促進を目的とし、税制の効率化が図られました。
- 2025年国家予算案では、e-ビザの機能を強化し、特定の観光客グループに対してビザ免除制度を導入しました。
- 国内クルーズを運航する外国船舶会社向けの税手続きを簡素化しています。
 – 推定課税制度の導入: 収益の20%を課税対象利益とみなす仕組み
 – 税金免除: インドでクルーズを運航する共通の親会社を持つ外国企業に対して、非居住者企業が支払うリース料に対する税金を免除

医療および文化観光（インドはトップ46カ国中10位、730万人の医療観光客を有する）：費用効果の高い治療と文化の多様性の組み合わせがインドを魅力的な目的地にしています。

- 政府は特定の目的での医療訪問を容易にするために、156カ国の市民に対してe-Medicalビザを発行しています。
- 2025年国家予算案では、東インドの景観の美しさ、寺院、記念碑、職人技、野生動物保護区、自然の風景、そして手つかずのビーチを究極の観光地とすることを発表しています。
- 同予算では、「Heal in India」イニシアチブを民間セクターとの協力で推進し、インドの地位を世界的な医療観光の主要な目的地として強化することを発表しています。

D.3.3.　消費財・小売分野

インドは2030年までに第3位の消費者市場になると予想されており、小売市場はインドのGDPの10%を占め、雇用の8%を占めるとされています。この市場は過去3年間で年率26%増のペースで成長しました。可処分所得の増加、都市化、拡大する中間層、そしてテクノロジーを活用した消費者層によって消費者の好みが変化することで、市場が進化・拡大してきました。生成AI、IoT、AR/VRなどの革新技術や、オムニチャネルを通じた消費者体験の進化が市場規模の成長を促進しています。2025年度国家予算案では、国内消費を促進し小売セクターを活性化するために、税制上の大幅な優遇措置が提供されており、これにより消費者の可処分所得が増加し、支出が可能になると期待されています。以下にいくつかの具体的な措置を挙げます。

- 自動車やオートバイ、照明器具、電子玩具の部品、家具、インタラクティブフラットパネルディスプレイ、編み物生地に対する関税の引き下げ。
- 手工芸品および革製品セクターに対する無税の原材料提供による輸出促進。
- クラスターの開発、技能向上、製造エコシステムの強化に注力し、「メイド・イン・インディア」ブランドを代表する高品質で独自性があり、革新的で持続可能な玩具の創造 。
- スキル開発、投資、技術を統合して持続可能な農村雇用機会を創出する「農村繁栄とレジリエンス」プログラムの包括的な立ち上げ。特に農村女性と小規模農家に焦点。
- 農業バリューチェーンの強化と効率性向上を目的とした農業セクターのデジタル化。
- 自給自足を達成し、成長を促進するための豆類および油糧種子の生産、貯蔵、マーケティングを強化するための研究開発（R&D）政策。
- 農村開発のための計画、製造業向けの賃貸寮の開発、PM Awaas Yojnaおよびエントリーレベルの大型耐久消費財の成長を促進し、家電製品の将来の需要を刺激するためのその他の政策。
- 「メイク・イン・インディア」政策を推進するために、小規模、中規模、大規模産業をグローバルバリューチェーンに統合し、インドをグローバルハブにすることに焦点を当てた国家製造ミッション。同政策において、気候に優しい開発のためのクリーンテック製造に焦点を当て、需要の高い仕事に対応する未来志向の労働力を育成。

D.3.4. 新たなビジネス・トレンド

ニューコマースの台頭

E 新しいコマース：D2C、ソーシャル、クイック、ライブコマース

F 新しいコマースチャネルが2030年までにeコマース市場の約40%を占めると言われています。

オムニチャネル:体験型トレンドへの動き

A さまざまな販売チャネルにおける複数のタッチポイントの出現により、小売業務が変革しています。

B 様々な方式でのオムニチャネルの活用（BOPIS/BORIS/ROPS等）が増えており、利用率は約60%と推定されます。

地方市場の潜在需要の掘り起こし

- 技術革新とインフラ開発の増加が地方市場における消費者の需要増に繋がることが見込まれます。
- Tier 2/3都市ではeコマースが急速に成長しており（Tier 1都市の5~6倍）、2022年におけるeコマースの注文の約60%が地方市場から生じています。

高級品市場の成長

- 高級品市場は年平均成長率20%で成長し、2030年までに300億米ドルに達する見込みです。
- 若いミレニアル世代が、新時代のデジタル決済（分割払い、後払いなどを含む）の力を借りることで高級品を購入する傾向が見られます。

プライベートブランドの成長

- プライベートブランドの売上は年平均成長率20%で成長し、2030年までにスーパーマーケットの売上の最大30%を占めると予想されます。
- 展開カテゴリーの拡大とハイパーマーケットへの進出が見込まれています。

キラナテック（街角の小規模店舗）の台頭

デジタル決済やモバイルアプリケーションベースの調達のための技術ソリューションがキラナストアに急速に浸透しています。キラナストアをデジタル小売エコシステムに組み込むことで、製品・サービスの「発見しやすさ」、利益率、顧客満足度などが向上する可能性があります。

インド政府は、このセクターへの投資を促進し成長を後押しするため、さまざまな政策や取り組みを実施しています。当該施策にはFDI（外国直接投資）規制の緩和やその他のスキームが含まれます。

100%のFDI自動認可ルート

対象

- 卸売業
- 単一ブランド小売業
- 自動車製造
- 観光建設事業、ホテル・リゾート・レクリエーション施設の開発、食品加工

100%のFDI政府認可ルート

対象

- インドにおいて製造又は生産された食品に係るeコマースを通じた小売業

51%のFDI政府認可ルート

対象

- 複数ブランド小売業

インドでは、税制改革の恩恵とビジネス環境の改善により消費者重視のビジネスの成長が期待できます。政府は税務コンプライアンスの仕組みの合理化と簡素化に継続的に取り組んでいます。法人税率の22%への引き下げや、新規製造企業に対する最低代替税(MAT)の免除などの取り組みにより、企業は事業拡大と再投資のための資金をより多く確保できる状況にあります。

さらに、物品サービス税（GST）の導入により間接税制度が簡素化され、サプライチェーンの効率性が向上し、全体的な税負担が軽減されました。これらの改革は配当分配税の廃止とともに、コンプライアンスコストの削減に繋がり、長期的な成長を支えています。

2025年度国家予算案は、州政府および民間セクターにインフラへの投資を奨励し、資本支出を増やして資産と雇用を創出し、長期的な持続可能な成長を確保することに焦点を当てています。都市インフラの開発および地域の接続性の向上に重点を置くことで、より多くの成長機会を創出し、広範かつ包括的な成長を実現することが見込まれています。教育への投資、イノベーションのための研究開発（R&D）、およびサイバーセキュリティを通じてAIの能力を構築することで、技術競争において先行する

ためのエコシステムおよびインフラの整備が進められています。「メイク・イン・インディア」および「ビジネス環境の改善」を支援する「国家製造ミッション」などのイニシアティブは、インドの大規模な消費者基盤、若い労働力、および戦略的な位置と相まって、ビジネス拡大のための魅力的な市場としてインドを位置づけています。これらのイニシアティブにより、インドはグローバルな製造ハブとしての地位を確立することができます。

また、この政府予算は中小零細企業（MSME）の強化、国内製造業の拡大、物流および倉庫インフラの強化を通じて輸出を促進することにも重点を置いています。さらに、特別経済区（SEZ）の設立により、税制上の利益および無税調達を提供することで事業運営をさらに強化しています。これらの要因が揃っていることで、インドは消費者中心のビジネスが繁栄し、成長する市場機会を活用するための強固な基盤を提供しています。

D.4.　エネルギー、資源、工業

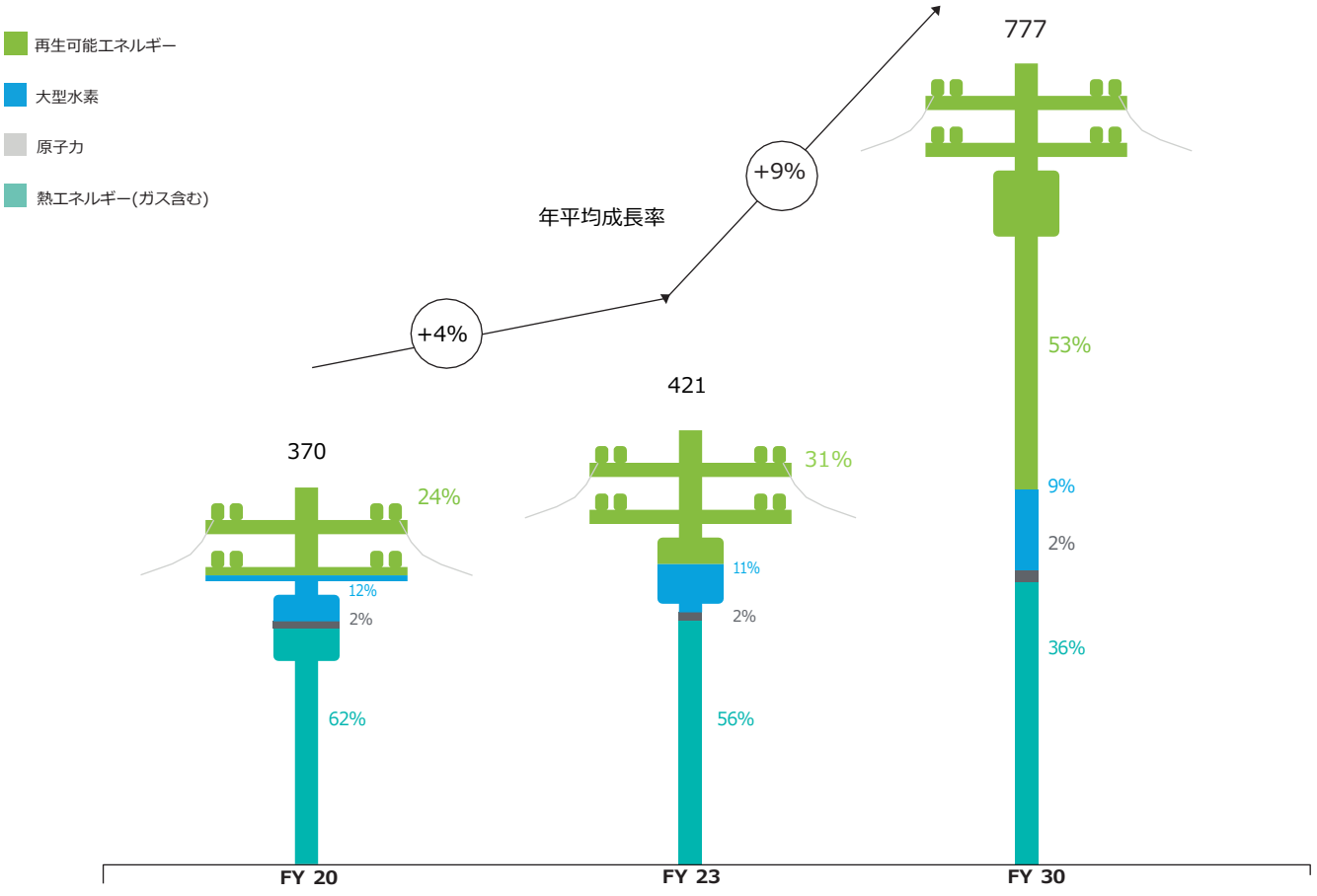
インドは電力不足国から、自国の需要を満たすだけの供給力を持つ国へと移行しており、再生可能エネルギーの大規模な導入がその原動力になっています。

D.4.1.　再生可能エネルギー

インド政府は2030年までに再生可能エネルギーの設備容量を500GWにするという目標を掲げています（太陽光および風力から450GW、大規模水力から70～100GW）。再生可能エネルギーは、グリーントランジション（脱炭素への移行）を牽引と見られ、2030年までに総発電量の32%、最大設備容量の53%を占めると予想されています。インドは、2070年までに排出量実質ゼロを達成するという長期目標に向けて排出削減に取り組むことを約束しています[24]。

再生可能エネルギー容量の増加を促進する要因には、好ましい政策、技術革新、外国からの投資、そして国内での太陽光モジュールや蓄電池の国内生産に対するインセンティブが含まれます。クリーンエネルギーへの移行は、インドにとって非常に大きな経済的機会をもたらします。

最大設備容量（GW）の伸び



[24] 出典: https://pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=1847813

サブテクノロジー分野

- **太陽光発電（ソーラー）**：インドの国土には年間5,000兆kWhもの太陽エネルギーが降り注いでいます。この膨大なポテンシャルと整備された規制環境が、太陽光発電の設備容量の急成長を支えてきました。特に連邦政府が推進する「PM Surya Ghar Muft Yojana（住宅用太陽光無償電力計画）」により、屋上設置型太陽光発電を中心に今後も飛躍的な拡大が見込まれます。

 さらに、国内製造を促進するため、ソーラーパネルおよびセルに対する関税が引き下げられ、2025年の国家予算案では、ソーラーパネルの基本関税（BCD）が40%から20%に引き下げられ、10%の社会福祉付加税（SWS）が免除されました。一方で、20%の農業インフラおよび開発税（AIDC）が適用されたため、実質的な関税減少幅は4%に留まります。ソーラーセルについても同様に、基本関税が25%から20%に引き下げられ、10%のSWSが免除されましたが、7.5%のAIDCが適用されたため、実効税率は変わりませんでした。

 国内の製造を促進するためには、設備・資本財を含む自国型のバリューチェーンの構築が重要となるでしょう。

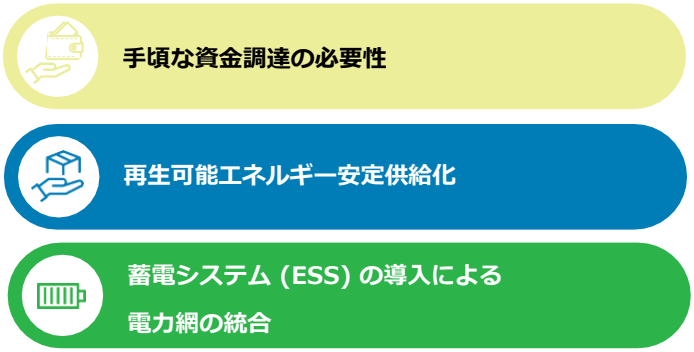
- **風力**：過去において、太陽光設備容量は風力発電の能力を上回っていました。ラウンド・ザ・クロック（RTC）や洋上風力開発といった技術の進展により、風力は今後、総合的なエネルギーミックスに大きく貢献すると期待されています。
- **蓄電システム**：再生可能エネルギーの不安定性を補う技術として、蓄電システム（ESS）は、今後10年間次世代電力インフラの主要な技術と位置づけられています。RTC電力の需要拡大に伴い、ESSは将来、多くのプロジェクト設計において導入が進むと予想されています。

大規模な再生可能エネルギーの統合を支える主な推進要因

クリーンエネルギーへの移行は、インドにとって非常に大きな経済的機会です。包括的な発展を促進するため、インド政府は価格均等、大量生産、国内製造、送電網の均等性確保の改善に焦点を当てた一連の規制を導入しました。

- **洋上風力発電の導入促進**
- **太陽光発電都市および太陽光発電パーク構想**
- **国内サプライチェーンの構築**
- **グリーン水素ミッションの推進**





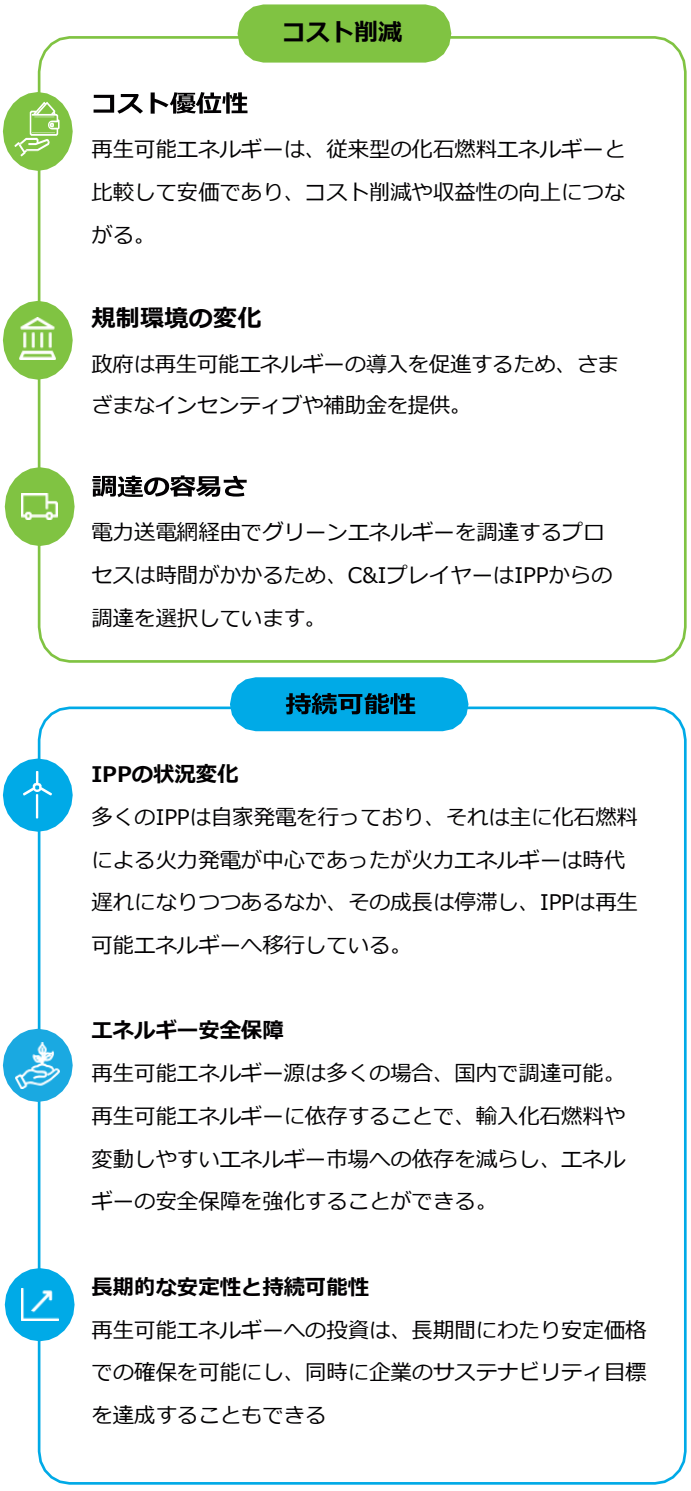
出典: Deloitte Analysis

ESG（環境・社会・ガバナンス）目標に基づき商業・産業消費者は、インドのクリーンエネルギー目標の実現において重要な役割を果たします。

商業および産業（C&I）セグメントは、インド全体の電力消費の量の約50%を占め、過去20年間にわたり、年平均成長率（CAGR）約7%で増加してきました（出典：CEA）。世界的に見ても、C&Iの電力消費者は再生可能エネルギー（RE）の導入を積極的かつ自主的、意識的に取り組んでいます。C&Iセグメントは、2030年までに達成を目指す国内のクリーンエネルギー目標である450GWの達成に大きく貢献することが期待されています。

C&I電力消費者のクリーンエネルギー移行への主な推進要因

意思決定者が独立系発電事業者（IPP）から再生可能エネルギーへ移行する動機となる要因には、以下のものが含まれます。



出典: Deloitte Analysis

C&I向けグリーン電力のオープンアクセス販売促進に向けた政府の取り組み

インド市場における再生可能エネルギーの成長は、政策と規制環境に大きく依存しています。インド政府は、C&I消費者による再生可能エネルギーの採用を加速するためにいくつかの措置を講じています。再生可能エネルギーは、グリッド料金に比べて消費者にとってはるかに手頃な価格で提供されます。政府は、再生可能エネルギーがグリッド均等を達成するための適切な措置を講じています。

商業・産業消費者による再調達への政府の後押し

REC(Renewable Energy Certificate)の二国間貿易

RECsの二国間取引はインド電力市場にバーチャルPPA（Power Purchase Agreement）契約の道を開きました。

グリーン・オープンアクセス（OA）

グリーンOAは再生可能エネルギーの普及を推進するために策定されており、負荷100 kw以上の消費者に対し、OA料金の値上げを抑制している。

ISTS（Inter-State Transmission System）料金の免除

再生可能エネルギー取引に対するISTS手数料免除をC&I消費者に拡大。

送電網計画とGNA（General Network Access）規制

大量消費者がISTS送電網に接続しやすくなるよう制度整備。

中小企業の脱炭素化における、主な課題は資金調達です。インド政府は、信用保証制度の導入によってこの課題に対処しようとしています。中小企業が不良債権化するのを防ぐため、政府支援ファンドが信用供与を保証しています。2025年の国家予算案では、信用保証枠の拡大と「国家製造ミッション」が強調されており、製造業に従事する中小企業の脱炭素とエネルギー効率化への財政支援が提供されています。

政府は中小企業及び大企業に対し、現行の「Perform、Achieve and Trade (PAT)」制度から「インド炭素市場」への移行を強調しています。特に中小企業に対しては、クリーンエネルギーやエネルギー効率対策の導入に向けた財政支援が提供されることになります。

バッテリーエネルギー貯蔵システム (BESS)

BESS は、供給が不安定な再生可能エネルギー発電を安定化させる独自の能力を持ち、インドのクリーンエネルギーへの野心を実現するうえで、重要な役割を果たしています。電力会社がリアルタイムコントロール (RTC) とピーク電力ソリューションの調達に対する関心を強めており、再生可能エネルギーの供給にBESSを組み合わせる方向性を促しています。BESSでの採用は、価格低下の見直しとグローバルサプライチェーンの確立に大きく依存しています。

インドは2032年度までに累積47GW/236GWh[25]のBESS需要を見込んでおり、約596GWの再生可能エネルギー導入を支えることになります。

[25] pib.gov.in/PressReleaseIframePage.aspx?PRID=1928750

インドのBESS産業の成長を促進する3つの主要なトレンド



国内のBESS産業を促進する政策および規制支援

- BESS開発のための実現可能性ギャップ資金（VGF）の承認（2023年9月）
- BESS促進のための全国的な枠組み（2023年8月）
- 2029～30年までのエネルギー貯蔵義務のスケジュールに関する通知（2022年7月）
- BESSに関する標準入札ガイドラインの発行（2022年3月）
- 補助サービス規制（2022年1月）

バッテリー製造能力の拡充

- インド政府は、2021年5月に総額1,810億インドルピーを投じ、50GWhの高度蓄電池（ACC）の製造に向けた生産連動型インセンティブ（PLI）スキームを承認
- 合計50GWhのPLIスキームのうち、30GWhが現在建設中であり、20GWhが割当中
- PLIスキームによる製造能力に加え、業界各社もによって約100GWhの製造能力の導入が発表されている

BESSの国内需要の拡大

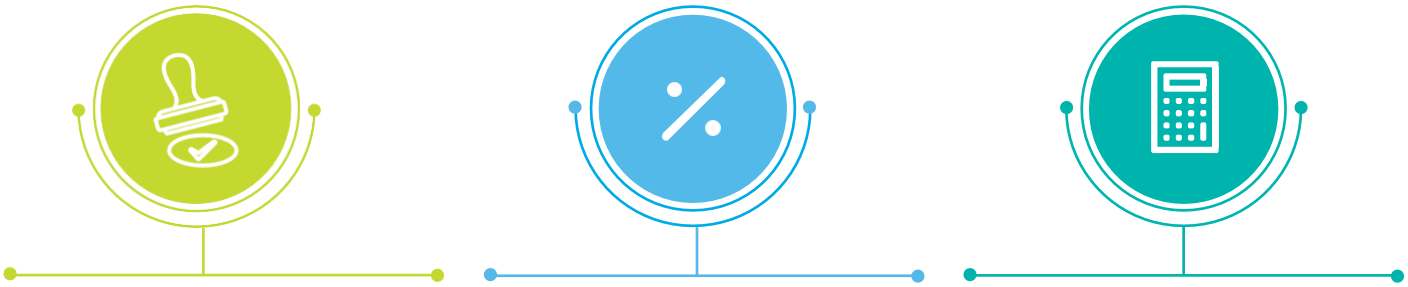
- 配電事業者は、需要に対応するために電力の調達を増加させている（2023年度には発表または進行中の9,900MWの入札のうち、5,200MW（52%）が供給可能な電力として分類）
- インド政府は、GWh規模の独立型BESSの展開に向けた入札に成功（2022年にSECIは500MW/1,000MWhの独立型BESS容量の入札に成功）
- 2031～32年には、47GW/236GWhの総BESS需要が見込まれている（2022～32年の期間に関する国家電力計画による予測）

出典: Ministry of Power notifications and press releases, National Electricity Plan (2022-32), Ministry of Heavy Industries (MHI), Deloitte analysis

- 2025年国家予算案は、BESS産業の振興にも追い風となっています。国内でのリチウムイオン電池の製造を促進するために、EV（電気自動車）用バッテリー製造のための35の資本財および携帯電話用バッテリー製造のための28の資本財が、免税対象リストに新たに加えられました。
- また、同予算案ではキャリアグレードのイーサネットスイッチに対する基本関税（BCD）を20%から10%に引き下げ、非キャリアグレード製品との競争力が強化される形となりました。

税制上の考慮事項

風力、太陽光、ハイブリッド（ラウンド・ザ・クロックプロジェクトを含む）



過少資本税制の規定

国外の関連企業からの借入金にかかる利息について、EBITDA（利払前・税引前・減価償却前利益）の30%までが損金算入可能。親会社が保証している場合、第三者への利息支払いも対象に含まれる。

土地譲渡における印紙税評価額の取り扱い

農業用地が産業用途に変更される場合、実際の価値よりも印紙税評価額のほうが高くなる場合があり、買い手および売り手の双方にみなし所得課税が発生する可能性がある。

優遇税率の適用

2019年10月1日以降に設立され、2024年3月31日までに発電を開始した発電会社には、15%の法人税優遇税率が適用される。

ASEAN自由貿易協定（FTA）に基づき、一定の付加価値基準を満たす場合、モジュールおよびリチウムイオン電池の輸入に対し基本関税が免除されます

BESSのVGFに関する政策導入が発表されました

BESS製造業者に以下の各種制度により税恩恵を受けることができます

- MOOWR（製造品の輸出促進スキーム）
- EPCG（輸出促進資本財スキーム）
- EOU（輸出指向型ユニット）、
- 事前認可制度（Advance Authorisation）

GST率は以下の通りです

- 太陽光および風力発電プロジェクトの供給: 約13.8%
- BESSの供給: 18%

州政府によるインセンティブもあり、以下のような措置が提供されます

- GSTの払い戻し
- 印紙税、固定資産税、および電力税の免除

D.4.2.　インドにおけるグリーン水素

グリーン水素は、電化が困難で「脱炭素化が難しい」とされるセクター（肥料、精製所、鋼鉄生産、輸送）においてエネルギー転換の鍵を握る、と期待されています。

インドの水素市場は投資に適した段階を迎えています。



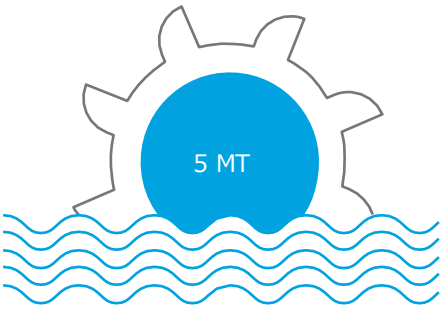
水素供給および電解装置製造向け予算



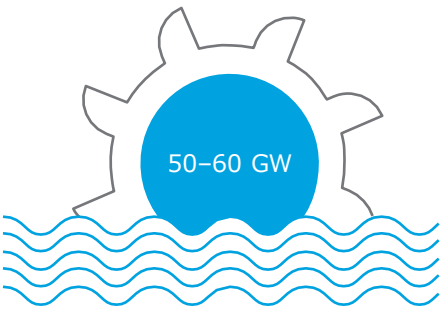
実証プロジェクト予算



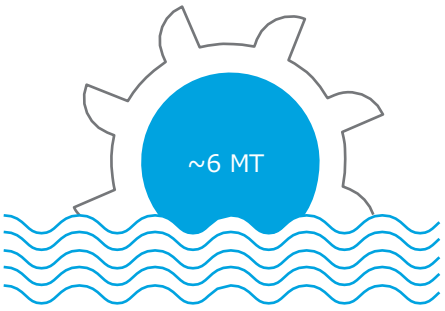
研究開発（R&D）およびその他向け予算



国内消費向けグリーン水素生産目標



2030年までの電解装置導入目標



国内グレー水素の生産と消費

インドにおける水素経済の推進要素

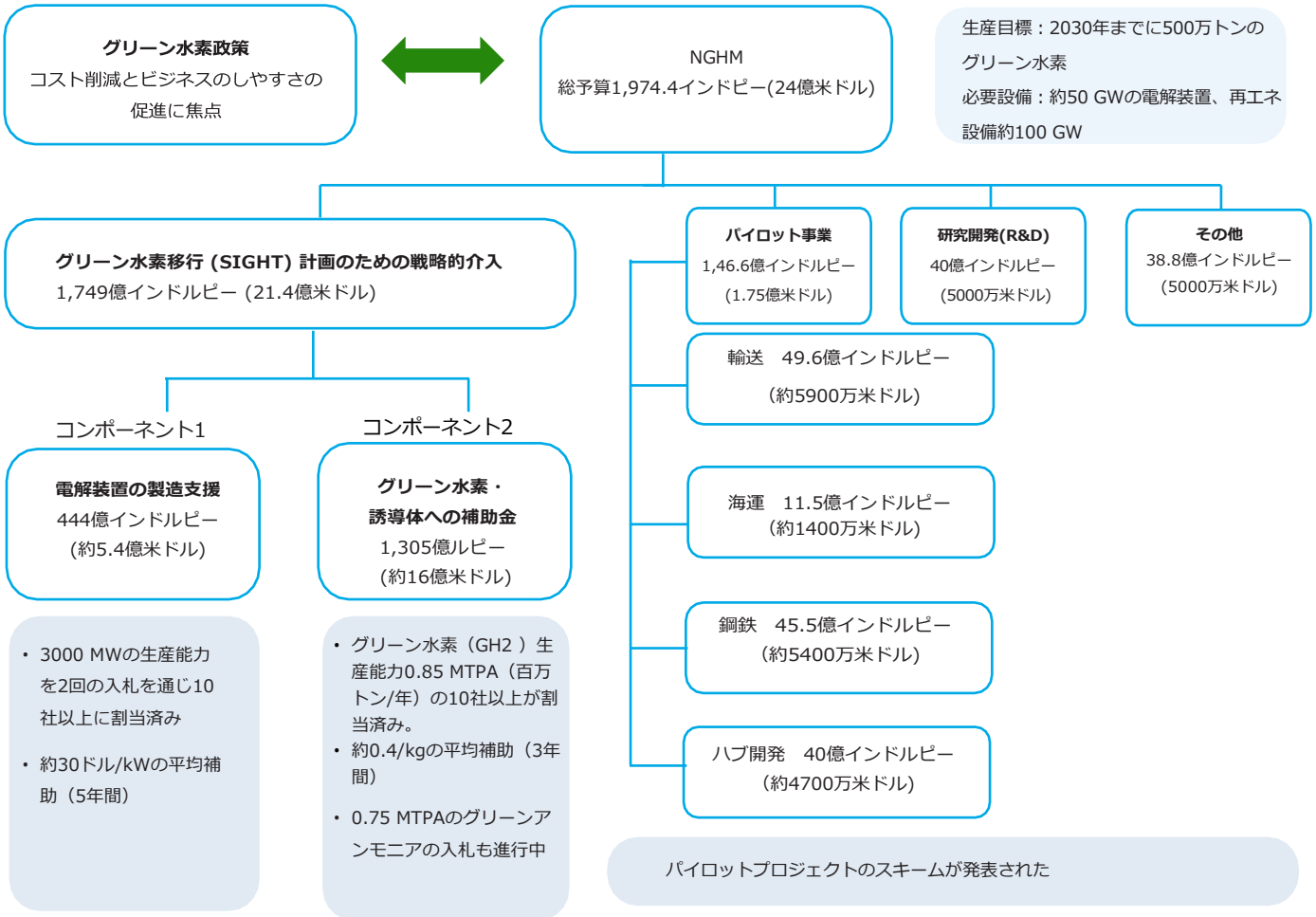
- 野心的な排出削減目標と2070年までにネットゼロを達成するという明確なコミットメント
- オープンアクセスの迅速な許可、送電料金の免除、電力バンキングの提供を含む、好ましい再エネ政策や州単位で実施されている水素政策
- 低コストの再生可能エネルギーの利用可能性と、世界最大規模で進行中の導入プログラム
- 代替可能な国内需要の規模拡大と、輸出対応可能なインフラの整備

[26] 出典: India National Hydrogen Mission document

2021年、インド政府は「国家グリーン水素ミッション（NGHM）」を立ち上げ、水素エネルギーの活用に向けたビジョン、意図、方向性を示しました。これに続いて「国家グリーン水素政策」が策定され、グリーン水素のコスト低減、およびプロジェクト立ち上げの容易化を通じた導入促進が進められています。2023年1月には内閣がNGHMの予算措置を正式に承認し、総額1,974.4億ルピーの予算配分が決定されました。このミッションは2030年までに年間最低500万トンのグリーン水素生産を実現することを目指し、さらに世界市場の需要の10%をインドで担うという目標を掲げています。こうしたインセンティブの導入と野心的な生産目標を掲げることにより、インドはグローバルなグリーン水素生産の有望な投資先の一つとして存在感を高めつつあります。

水素経済を推進するインド政府のイニシアティブ

政府の様々な取り組みが、低炭素水素の基盤構築に役立っています。



グリーン水素生産における排出基準の設定

現在、複数のパイロットプロジェクトが開発段階にあり、一部の大規模なグリーンアンモニア事業も最終段階に達しており、これらは主に輸出に焦点を当てています。最近では、NGHMの枠組みの中で、政府は以下のように公募や支援策を開始しています。

・グリーン水素及びグリーンアンモニア（肥料産業用）

・電解装置製造を対象とした生産連動型インセンティブ（PLI）の導入、

・一部精油製業者の、自社内利用向けのグリーン水素プラントの設置

これらの取り組みは、国内の水素経済の始動を促すと期待されています。

「国家製造ミッション」の発表は、電解装置などの構成部品に関して強固なエコシステムを構築する機会となっています。産業界はグリーン水素を軸とした長期的なエネルギー転換の方向性には賛同しているものの、現時点では経済性が伴っていないのが実情です。インド市場で適用されるコストカーブに基づいて計算された場合、化石燃料由来の水素や他のエネルギー源との間に約2.0–2.5米ドル/kgのコスト差があり、これがインド国内産業にとってグリーン水素の導入を妨げる主な要因となっていると考えられています。

グリーン水素と、グレー水素、天然ガス、石炭などの代替品とのコスト差を埋めるためには、政策的な取り組み、産業エコシステムの整備、革新的な資金調達方法への注力が不可欠です。世界各地でグリーン水素の輸出拠点が形成されつつある中、インドには低コストの再生可能エネルギーを活用したグリーン水素生産の世界的リーダーとして、および主要な輸出国として台頭する独自のチャンスが存在しています。

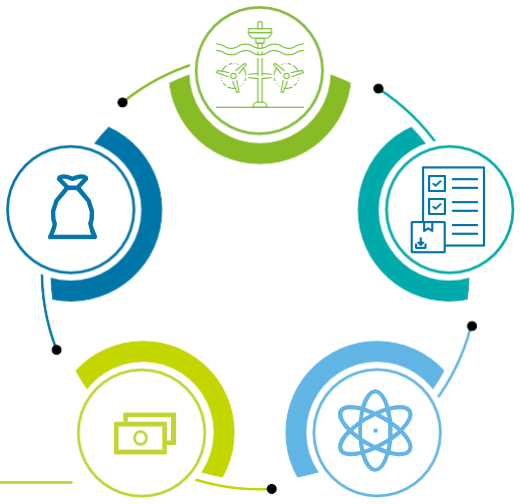
税制上の考慮事項

NGHM– インドにおいて、2030年までに**年間500万トンのグリーン水素**の生産目標を設定

インセンティブスキーム「**SIGHT**」が導入され、1,750億インドルピーの予算が**グリーン水素および電解装置**の製造を促進する

州ごとのインセンティブも、関税や税金の免除という形で利用可能

- 雇用創出補助金
- カスタマイズされたパッケージスキーム



電解装置やその他の製品に対する輸入関税は、EOU（輸出指向型ユニット）やSEZ（特別経済区）などのさまざまなスキームの下で恩恵が享受できる

グリーン水素やその派生製品（アンモニアなど）は、2019年10月1日以降に設立され、2024年3月31日までに生産を開始した企業に対して、15%の法人税優遇税率の適用資格

投資構造（単一法人と複数法人、FVCI投資など）を評価する必要がある

- グリーン水素（GH）生産に使用される無機化学品には、**通常18%のGST（物品・サービス税）率が適用**
- グリーン水素の供給には18%のGST率が適用

D.4.3.　石油・ガスセクター

インドは世界第三位の原油消費国です。過去10年間で原油の需要は、2012会計年度の203.7百万トンから2024会計年度の261.5百万トンへと拡大し、年平均成長率（CAGR）は約2.1%となっています[27]。2024会計年度において、原油需要の約88%が輸入に依存しています。政府は、原油製品の国内生産拡大および需要代替に向けて、いくつかの措置を講じてきました。これには、以下のような取り組みが含まれます。

- 小規模油田発見政策の導入
- 国家データ保管庫の運用開始
- 随時募集型鉱区ライセンス制度の開始
- 特別炭素メタンの入札の開始
- 天然ガスの価格ガイドラインの設定
- 従来型および非従来型炭化水素に適用されるための単一ライセンスの導入

政府は原油輸入を10%削減するという目標も掲げています。2024会計年度時点で、天然ガスはインドの一次エネルギーミックスのうち約7%を占めており、[28]年間の天然ガス消費量は約67,512百万立方メートルに達しました。 エネルギー安全保障を強化するため、2025年度国家予算案では、「戦略石油備蓄」に対する政府の予算配分が大幅に増額され、2025-26年度には580億ルピーが割り当てられています。これは前年度の修正見積もり（RE）である13億インド・ルピーからの大幅な増加となります。

石油・ガス産業はバリューチェーン上の機能に応じて、上流（アップストリーム）、中流（ミッドストリーム）、下流（ダウンストリーム）の3つのセグメントに分類されます。以下では、それぞれのセグメントに属する主な企業の取り組みや、業界全体の動向について整理します。

アップストリーム

資源の深鉱、掘削、生産を行うアップストリーム企業は、インド国内での石油・ガスの供給確保にむけて、深鉱・生産（E&P）資産への投資を進めている。

例）ONGC（インド石油天然ガス公社）は、石油とガスの生産量の増加とエネルギー安全保障の強化を目的に、深海探査への投資を行っている。

エネルギー移行とネットゼロ目標が、アップストリーム企業の将来戦略を形成する要因となっており、ONGCは、2030年までに10-15GWの再生可能エネルギー容量を達成するため、約1兆ルピーの投資計画している[29]。

テクノロジー企業やスタートアップとの連携も進んでおり ONGCは、グリーン水素製造でGreenko ZeroCとの合弁事業によって、グリーン水素の製造にも乗り出す予定[29]。

デジタル化と人材のリスキリングは、企業の競争力維持の鍵となっており、シェル社は、デジタルツインやAI支援による地震探査解析を使用して油井の最適化を図り、エクソン社は先端技術分野における再教育プログラムを展開している。

ミッドストリーム

採取した資源の輸送、貯蔵、処理を行う、ミッドストリーム企業は、エネルギー安全保障強化の一貫として戦略石油備蓄（Strategic Petroleum Reserve：SPR）への投資が進められている。

例）インド戦略石油備蓄社（ISPRL）はSPRの備蓄量を6.5Mトン増加させる計画。

天然ガスの需要増加を受けて、液化設備の再稼働や、供給確保に向けた新たなLNG船の発注が行われている。

パイプラインや備蓄施設等へのインフラへの投資も拡大しており、インドは、2023年から2027年にかけて全長29, 881kmの新規パイプライン計画が進められている[30]。

ガス供給エリアの拡大に向けて- CNGカスケードや小型LNGなどによる仮想パイプラインの開発もすすめられており、パイプラインが未整備の地域にも天然ガスの普及を図る取り組みが行われている。

[27] PPAC;
[28] Press Information Bureau, MoPNG
[29] News reports
[30] PNGRB reports

ダウンストリーム

原油を精製し、製品化、販売する企業であるダウンストリーム企業では、石油精製から得られる石油化学製品の収率向上を目的に、様々な開発が進められている。
例）IOCL、BPCL、HPCLなどといった国営石油販売会社（OMC）は精製と石化一体型のインフラ整備を進めている。

原油/天然ガス製品の代替としてのバイオ燃料：輸入量の削減とエネルギー移行の加速をはかるべく、バイオエタノール、バイオディーゼル、SAF、CBなどのバイオ燃料をポートフォリオに追加している。

石油・ガス企業は、単なるオイルカンパニーから、再生可能エネルギーやバイオ燃料などを含む総合エネルギー企業への転換を図っている。

非燃料およびマルチ燃料の小売：先進国市場ではマルチ燃料代替燃料(CNG、水素、CBG、EV)などの多様な燃料の小売展開に加え、利便性の高いショッピング施設や体験型サービスの提供といった、非燃料型の事業モデルも展開している。

税制上の留意点

1. 全国的な天然ガスパイプライン網の敷設および運営（貯蔵施設を含む）に従事する企業に対しては、一定の条件を満たす場合、**投資連動型のインセンティブが提供**される.

 石油原油、ディーゼル、および天然ガスへの**物品税や付加価値税（VAT）**は、州ごとに異なるVAT税率が適用されており、価格差が発生している。

2. **石油由来製品のGST率**：特定の石油ガス、石油ゼリー、石油コークス、石油ビチューメンには、18%のGST（物品・サービス税）が適用される

3. 鉱油の探査、採取、生産に関連して設備やサービスを提供する非居住者（企業）には推定課税制度が適用され、当該支出には、特別控除規定が設けられている。

 鉱油の探査などの事業における支出について、特別な損金算入の規定が設けられている。

 石油・ガス会社による仕入れにかかるGSTクレジットの利用制限：現在石油関連製品は、将来的にGST制度の対象に組み入れられる可能性があり、GST税率28%、加えて付加価値税の課税適用が想定される。

4. 特定の国からの輸入に対して、二国間または多国間協定や自由貿易協定（FTA）の下で優遇関税率が適用される。また、州の産業政策の下で製造部門に対する補助金が利用可能。

5. 製油所の設立に使用される機械の輸入には関税およびGSTが課されるが、EPCG（輸出促進資本財スキーム）やMOOWR（倉庫における製造およびその他事業に関する規制）の下で関税の繰延べや関税が免除される場合が

通常、これらのセグメントで事業を展開する多国籍企業（MNC）は、政府との契約を遂行し、現地での業務を支援するために、インド国内でのオフショア拠点を必要します。このオフショア拠点は、プロジェクトオフィス、駐在員事務所（LO）、支店、または現地法人のいずれかで設立される場合が多いです。当該拠点は、独立した課税対象主体扱われ、本社（HO）やグループ企業との間でさまざまな取引を行うことが想定されます。

D.4.4.　エンジニアリング、調達、建設（EPC）セクター

- EPC (Engineering, Procurement, and Construction) 契約は、物品の供給とサービスの提供の両方を対象とし、オフショア（国外）およびオンショア（国内）での作業を含むものです。EPCプロジェクトの成功には、物品の供給とサービスの提供が不可欠です。
- EPC契約は、単一の包括的契約で構成される場合もあれば、複数の個別契約に分けて締結される場合もあります。契約の形態や事実関係によって課税上の取り扱いは異なります。

プロジェクトオーナー

契約構造

単一の包括契約（Single Composite Contract）：

- さまざまな業務範囲が単一の契約としてまとめて発注される
- オフショア供給とサービスがインド国内で課税対象となるかどうかを評価する必要がある
- 特に、太陽光発電や風力発電プロジェクトにおいては、「みなし評価」に基づきGSTの実効税率が高く課される可能性がある

複数の契約（Separete Contract）：

- 各業務範囲ごとに個別の契約が締結される
- 契約範囲に応じて課税の取り扱いが異なる
- オンサイト契約とオフショア契約の間で、価値への貢献度に基づくアームスレングス原則に則した利益配分が求められる

コンソーシアム契約：

- 契約はコンソーシアム全体に対して発注される
- コンソーシアムがAOP（任意団体）に該当するかの評価が必要になる

*適用される課徴金と特別目的税が加算されます

課税対象:収益ストリーム

オフショア供給

- 一定の条件 (租税条約および判例に基づく) を満たせばインドで課税されない
- 恒久的施設（PE）が存在し、供給がPEに関連する場合、ネットベースで35%*課税される
- 利益の帰属は、アームスレングス原則に基づいて行う必要がある

オフショアサービス

- 通常は「ロイヤリティ」または「技術サービス料」として総額ベースで20%*課税される(租税条約上の適用あり)
- PEが存在し、サービスがPEに関連する場合は、ネットベースで35%* 課税される
- 設計図や設計そのものが供給の一部として統合されている場合は、課税の取り扱いが異なる場合がある
- 技術、エンジニアリングサービスがコスト＋マークアップ方式で提供される場合、類似会社との比較に基づき税務当局から異議を申し立てられることが多くある

オフショア供給＋サービス

- 外国企業により提供：PEが存在する場合、純利益ベースで35%*課税
- インド企業による提供：事業所得として法人税率[15/22/25/30%]*が適用され、利益送金（配当など）に対しての追加課税あり

EPC契約

- EPC契約における、特にオフショア供給・サービスの課税対象性は、過去に多くの訴訟の対象となってきました。契約の内容、事実関係、当事者の実態を精査することが不可欠です。
- EPC請負業者による、ハイシーセール（公海上の販売）に対する関税の繰延べをどこまで許容するか、またMOOWR（倉庫における製造およびその他事業に関する規制）ライセンス保有者への物品供給における工事契約サービスの評価方法なども重要な検討事項です。

D.4.5.　金属と鉱業



鉱油を除く、鉱業および採石業は、2%のTCS(源泉徴収税)の対象となる。



特定の鉱物・金属の輸出は、RoDTEPスキーム（輸出義務・税還付スキーム）の対象となっており、電子スクリップ（電子形式の還付証書）により、輸入関税の支払いに充当可能な還付が受けられる



SAFTA（南アジア自由貿易協定）に基づき、特定の国から鉱業・金属製品の輸入に関しては、関税の軽減措置が講じられている

4.2.6. 産業製品/製造業

インド政府は、サービス経済から製造業主導の経済への転換を目指し、インドを世界の製造拠点とすべく、魅力のある投資先としての地位の確率に取り組んでいます。



輸出免税

輸出される商品/サービスに使用された仕入れGSTは還付請求が可能。関税払戻制度を活用することで製造に使用された輸出原材料に課された関税の還付を受けることも可能。

関税の軽減

プロジェクト輸入スキームに基づく資本財及びその他の特定財の輸入に対して、軽減関税率が適用される。

政府補助金とインセンティブ

中央・州政府によって提供される助成金やインセンティブは、その時点の政策、地域、対象業種によって異なる。

中央政府による支援例：

- 電子機器、半導体、繊維業等に対するインセンティブ
- 生産連動型インセンティブ
- 投資設備に対する補助金
- 特定分野に焦点を当てた政策プログラム

州政府による支援例：

- 食料加工、航空・宇宙・防衛、再生可能エネルギー、医療機器等の分野への支援
- 週独自の産業政策及び分野別政策に基づく優遇措置

D.5.　ライフサイエンスおよびヘルスケア（LSHC）

インドの医薬品産業は現在約500億ドルの規模であり、2030年までに年平均成長率10.7%で成長すると予想されており、その市場は2030年までに1300億ドルに達すると予測されています。FDIは過去二年間で着実に増加しており、LSHCは投資対象として魅力的なセクターとなっています。

表1インドの医療分野におけるFDI (2000~2020年)[31]

サブセクター	保健関連FDI (百万米ドル)
医薬品・製薬	16,501
病院と診断センター	6,727
医療および外科用器具	2,130
合計	**25,358**

この業界の成長と投資に加えて、このセクターは常に合併と買収が起こっており、プライベート・エクイティ (PE) 投資家からの関心を集めています。

インドのヘルスケアセクターの成長を促進するために、インド政府がとった主要な政策イニシアティブは以下のとおりです。

a. 医療機器、医薬品、バルクドラッグのためのPLI（生産連動型インセンティブ）スキームが導入され、国内製造の医療製品の生産を奨励し、投資を呼び込むために約2兆5340億ルピーの累積支出が行われました。

b. インドの各州で医療機器パークとバルクドラッグパークの設立を促進するための助成金制度が発行されました。

c. 健康のデジタル化は、国家健康保護デジタルミッション（「ADBDM」）、CoWIN (デジタルワクチン配信プラットフォーム)、ヘルスレジストリ、遠隔医療などいくつかのイニシアティブによって推進されてきました。

d. 医薬品・医療技術セクターにおける研究開発とイノベーションに関する国家政策は、規制プロセスを合理化し、イノベーションへの投資を奨励し、医学研究のためのエコシステムの成長を可能にするために施行されました。

e. 2023年度の国家医療機器政策は、クラスターインフラの確立、研究開発支援、投資アウトリーチ、能力構築を通じて生産を促進するために導入されました。

f. 病院および医療機器へのFDIは自動承認ルートで100%まで認められます。ブラウンフィールドプロジェクトの場合では、74%を超えるFDIには承認が必要でしたが、この条件が適用されました。

[31] https://www.niti.gov.in/sites/default/files/2023-02/InvestmentOpportunities_HealthcareSector.pdf

規制の概要

インドのヘルスケアセクターは以下のサブセクターに分類されます。



医薬品・製薬　医療機器・診断　病院　臨床試験　デジタルヘルス

主な規制コンプライアンスの概要は以下の通りです。

医薬品・製薬

- ライセンスの取得製造/販売/ローン/輸入
- 製造記録の管理
- 対象サンプルの維持
- 検査簿の整備
- 必要に応じての情報開示
- 価格承認の取得
- 包装基準の遵守

医療機器・診断

- 製品区分・製品規格ごとの製造・販売許可取得
- 臨床試験のための試験ライセンス
- 該当する場合は輸入ライセンスの取得
- 検査簿の整備
- ラベリング要件への適合

病院

- 臨床施設法に基づく登録を取得
- 法人を設立し、商標を登録
- 土地、建設、電力、水道の認可を取得
- 生物・医療廃棄物管理基準を遵守
- 消防衛生免許取得
- 社内厨房FSSAI基準への対応
- 労働法の遵守
- 医療機関・薬局の登録
- 救急車の登録

臨床試験

- DCGIの承認を得る
- 臨床試験登録
- 倫理委員会の承認を得る
- トライアルサイトの登録

デジタルヘルス

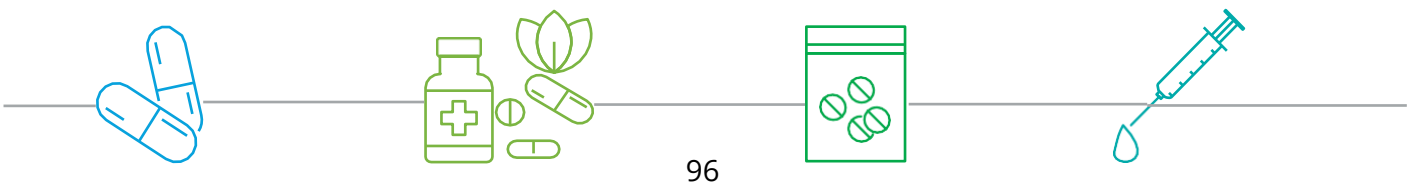
- 2000年のIT法への準拠
- 仲介者規則2021への準拠
- 2023年デジタル個人データ保護法の遵守
- 必要に応じて通信ガイドラインに準拠

栄養補助食品

- FSSAIのライセンス取得
- 各種ラベル/包装要件(承認された色/添加物、表示上の香料の添加、1日当たりの推奨摂取量、栄養成分表示など)への適合

その他

- 法定計量法に基づく表示及び包装要件
- 医師会倫理綱領
- 国家医療委員会法
- 医療広告規制
- 消費者保護法
- FSSAI（FOOD SAFETY AND STANDARDS）法
- 税関の承認 (該当する場合)
- 2016年生物医学廃棄物管理/有害廃棄物管理規則



インドのLSHC関連税制優遇措置

インド政府はこの部門に対して税率の引き下げや追加控除を通じて税制上のインセンティブも提供しています。

法人税優遇措置の概要

企業は、優遇税制を利用できる場合があります (セグメント法人/非法人事業体の一般税率で説明) 。さらに、この分野の具体的なメリットは次のとおりです。

その他のインセンティブ/控除

特定の条件に従い、追加雇用者を雇用する際の費用に対して特別に30%の控除が認められます。

事業に係る学術研究に要した費用(収入か資本かを問わず、土地への支出を除く)の100%の控除が認められます。

優遇税率を選択しない場合のその他インセンティブ

スタートアップ企業に対しては、一定の条件に従い、2030年4月1日以前に設立された場合、設立後10年以内の連続する任意の3年間の利益に対して100%の税制優遇措置が適用されます（2025年の連邦予算により2024年4月1日から延長されました）。

病床数100床以上の新病院の建設及び運営のために支出される資本的性質の支出の100%。

パテントボックス制度

真正で最先端の発明者で居住者である登録特許権者が、インドにおいて開発され、登録された特許に関して取得する使用料収入に対しては、総額ベース10%の優遇税率で課税されます。

間接税優遇措置の概要

譲許税率

1 医薬品原薬 (API) のGST率は18%ですが、それ以外の製剤等の医薬品であって、関税率表/HSN及び同表に定める条件の対象となるものの多くは、5%又は12%の低いGST率の適用を受けることができます。

2 ほとんどの医療機器は引き続き18%のGST率が適用されます。

間接税インセンティブ（「基本関税（BCD）の免除と優遇」）の概要（2025年度連邦予算案）

01. 36種類の救命医薬品に対する基本関税（BCD）の免除と6種類の救命医薬品に対するBCDの優遇。

02. 10社によって運営される13の新しい患者支援プログラム（PAP）を含む37種類の薬品に対する基本関税（BCD）を免除。

03. 指定された薬品や物品に対する既存の免税/優遇措置のサンセット条項の延長。

研究連動インセンティブスキーム

規制プロセスを合理化し、イノベーションへの投資を奨励し、イノベーションと研究のためのエコシステムを可能にするために、2023年に製薬・医療技術セクターにおける研究及びイノベーションの促進 (PRIP) スキームが導入されました。運用ガイドライン[32]では、実施の詳細といくつかの主要な規定が定められています。

- CoEは、既存の7つの国立薬学教育研究機関 (NIPER) に5年間で70億インドルピーの費用をかけて設立される予定です。
- 6つの優先分野が指定され、その下で資金が提供され、さらに3つのカテゴリーに分けられます[33]。

最近の税務および規制上の判断

i. **技術規制とLSHCセクターへの影響**

2023年のデジタル個人データ保護法及び2022年の情報技術 (仲介ガイドライン及びデジタルメディア倫理規定) 規則のような技術分野における新たな規制がこの分野に適用されます。同様に、特定の電子製品に対する輸入許可要件の導入は、医療機器および診断機器の輸入および使用にも影響を及ぼします。さらに、公共調達命令を通じたメイク・イン・インディアの義務の増加に伴い、政府顧客への製品の供給をスムーズにすることも業界にとって重要です。

ii. **マーケティング費用と医療従事者との契約**

通常、製薬会社や医療機器会社は、医療従事者との継続的な関係を維持するために様々なマーケティング費用を負担しています。費用の一覧表を以下に記載します。



2023年の国立医療委員会登録医師（職業倫理）規則が2023年8月2日に発行され、医療従事者はジェネリック医薬品を強制的に処方し、いかなる医薬品ブランドも推奨しないことを義務付けられました。さらに、医療従事者は、セミナー、ワークショップ、シンポジウム、会議など、製薬会社または関連する医療部門からの直接的または間接的な後援を伴う第三者教育活動に関与することは許されなくなりました。しかし、2023年8月23日の通達により、この通達は中断されており、2002年のインド医療評議会（職業上の行動、エチケット、倫理）規則（「MCI規則」）は現在引き続き有効となっています。

[32] https://pharmaceuticals.gov.in/sites/default/files/Approved percent20Operational percent20Guidelines percent20 percent20 percent28PRIP percent29.pdf

[33] https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/in/Documents/tax/Global percent20Businesspercent20Taxpercent20Alert/in-tax-gbt-National-Policy-on-Research-Linked-Incentives-in-Pharma-Med-Tech-Sector-noexp.pdf

この規則は、医療従事者が医薬品および関連する医療業界から贈答品を受け取ることを禁止しています。乳児用ミルク代替品、哺乳瓶、乳児食品のサンプルの配布およびそれらの販売または使用を促進するための誘因を提供することの禁止は、重要な規制措置です。税務当局は、そのような制限された費用の控除可能性と、そのような支払いに利用できる仕入税額控除(ITC) の適格性に異議を唱えています。

この業界の重要性を鑑みて、倫理的な行為を強く求められる傾向があります。所得税の観点から、最高裁判所は、医療従事者への贈り物に関連する経費の税控除を認めていません。これは、犯罪行為に関与する行為と見なされ、さまざまな税務機関によって追随されています。同様に、現在の所得税法は、費用が受取人に何らかの利益または特典をもたらし、その受領が受取人を規制する法律、規則等に違反する場合には、費用を控除することができないと規定しています。

事業または専門職の遂行中に居住者に給付金または臨時手当を支給する責任者に対し、その給付金または臨時手当が会計年度中に2万インドルピーを超える場合、10%の源泉徴収を要求する源泉徴収規定があります。

見通し

インドは「テクノロジーの時代」にあり、テクノロジーセクターの規制が進化しているため、ヘルスケアセクターにおいては、４つのトレンドが見られます。第一に、遠隔医療と電子薬局の受け入れが拡大すると予想されます。オンラインでの医療相談にAIと機械学習を利用することで、患者の予後を改善し、コストを削減し、医療へのアクセスを拡大することができます。第二に、遠隔監視ツールもインドで普及しており、今後数年間で9.39%のCAGRで成長すると予想されます[34]。第三に、ゲノムシークエンシング、次世代シークエンシング、全ゲノムシークエンシング、RNAベースの検査などの診断の変革は、インドの医療を改善することが見込まれています。第四に、医療データを保存および監視するための医療SaaSベースのソリューションは、ほとんどのステークホルダーの間でトレンドになりつつあります。

インドの製薬会社は、買収を通じてこの領域のポートフォリオを引き続き強化する見込みです。この業界は、政策介入、インフラ開発、FDI、製造能力の向上、費用対効果の高い人材プールへのアクセスなどの様々な要因によって、近い将来加速的な成長を遂げると予想されています。

[34] https://www.mordorintelligence.com/industry-reports/india-patient-monitoring-market-industry

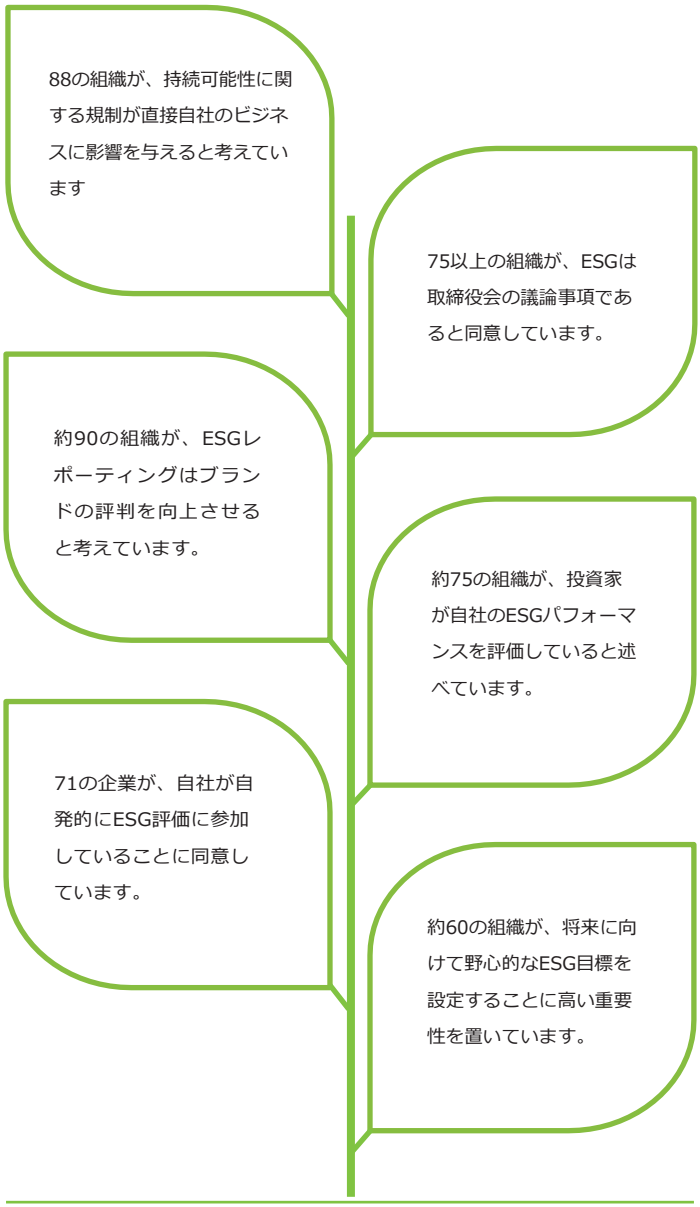
(E)インドで見られる未来のトレンド



E1.　環境・社会・ガバナンス

ここ数年、インドでは企業が「環境」「社会」「ガバナンス」の問題に取り組む方法にパラダイムシフトが起きています。世界的なトレンドに沿って、インドの企業はESGへの配慮を重視しています。これまでコンプライアンスの問題でしかなかったものが、今や事業戦略の重要な一部となっています。環境意識、倫理的慣行、労働保護などの要素を重視することが企業に求められるようになり、必要性が高まっています

Deloitte IndiaのESG準備状況調査報告書によると、インドのビジネスはサスティナビリティに大きな価値を見出しており、積極的にESGの取り組みを実施していることが示されています。



ESGに関する規制の強化も、各社のESGの取り組みを後押ししています。SEBI は、インドの上場企業の時価総額上位1, 000社を対象に、BRSRのガイドラインに基づき、ESGの情報開示を義務付けました。BRSRは、9つのNGRBC原則を統合し、国際的なフレームワークから複数の主要なパフォーマンス指標を取り入れて、インドの組織による非財務報告をグローバルな持続可能性およびESG報告のトレンドと同レベルにしています。BRSRの開示には、企業のESGポリシーとパフォーマンスに関する情報が含まれ、年次報告書の一部として報告されます

さらに、RBIはグリーンデポジットの受け入れを許可し、気候関連の財務リスクに関する開示フレームワークを発行しました。インドはまた、企業に対して、前年の平均純利益の少なくとも2%をCSR活動に貢献することを義務付けています。2023年のG20議長国であるインドは、ESGは企業がより持続可能になるための重要な優先事項として特定しました。この規制のサポートにより、投資家も徐々にESG投資の可能性を広げ、ESG準拠のビジネスをより魅力的で利益をもたらすものにしています。

政府は、再生可能エネルギーの採用に向けた積極的な推進を進めています。COP26で発表された野心的な目標は、気候変動緩和に向けた道を開くことになります。これらの目標には、2030年までに500GWの再生可能エネルギー容量を設置すること、2005年の水準から2030年までに経済の炭素強度を45%削減すること、そして2070年までにネットゼロ排出を達成することが含まれています。再生可能エネルギー源の採用を補完するために、National Green Hydrogen Missionは、少なくとも年間5MMTのグリーン水素容量を設置することを目標として、インドを世界のグリーン水素の主要な生産者および供給国にすることを目指しています。PLIやその他の州のインセンティブなどの財政的なサポートは、時間をかけて持続可能な方法で大規模な能力構築を可能にするための適切なエコシステムを創出する見込みです。

ESGのガイドラインは、組織の税政策の検討に大きな影響を与えています。これは、税報告における信頼を構築することに関しても、新しい環境税への対応を進めることに関しても同様です。税の考慮事項の主要な領域は以下の通りです。

TTR (Total Tax Reporting): BRSRに加えて、ガバナンスの観点からより自発的な報告形式がTTRを通じて発信されます。TTRは、直接税および間接税、税務ガバナンスと戦略、税リスク管理、制御、およびコンプライアンスへのアプローチに関する定量的および定性的な開示を提供します。これにより、組織は顧客、規制当局、投資家などのステークホルダーとの交流が可能となり、信用格付けの向上やM&Aにおいて魅力的な存在となることができます。

CBAM（Carbon Border Adjustment Mechanism）は、EUに輸入される鉄鋼、セメント、肥料などの炭素集約的な製品に対する炭素税/関税です。当初はセメント、鉄鋼、アルミニウム、肥料、電力生成などの緩和が困難な産業に焦点を当てています。これらのセクターは、大量の温室効果ガス排出のため、炭素排出量が高いと考えられています。CBAMの実施は段階的なプロセスで行われていますが、2026年以降、環境に優しいプロセスを通じて生産されていない特定の輸入品に対して20〜35%の税/関税が課される可能性があります。

サプライチェーンの再構築：企業がESG目標に向けて進むにつれて、企業間でサプライチェーンの再構築が加速しています。この再構築は、主に効率の向上、コストの削減、サプライチェーンネットワークのグリーン化、二酸化炭素排出量の低減、効率的な資源消費の確保を目的としています。例えば、企業は、輸送からの炭素排出を削減するために製造機能の地域分散を検討するかもしれません。再生可能エネルギー源からのエネルギー調達の変更や、物流および車両管理の中央集権化も良い例です。これらの側面は一般に、インセンティブの利用や税および移転価格税制リスクの軽減を中心に税務上の考慮が必要です。

炭素クレジット：これらは組織がネットゼロ目標を達成するために排出量を相殺するのに役立ちます。これは、企業が持続可能な目標を達成するための効果的な方法です。炭素クレジットの課税に関する特定の税規則があり、これには慎重な計画と規制および業界のベストプラクティスの遵守が必要です。

組織機能（財務、税務、人事、サプライチェーン）全体で、事業上の決定は、ESGの視点から評価されます。ESGに対する最適なアプローチは、大きなビジネスチャンスであり得る一方で、妥協は組織にとって存続の脅威となる可能性があります。

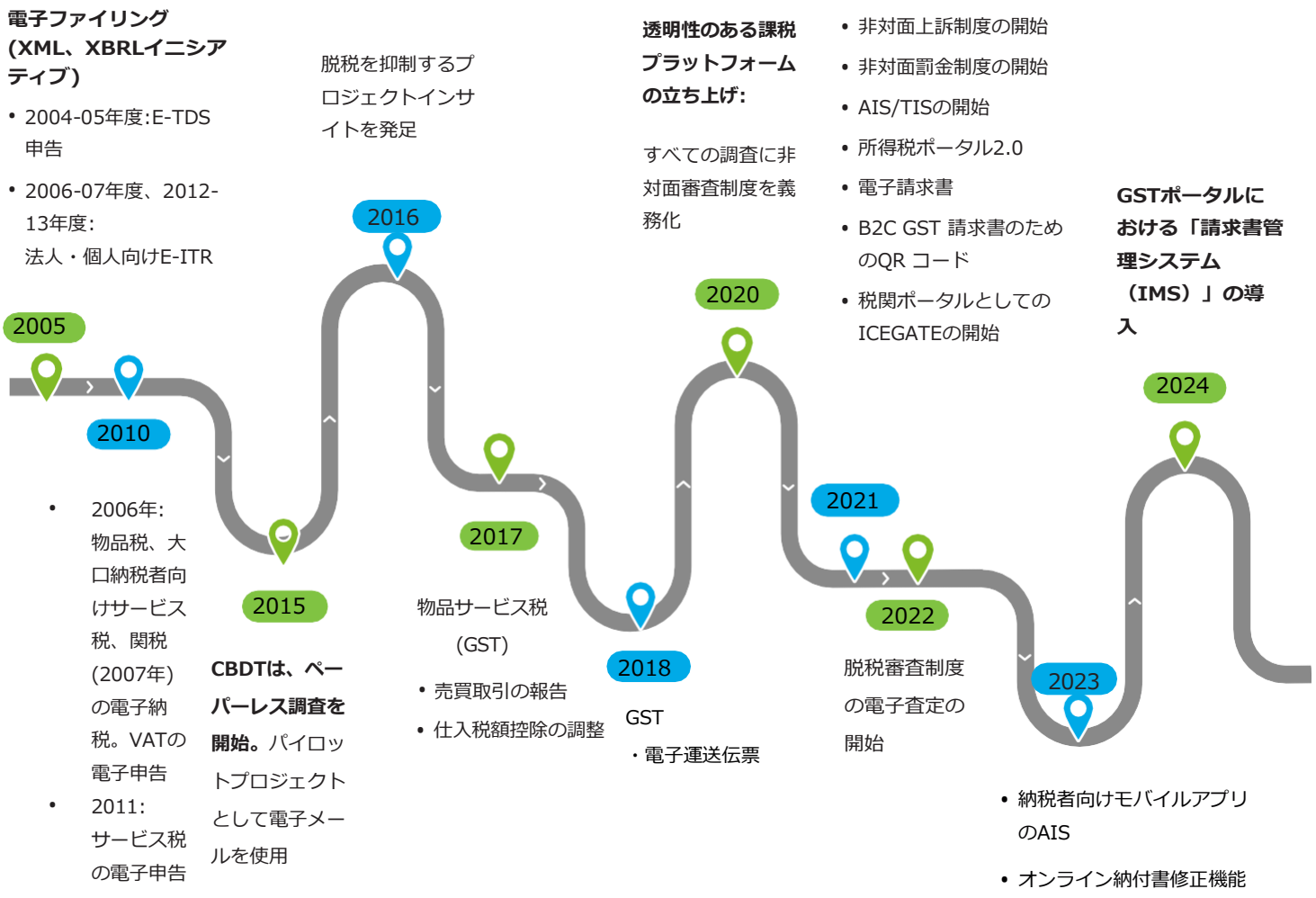
インドはまだESG実践のリーダーになるための初期段階にありますが、これは急速に進行しており、インドのエコシステムのすべてのステークホルダーによってますます重要視されています。ビジネス戦略は、ESG主導の変革が展開されるにつれて発展する必要があります。

E.2　税務申告と管理におけるテクノロジーの広範な利用

今日のビジネス・オペレーションは、テクノロジー主導の変革を目の当たりにしています。人工知能 (AI)、ブロックチェーン、そして生成AIなどの高度なテクノロジーは、運用管理のより新しく革新的な方法を切り開いています。

税務におけるテクノロジーの役割を見てみると、今日の税務コンプライアンスのプロセスの多くは、テクノロジーソリューションの助けを借りて処理されています。税務当局もまた、納税者がスムーズなコンプライアンスのために技術と自動化を採用することを奨励しています。以下の図は、税務当局によるテクロノジーの採用の沿革をまとめたものです。

税務当局による税務手続きのデジタル化
税制改革の進展のタイムライン



2017年に導入されたGSTは、取引レベルのレポート作成方法に変化をもたらしました。同様に、2018年の電子運送伝票（e-way bills）と2020年後半の電子請求書（e-invoicing）の導入により、業務を中断することなくリアルタイムのレポートを作成する方法が採用されました。Five-corner Peppol model (税務当局が請求書データにリアルタイムでアクセスできる利便性がある)を応用したインドの電子請求モデルは、政府と納税者の双方にとって大きなメリットを提供しました。電子請求の適用基準の段階的な引き下げ (現在5000万インドルピー/625米ドル) により、納税者の間で高い受容性が確保されています。税務管理におけるテクノロジーの推進は、ERP/ソースシステムからのデータの自動抽出と、事前定義されたルール/ロジックを使用した処理が、多くの組織にとって標準となることに寄与しました。納税者による技術の使用は、税務管理者への取引報告に役立ち、監査や評価において税務管理者の効率を向上させました。

テクノロジーと自動化により、人的エラーの確率が減少し、正確性と効率性が向上します。たとえば、GSTと税控除のコンプライアンスに関するデータは、大規模な組織では数百万の項目に達する可能性があります。これは、テクノロジーを活用しないと管理出来ません。同様に、多国籍企業のためのピラー2のGloBEルール下でのコンプライアンスは、データのマッピング、抽出、整形及び報告において技術の利用が重要な役割を果たすことができるもう一つの重要な分野です。

コンプライアンスプロセスの自動化に加えて、税務分析は、税務機能に深い洞察を提供する上で重要な役割を果たします。テクノロジーの使用は、税金請求漏れの特定、税金の過払いの検出、GSTに準拠していないベンダー支払いの管理、還付金の監視、サプライチェーンの最適化、コンプライアンス/訴訟ステータスの監視、リスクの軽減に役立ちます。ここ数年、税務技術の専門家は、税務における機械学習や生成AIの利用など、予測的および処方的分析の新たなユースケースを模索しています。

興味深いことに、税務分野はテクノロジーの導入では遅れていましたが、新しい時代のテクノロジーを大々的に受け入れる方向に急速に進んでいます。コンプライアンス・プロセスのためのテクノロジーの使用がすでに確立されており、企業は内部プロセスの合理化や、問題点に対処するための特定のカスタマイズされたソリューションだけでなく、市販の自動化技術を活用しようとしています。最終的な目標は、税務機能の変革であり、コンプライアンスに費やす時間が短縮され、税務チームは戦略と実装、およびビジネスと業務との連携に集中できるようにする事です。

テクノロジーは税務チームにとって恩恵であり、コンプライアンスの効率的な管理に益々役立っています。しかし、他の分野よりも税務自動化の開始が遅れたため、まだ多くの作業が必要です。組織はデータライフサイクル全体（抽出、整理、調整など）に焦点を当て、税務コンプライアンスニーズをサポートする適切な税務テクノロジーソリューションを特定する必要があります。AI/機械学習や生成AIなどの新時代技術の税務プロセスでの使用が実施されており、税務の運用方法が変わるでしょう。

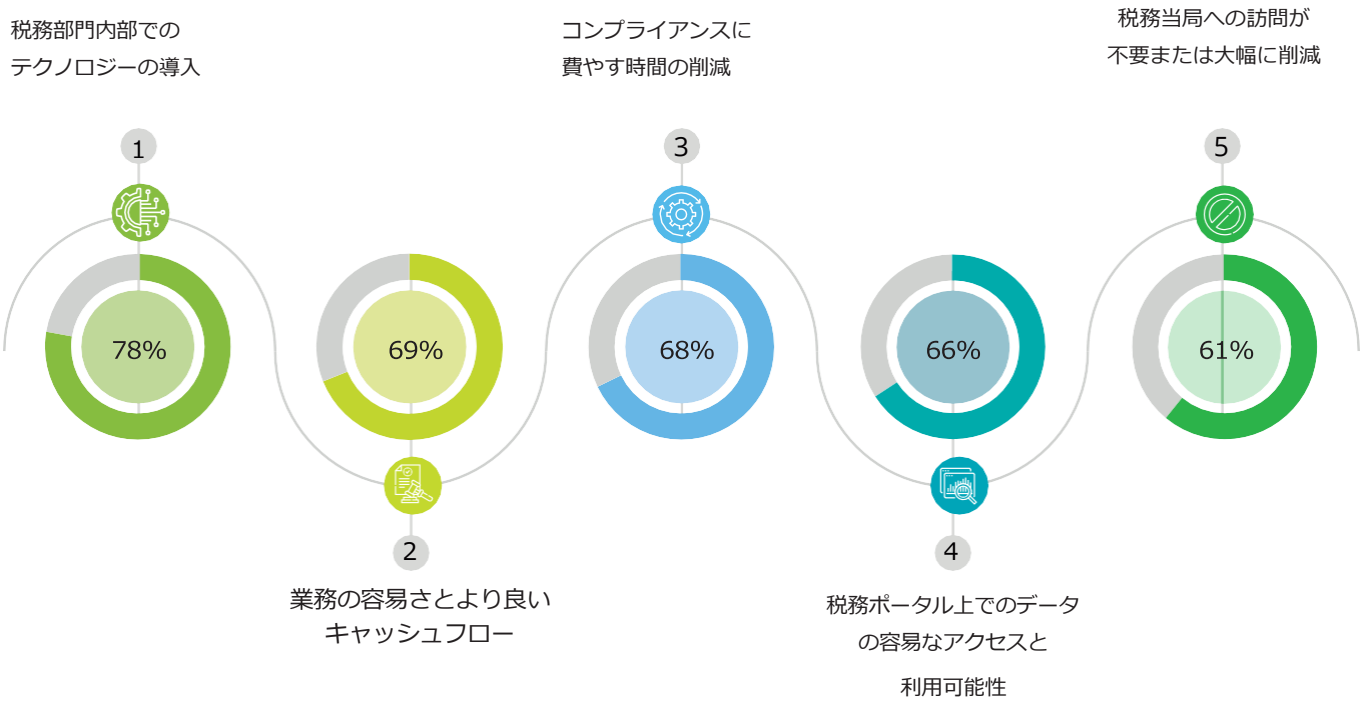
納税者だけでなく、税務当局も税務管理のためのテクノロジーの採用と使用に積極的にアプローチしており、これには非コンプライアンスの納税者の特定、監査と評価、政策立案が含まれます。ビジネスインテリジェンスユニットの設立、データ分析の使用、税務管理のための人工知能の採用は、税務当局が実践している取り組みの一部です。

E.3. デロイトによる技術調査の結果

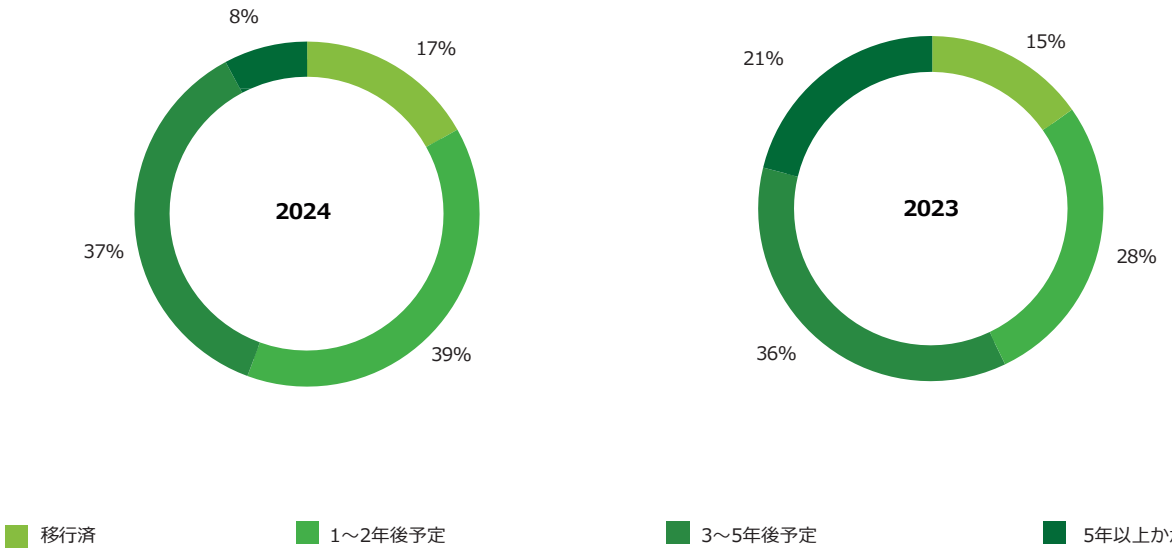
a. インドにおける所得税のデジタル化に関する調査

インドにおける所得税のデジタル化の影響を評価するため、デロイト・インドは「インド2.0における所得税のデジタル化に関する調査」を発表しました。調査の主なテーマは以下の通りです。

ビジネスにおけるデジタル税務管理の利点



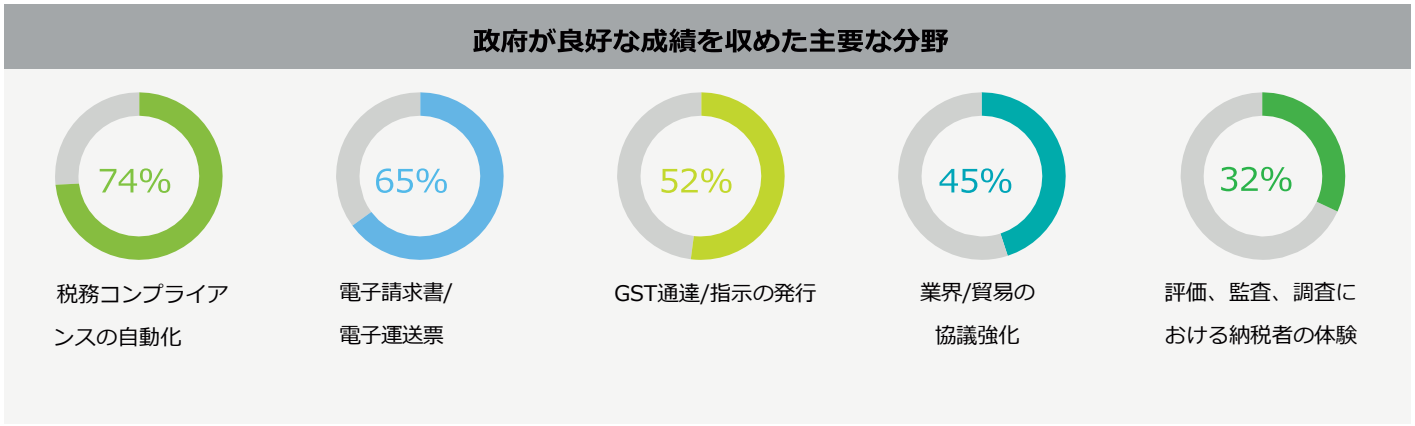
テクノロジー主導の税務機能への移行タイムライン



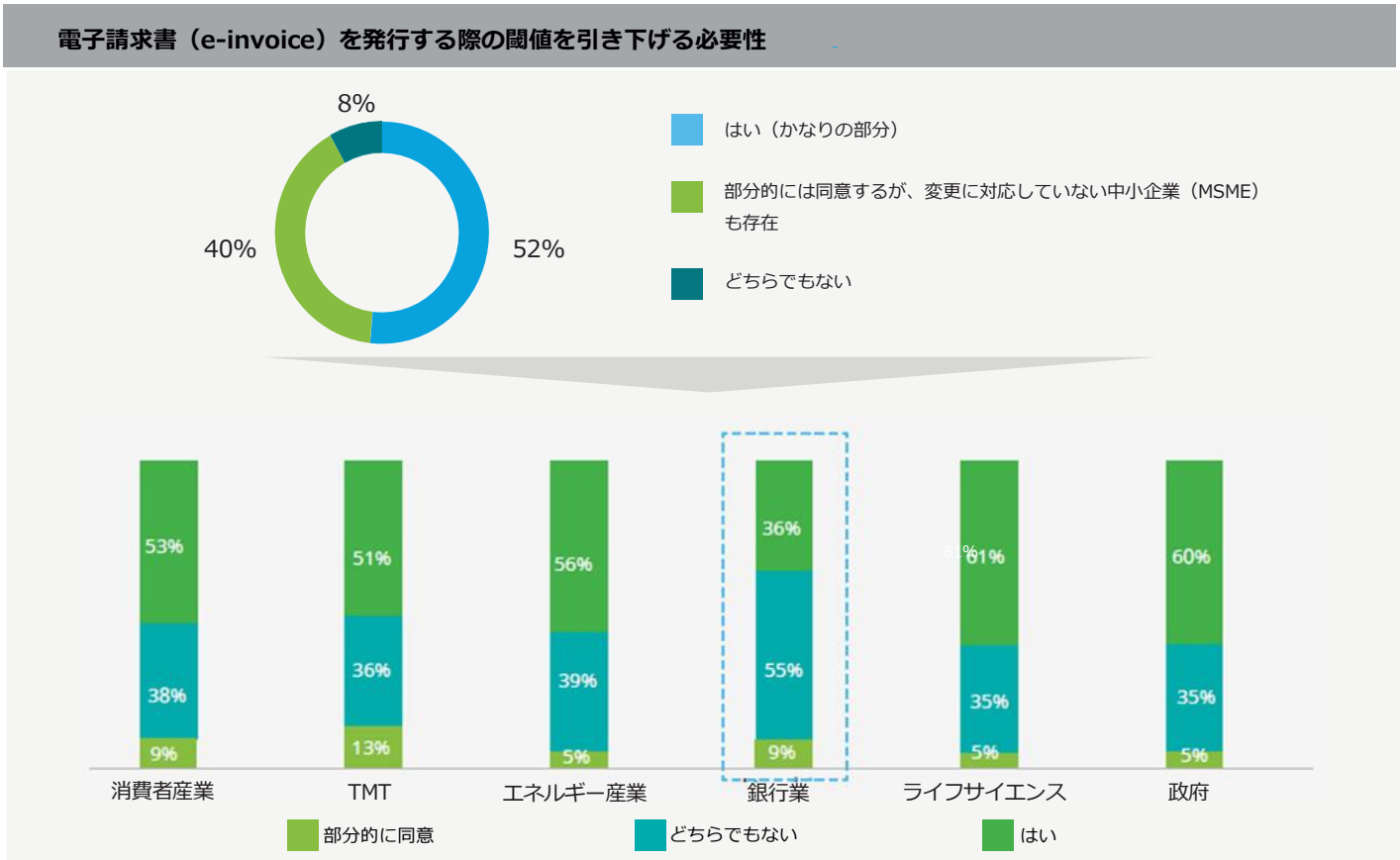
b. **GST調査**

デロイト・インドがGST導入7年を記念して実施した年次調査「GST @ 7」では、750人以上の回答者がテクノロジーと自動化を含む様々な分野について意見を共有しました。以下に、テクノロジーの導入がコンプライアンスの向上にどのように役立ったかなど、いくつかの興味深い結果がを示されています：

- **主要なパフォーマンス分野**：税務コンプライアンスの自動化、電子請求書は、主要なパフォーマンス分野のトップを保っています。



中小企業（MSME）は、これらの取り組みに対して強い支持を示しており、その割合は69%に達します。
一方で、大企業は60%、非常に大規模な企業は65%と、やや低い支持率を示しています。



- **電子請求書の利点:** 約92%の人々が電子請求書に満足していると表明しました。特に中小企業（MSME）の大部分が電子請求書や電子運送票（e-way bills）を支持しており、この割合は大企業や非常に大規模な企業の対応する割合よりも高くなっています。

E.4 2023年デジタル個人情報保護法

2023年8月11日、インドにおいて「デジタル個人データ保護法（DPDP）」が制定されました。DPDP法は、インドにおける初の統一的なデータ保護法であり、2000年の情報技術法の下で定められた「機微な個人データおよび情報規則（2011年）」に優先して適用されます。ただし施行日は中央政府が官報にて正式に通知をした時点となっているため、法律として存在はしているものの義務や罰則はまだ発動していない、言わば準備期間となっています。特にグローバルで個人情報を扱う企業（B to C、雇用情報を持つ拠点）は、準備期間中の体制整備が急務であり、推奨されます。

- DPDP法は、インドのデジタル個人情報を処理するすべての者 (企業およびその他の事業体を含む) に適用されます。域外適用も認められており、インド国内の個人に商品やサービスを提供する過程でその個人情報を処理する外国企業も対象となります。さらにインド企業が外国人の情報を処理する場合にも、影響を受ける可能性があります。（一定の免除あり）

- DPDP法は、デジタル形式で収集された個人情報、または非デジタル形式で収集後、デジタル化された個人情報に適用されます。
 DPDP法のもとでは、個人情報の処理は一定の条件下においてのみ認められています。

 1）情報主体（個人）の同意に基づく処理：情報主体（個人）が自発的で明確な行動を持って、特定の（処理）目的のために、自由意思に基づき、曖昧さがなく、具体的かつ十分な情報を得た上で同意した場合、その同意に基づく個情報の取り扱いは適法とされる。
 - 自由意思に基づく：強制や条件付きではなく、自発的であること
 - 曖昧でない：同意の有無が明確で、誤解の余地がないこと
 - 具体的：何のための情報処理であるか目的が明示されていること
 - 十分な情報を得た上：処理の内容・範囲・結果などが分かったうえで、同意されていること
 - 明確な同意行動：「同意する」をクリックするなど、積極的かつ能動的なアクションが伴うこと

 2）正当な使用目的に基づく処理：情報主体（個人）による自発的な共有、補助金・給付金等の支給、インドの主権や安全保障に関わる目的、法的義務の履行、裁判命令への対応、医療上の緊急対応、災害時・公共秩序の崩壊時、または雇用目的など、特定の合法的な利用の場合、同意を取得しなくとも個人情報の処理が許容される。
 - 自発的な共有：情報主体が自発的に情報を提供した場合、その情報は目的に必要な範囲で利用可能
 - 給付・補助金の給付：政府の支援の過程で、本人確認等の目的でデータを使用する場合
 - インドの安全保証、主権、公共秩序に関わる目的：国家の今回に係る活動の一貫として必要な場合
 - 法的義務の履行、裁判所命令の遵守：法律や裁判所命令に基づいて、データを処理する必要がある場合
 - 医療用の緊急対応や、災害・交渉安全に関わる状況：生命・健康・安全を守るために、迅速にデータ処理が必要なケース
 - 雇用に関連する目的：雇用関係の中で、合理的に必要とされるデータ処理

- デジタル個人情報を処理する事業者は、有効な契約に基づき情報処理者を雇用する義務があり、その行為に対する責任も負います。
 個人情報の完全性、正確性及び一貫性を維持し、データセキュリティを確保するための技術的・組織的措置も求められます。

- 個人データの処理量や機微性に基づき、ある事業体が「重要なデータ受託者（Significant Data Fiduciary）」と指定された場合、以下の義務が課されます。

-インド居住のデータ保護責任者（DPO）の任命
-データ保護影響評価（DPIA）の実施
-定期的なデータプライバシー監査の実施、及び報告書の提出。

- 当該法に基づき、インド情報保護委員会（DPB）が新たに発足され、独立した規制当局として機能します。データ侵害時には、企業はDPBに通知する義務があり、DPBは最高25億ルピーを超える罰金を課す権限を有します。また、DPBは電子情報技術省に当該コンテンツの削除勧告を行う権限を持ちます。
- 2025年1月3日、DPDP法に基づく規則が公表され、2025年3月5日までパブリックコメントの受付が行われました。DPDP法および規則の条項が官報で公布され次第、DPDP法は施行される予定です。

E.5.　スタートアップ

インドのスタートアップ文化は急成長しており、世界第3位のエコシステムとして台頭しています。この成長は、若くてテクノロジーに精通した人材、政府の取り組み、そして高まる起業家精神によって支えられています。特にフィンテック（Fintech）、エドテック（Edtech）、eコマースなどの分野が牽引役となっています。

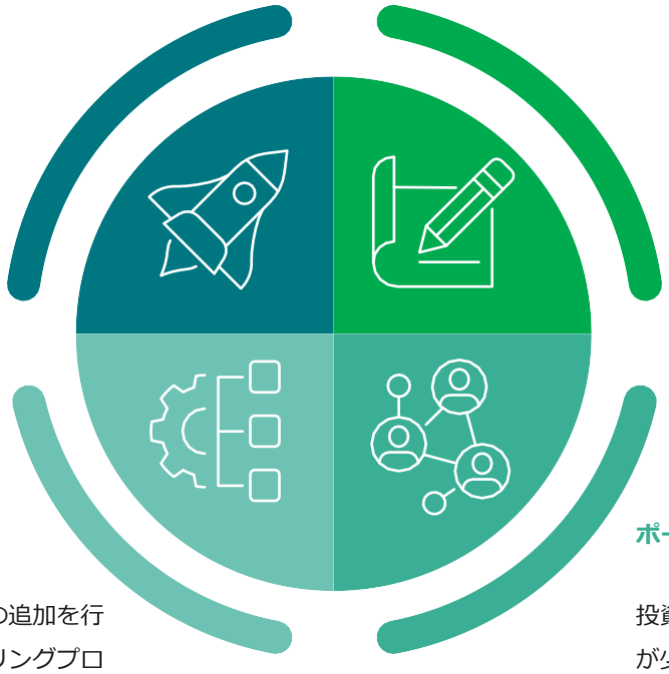
インドでは、スタートアップが一定の条件を満たし、2030年4月1日以前に設立されている場合、設立後10年以内の任意の3年間にわたって利益に対する100%の税控除（タックスホリデー）を請求する資格があります。この制度は2025年度国家予算に基づいています。

キャッシュの最適化

スタートアップは、事業運営にキャッシュ最適化戦略を採用し、実績のあるマーケティング戦略を自社の利益のために活用する

意思決定の再検討

洞察力のあるスタートアップは、自らの意思決定を再検討し、大規模な資本決定の先送りや債務返済条件の評価によって、キャッシュランウェイを可能な限り延長することに焦点を当てる



デューディリジェンス

投資家は、ポートフォリオへの追加を行う際に、より厳格なフィルタリングプロセスを開発する

ポートフォリオネットワーク

投資家は、もはや単独で投資することが少なくなり、スタートアップに投資するために他の投資家とネットワークを構築することが一般的になると期待される

主な推進要因

広大な市場ポテンシャル | 急成長する経済 | 政府の支援 | 革新的なスタートアップ文化

E.6. グローバル・ケイパビリティ・センター

グローバル・インハウス・センター（GIC）とも呼ばれる、グローバル・ケーパビリティ・センター（GCC）は、インドにおいて単なるバックオフィス機能を超え、より付加価値の高い領域へと役割を広げながら成長を続けています。もともとは多国籍企業がバックオフィス機能の集約化、効率化をもくてきとして設立された拠点でしたが、現在では、製品の開発やイノベーション推進、戦略的機能を担う拠点への進化しています。

GCCの成長を支えるインドの強み

豊富な人材基盤

技術教育機関

インド工科大学（IIT）や国立工科大学（NIT）を始めとする強固な高等工科教育機関が多数あり、AI・データ・設計などの分野で毎年多くの優秀な人材を輩出している。

若年労働力

労働市場にしめる若年層の割合が世界で最も多い国の1つであり、この人口動態上の優位性が今後長年にわたって人材を安定的に供給できる土台となっている。

イノベーション

スタートアップエコシステム

インドのスタートアップエコシステムは急激に進化し、現在世界で3番目に大きなスタートアップ・ハブとなっている。このエコシステムはイノベーションを推進し、起業家精神の文化を育んでいる。

政府主導の支援策

インド政府は、起業支援やイノベーションの促進を目的とした複数の政策を導入している。「Startup India」や「Digital India」などのプログラムにより、親近調達・規制緩和・知財支援等、スタートアップの成長に必要な環境整備を進めている。

次世代育成

リーダーシップ育成

多くのGCCでは、未来のグローバルリーダを育成すべく、段階的な育成プログラムが設計されている。実務と成長機会を組合せ、組織の中から次世代を担う人材の育成を進めている。

多様性を活かす職場環境

多国籍企業のクライアントに対応する中で、異なる地域や文化的背景との協働経験を積む機会を提供している。こうした環境が、グローバルな視野と対応力を備えた人材の育成につながっている。

世界水準の競争力基盤

研究開発機能

多くの多国籍企業がインドにR＆Dセンターを設立し、現地の人材を活用してグローバル市場に通用する製品やサービスを生み出している。これはGCCにおける製品開発力を高め、競争優位性の源泉となっている。

コスト競争力

インドのGCCは、労働力と運営コストの両面で優位性を持ち、高品質なアウトプットを競争力のあるコストで提供している。このコスト構造が、企業にとっての生産性向上と、世界水準の製品を実現する環境を支えている。

E.7. 人工知能

インドでのAI採用はさまざまなセクターで着実に増加しており、さらなる普及が進む見込みです。現在の企業のAI活用の成熟度は、戦略から実装までのさまざまな場面にわたって、さらなる変化のための大きな余地が残されています。2026年までにインドのGVA(Gross Value Added)に約5000億米ドルの影響を及ぼすとされており、そのポテンシャルを活用するためには、企業の成長や改善の動きが不可欠です。



AIの成熟度	調査結果	ビジョンとAI戦略	AI人材	インキュベーションと社内ラボ	レガシーフレームワーク
最近のNASSCOM（インドのIT業界団体）のレポートでは、インドのAIの成熟度スコアは4段階評価で2.45とされており、まだまだAI活用の余地があることを示唆している	デロイトが実施した調査では、インド企業の間でAI技術の採用に対する強い意欲と理解が示されている	実績のあるAIソリューションを迅速に実装するには、戦略的リーダーシップと明確なAI戦略が必要となる。インド企業は、今後数年間でこれを実行することが期待されている	インドの人材は、AIの経験と業務ドメイン固有の知識を組み合わせたスキル不足を改善している。これは、インドにおけるAIの将来にとって良い兆しである	インド企業は、AIスタートアップのインキュベーションや社内AIラボの設立を通じてイノベーションを育むことを実践している	企業は、AIプロジェクトを評価するためにプロジェクトベースのROI、時間、予算の成功指標などのレガシーフレームワークに依拠していると見られている。これは今後変化する見込みである

市場機会	課題の認識	データ標準	プロジェクトマネジメント	学術連携	新しい指標
AI市場には、2026年度までに5,000億米ドルの機会があると見込まれている	企業は、AIを通じて効率的に課題解決できる成長市場を特定している	様々なレポートによると、インドのエコシステムは、AI実装のための堅牢な技術インフラストラクチャと標準化されたデータプロトコルを設定するように動いている	インドの組織は、AI特有のプロジェクト管理経験を向上させている。これは、焦点を絞ったAIソリューションを開発、テスト、および展開する上で非常に重要である	特許出願は現在、研究機関や学術機関によって推進されているため、インド企業は、コンセプトのラボから市場への成功のために学術連携していることがわかる	インドのエコシステム全体で、組織の成功KPIに結びつく新しい指標を定義する動きがある。これは、AIの継続的かつ横断的な成長を促す

E.8. 自動化

インドの公的機関と民間企業は、成長機会を活用するために、自動化の導入において絶えず大きな進歩を遂げています。政府からの様々なスキームを通じた支援は、このセクターの成長と発展のための適切な環境を提供しています。また、さまざまな民間企業も、より迅速で正確なプロセス結果を実現するために、新しい自動化技術を開発・導入し、製造およびサプライチェーンを近代化しています。

産業オートメーション

スマートマニュファクチャリング

産業用ロボット

サプライチェーンにおける自動化

インダストリー4.0とIoT

スマートファシリティとユーティリティモニタリング

メイク・イン・インディア

ニティアヨーグ（インド政府系シンクタンク）とABBインドは、先進製造技術を支援するための意向表明書(SoI)に署名した。彼らは共同で、産業オートメーションとデジタル化を使用したソリューションについて協議している

政府のインセンティブ

国内生産とスマートマニュファクチャリング(デジタル技術を統合した高度な生産方式)の実践を奨励するために、14の部門を対象とする PLIスキームによるスマートマニュファクチャリングを促進している

輸出の増加

輸出を促進するために、製造における自動化、生産性、安全性、費用対効果、およびスキル開発を強化する協業ロボットの利用を推進している

Eコマースの拡大

eコマースの急速な拡大とFDI規制の緩和に伴い、より多くのSKU量を処理し、正確性を保証するために、効率的で自動化された倉庫の導入を支援している

政府支援の CoE

政府は、IoT、AI、マシンラーニング、ARVR、ロボティクス、ドローン、3Dプリンティングのための CoEおよび研究所の開発を支援している。これは、インダストリー4.0に取り組むスタートアップがより新しく速い製品を開発することを促進するためである

スマートグリッド

政府は、完全に自動化、デジタル制御され、迅速に反応するグリッドを通じて、信頼性が高く手頃な価格の電力を提供することを推進している。これはサイバー攻撃や自然災害に対して強靭であり、現時点で必要とされている

スタートアップインキュベーション

電子情報技術省はTIDE 2.0 スキームを通じてICTスタートアップを支援し、産業オートメーション、ブロックチェーン、ロボティクスといった新興技術分野で活動している。この取り組みは、5年間で26億4000万ルピーの予算で、51のインキュベータを通じて実施されている

産業シフト

インドの製造業界が業界の変化に追いつこうとしている中で、PPPによる資金注入は良い傾向である。これは、持続可能なグローバル生産のための自動化とロボティクスを探求している。

倉庫の自動化

ロボット工学と無人搬送車による倉庫の自動化は効率を向上させる。一方、センサーとテクノロジーのサポートを受けたドローンは貨物の場所、在庫、棚卸しプロセスを変革している。

統合物流

インドの国家物流政策は、透明性と効率性を促進するため自動化とITを採用した。統合され技術的に進歩した持続可能な物流システムを構築することを目指し

アートマニルバール・バラット

インダストリー4.0に関するCoEは、STPI、電子情報技術省、RINL、そしてアンドラプラデーシュ州政府による共同の取り組みである。これは、インダストリー4.0におけるインドの自立を確立することを目指している。CoEは、5年間で175のスタートアップをインキュベートする計画である

スマートシティミッション

インド政府は、交通、医療、都市開発に焦点を当てて、技術を活用し、効率と生活の質を向上させるために、各セクターを横断してスマートシティの育成と支援を行っている

(F)インドの好機を掴む



インドの将来の展望は、創造性とチャンスが融合し、世界中の投資家や先見の明のある人々の注目を集めています。今後の10年間は、都市中心部と地方の両方で急速に発展しているAI能力を通じて、インドが技術の最前線を走るであろうと期待されています。インドはスタートアップにとって夢が現実に変わる場所として成長する育成の場になっています。

インドのGCC（グローバルケーパビリティセンター）は信頼性と専門知識を示しており、インドが質が高くコスト効果の高いサービスのグローバルハブとしての役割を果たしています。このシナジーにより、企業の効率が向上し、インドはグローバルでの成長における重要な市場および価値あるパートナーとしての地位を確立しています。支援的な政策と熟練した労働力を備えたインドは、将来のチャンスに対して十分に準備が整っており、他地域の企業との協業による成功事例を着実に作っています。

今こそインドとの関係性を深化させ、新たな成功事例を創り上げる絶好の時期です。インドは、イノベーション、包括性、繁栄によってもたらされた急成長の時期に入っています。インドへの投資の機会は、インドの国としての成長ストーリーに参加し、成功を築くための招待状となるでしょう。

略語

AD Bank	Authorised Dealer Bank / 公認取引銀行
AE	Associated Enterprise / 関連者
AEO	Authorised Economic Operator / 認定事業者
AI	Artificial Intelligence / 人工知能
AIF	Alternative Investment Fund / オルタナティブ投資ファンド
ALP	Arm’s length price / 独立企業間価格
AMT	Alternate Minimum Tax / 代替最低税
AOP	Association of Persons / 個人や法人の集合体、インド所得税の納税義務者
APA	Advance Pricing Agreement / 事前確認制度
ASEAN	The Association of Southeast Asian Nations / 東南アジア諸国連合
AUM	Assets under management / 運用資産
BCD	Basic Custom Duty / 輸入される商品に対して課される基本関税
BCG	Boston Consulting Group / ボストン・コンサルティング・グループ
BEPS	Base Erosion and Profit Shifting / 税源浸食と利益移転
BESS	Battery Energy Storage Systems / バッテリーエネルギー貯蔵システム
BFAR	Board for Advance Rulings / 事前裁定委員会
BO	Branch Office / 支店
BOPIS	Buy Online Pick In Store / ECで購入した商品を実店舗で受け取ること
BORIS	Buy Online Return In Store / ECで購入した商品を実店舗で返品すること
BPCL	Bharat Petroleum Corporation Ltd / バーラト・ペトロリアム（石油会社）

BRSR	Business Responsibility and Sustainability Report / サステナビリティレポート
C&I	Commercial And Industrial / 商業および産業
CA	Competent Authority / 権限ある当局
CAD	Current Account Deficit / 経常収支赤字
CAGR	Compound Annual Growth Rate / 年間平均成長率
CB	Corporate Bond / 会社が必要な資金を借り入れるために発行する債券・有価証券
CBAM	Carbon Border Adjustment Mechanism / 炭素国境調整メカニズム
CbCR	Country-by-country Reporting / 国別報告書
CBDT	Central Board of Direct Taxes / 直接税中央委員会
CBIC	Central Board of Indirect Taxes and Customs / 間接税及び関税中央委員会
CCDs	Compulsory Convertible Debentures / 強制転換社債
CCI	Competition Commission of India / インド競争委員会
CCPS	Compulsory Convertible Preference Shares / 強制転換優先株式
CDP	Carbon Discloure Project / カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト
CECA	Comprehensive Economic Cooperation Agreement / 包括的経済連携協定
CEPA	Comprehensive Economic Partnership Agreement / 包括的経済連携協定
CFC	Controlled Foreign Corporation / タックスヘイブン対策税制の対象となる被支配外国法人
CIT	Commissioner of Income Tax / 所得税コミッショナー
CNG	Compressed Natural Gas / 圧縮天然ガス
COC	Certificate of Coverage / 適用証明
COP	Conference of the Parties / 締約国会議

略語

CPE	Customer Premise Equipment / 顧客構内機器
CPI	Consumer Price Index / 消費者物価指数
CSR	Corporate Social Responsibility / 企業の社会的責任
CTT	Commodities Transaction Tax / 商品取引税
DESH Bill	Development of (Enterprise and Service) Hubs Bill / (製造およびサービスの) ハブ法案
DGIT	Directorate General of Income Tax / 所得税総局
DISCOM	Distribution Company / 流通会社・配送会社
DPIIT	Department for Promotion of Industry and Internal Trade / インド商工省産業国内取引促進局
DTAA	Double Taxation Avoidance Agreement / 租税条約
E&P	Exploration & Production / 探鉱・開発・生産
EBITDA	Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation, And Amortization / 利子・税金・減価償却前利益
ECB	External Commercial Borrowings / 対外商業借入
EOU	Export Oriented Unit / 輸出指向型ユニット
EPC	Engineering, Procurement and Construction / 設計、調達、建設
EPCG	Export Promotion Capital Goods / 輸出促進資本財
EPF Act	Employees Provident Funds and Miscellaneous Provisions Act, 1952 / 1952年従業員積立基金および雑則法
ER&D	Engineering Research and Development / 工学研究開発
ESG	Environmental, Social and Governance / 環境、社会、ガバナンス

ESS	Energy Storage System / エネルギー貯蔵システム
EU	European Union / 欧州連合
EUR	Euro / ユーロ
EV	Electric Vehicles / 電気自動車
FDI	Foreign Direct Investment / 外国直接投資
FEMA	Foreign Exchange Management Act, 1999 / 1999年外国為替管理法
Firm	Partnership firm / パートナーシップファーム
FMCG	Fast-moving consumer goods / 日用消費財
FME	Fund Management Entity / ファンド管理会社
FMV	Fair Market Value / 公正市場価値
FPF	Foreign Pension Funds / 外国年金基金
FPI	Foreign Portfolio Investment / 外国ポートフォリオ投資
FRO	Foreigners Registration Office / 外国人登録事務所
FRRO	Foreign Regional Registration Offices / 外国人登録局
FSI	Floor Space Index / 床面積指数
FTA	Free Trade Agreement / 自由貿易協定
FTP	Foreign Trade Policy / 外国貿易政策
FVCI	Foreign Venture Capital Investor / 外国ベンチャーキャピタル投資家
FY	Fiscal Year / Financial Year / 会計年度
GAAR	General Anti-Avoidance Rule / 一般的租税回避行為計算否認規定

略語

GATT	General Agreement on Tariff and Trade / 関税 および 貿易 に関する一般協定
GBP	Great Britain Pound / イギリスポンド
GCC	Global Capability Centres / グローバル・ケイパビリティ・センター
GDP	Gross Domestic Product / 国内総生産
GH	Green Hydrogen / グリーン水素
GHG	Green House Gas / 温室効果ガス
GIC	Global In-house Centre / グローバル・インハウス・センター
GIFT	Gujarat International Finance Tec-City / グジャラート国際金融テックシティー
GNA	General Network Access / 一般ネットワークアクセス
GNPA	Gross Non-Performing Asset / グロス非運用資産
Green OA	Green Open Access / グリーンオープンアクセス
GST	Goods and Services Tax / 物品・サービス税
GSTN	Goods and Services Tax Network / 物品・サービス税ネットワーク
GW	Gigawatt / ギガワット（10億ワット）
GWh	Gigawatt Hour / ギガワット時
HO	Head Office / 本社
HPCL	Hindustan Petroleum Corporation Ltd / ヒンドゥスタン･ペトローリアム(統合石油精製･マーケティング会社)
HR	Human Resource / 人的資源・人材
HTM	Held-to-maturity / 満期保有目的

ICAI	The Institute of Chartered Accountants of India / インド勅許会計士協会
IFSC	International Financial Services Centre / 国際金融サービスセンター
IFSCA	International Financial Services Centres Authority / 国際金融サービスセンター機構
IG	International Group / 国際グループ
IHC	Intermediate Holding Company / 中間持株会社
IMF	International Monetary Fund / 国際通貨基金
Indian TP Regulations	Section 92 of the Income-tax Act, 1961 (“the Act”) read along with Rules 10A to 10E of the Income-tax Rules, 1962 (“the Rules”) [collectively referred to as the“transfer pricing regulations” or “the Regulations. / 1961年所得税法（「法」）第92条は、1962年所得税法（「規則」）第10Aから第10Eまでと合わせ読むと、「移転価格規則」または「規則」と総称されます。
INR	Indian Rupee / インド・ルピー
IOCL	Indian Oil Corporation Ltd / インディアンオイル（石油会社）
IoT	Internet of Things / モノがインターネット経由で通信すること
IPP	Independent Power Producers / 独立系発電事業者
IPRs	Intellectual Property Rights / 知的財産権
IRA	Indian Revenue Authorities / インド歳入局
IRDA Act	Insurance Regulatory Development Authority Act, 1999 / 1999年保険規制開発機構法
IRDAI	Insurance Regulatory and Development Authority of India / インド保険規制開発局
I-REC	International Renewable Energy Certificate / 国際的再生可能エネルギー電力証書

略語

ISTS	Inter State Transmission System / 州間送電システム
IT	Information Technology / 情報技術
ITC	Input Tax Credit / 仕入税額控除
ITES	Information Technology Enabled Services / 情報技術対応サービス
IW	International Worker / 国際労働者
JV	Joint Venture / 合弁会社
KM	Kilometre / キロメートル
kWh	Kilowatt Hour / キロワット時
KYC	Know-Your Client / 顧客デューデリジェンス（本人確認）
LIBOR	London Inter-Bank Offer Rate / ロンドン銀行間取引金利
LLP	Limited Liability Partnership / 有限責任事業組合
LNG	Liquefied Natural Gas / 液化天然ガス
LO	Liaison Office / 駐在員事務所
LOB	Limitation of Benefits / 特典制限条項
LODR	Listing Obligations and Disclosure Requirements / 上場義務・開示要件
M&A	Merger and Acquisition / 合併と買収
MAP	Mutual Agreement Procedure / 相互協議手続
MAT	Minimum Alternate Tax / 最低代替税
MF	Mutual Fund / 複数の投資家が資金を提供し共同で運用を行う投資信託

MFN	Most Favoured Nation / 最恵国
MLI	Multilateral convention to implement tax treaty-related measures to prevent BEPS / BEPS防止措置実施条約
MMT	Million Metric Tonnes / 百万メートルトン（1メートルトン＝1トン＝1,000kg）
MMTPA	Million Metric Tonnes Per Annum / 年間百万メートルトン
MNC	Multinational Corporation / 多国籍企業
MOOWR	Manufacturing And Other Operations in Warehouse Regulations / 倉庫における製造およびその他事業に関する規制
MoRTH	Ministry of Road Transport and Highways / 道路運輸高速道路省
MOSPI	Ministry of Statistics and Programme Implementation / 統計・計画実施省
MRO	Maintenance, Repair and Operations / 保守・修理・運用
MSME	Micro, Small & Medium Enterprises / 零細・中小企業
MT	Metric Ton / メートルトン（1メートルトン＝1トン＝1,000kg）
MW	Megawatt / メガワット
NASSCOM	National Association of Software Companies / 全国ソフトウェアサービス企業協会
NBFC	Non-Banking Financial Company / ノンバンク金融会社
NCD	Non-convertible Debentures / 非転換社債
NCLT	National Company Law Tribunal / 国立会社法審判所
NFRA	National Financial Reporting Authority / 国家財務報告機構
NGRBC	National Guidelines on Responsible Business Conduct / 国家責任あるビジネス行動指針

略語

NHM	National Hydrogen Mission / 国家水素ミッション
NIIP	National Infrastructure Pipeline / ナショナル・インフラ・パイプライン
NLP	National Logistics Policy / 国家物流政策
NMP	National Monetaisation Plan / 国家資産活用計画
NOC	No Objection Certificate / 無異議証明書
NPA	Non-Performing Asset / 不良債権
OCI	Overseas Citizen of India / インドの海外市民
ODI	Offshore Derivative Instruments / オフショア派生商品
OECD	The Organisation for Economic Cooperation and Development / 経済協力開発機構
OEM	Original Equipment Manufacturer / 相手先ブランド名製造
OMC	Oil Marketing Companies / 石油販売会社
ONGC	Oil And Natural Gas Corporation / 石油天然ガス公社
PAN	Permanent Account Number / 納税番号
PCIT	Principal Commissioner of Income Tax / 所得税主任コミッショナー
PE	Permanent Establishment / 恒久的施設
PF	Provident Fund / 公的積立基金
PLI	Production Linked Incentive / 生産連動型インセンティブ
PO	Project Office / プロジェクトオフィス

PoEM	Place of Effective Management / 事業の実質的管理の場所
POGA	Payment of Gratuity Act, 1972 / 1972年退職金支払い法
PPT	Principal Purpose Test / 主要目的テスト
PRS	Permanent Residency Status / 永住権
PSE	Public Sector Enterprise/ 公共セクター企業
PTA	Preferential Trade Agreement / 特恵貿易協定
R&D	Research And Development / 研究開発
RBI	Reserve Bank of India / インド準備銀行
RE	Renewable Energy / 再生可能エネルギー
REC	Renewable Energy Certificate / 再生可能エネルギー証書
RNOR	Resident but not ordinarily resident / 非通常の居住者
RoDTEP	Remission Of Duties and Taxes on Export Products/ 輸出品に対する関税及び課税の免除
ROO	Rules of Origin / 原産地規則
ROPIS	Reserve Online Pick In Store / ECで予約した商品を実店舗で受け取ること
RTC	Round-The-Clock / 24時間体制・終日
SAF	Sustainable Aviation Fuel / 持続可能な航空燃料
SAFTA	South Asian Free Trade Area / 南アジア自由貿易地域
SDTs	Specified Domestic Transactions / 特定内国取引
SEBI	Securities and Exchange Board of India / インド証券取引委員会

略語

SECI	Solar Energy Corporation of India Limited / インド太陽エネルギー公社
SEP	Significant Economic Presence / 重要な経済的存在
SEZ	Special Economic Zone / 経済特別区
SIDBI	Small Industries Development Bank of India / インド小規模産業開発銀行
SIGHT	Strategic Interventions for Green Hydrogen Transition Programme / グリーン水素移行のための戦略的介入プログラム
SLR	Statutory Liquidity Ratio / 法定流動性比率
SPECS	Scheme for Promotion of Manufacturing of Electronic Components and Semiconductors / 電子部品および半導体製造促進計画
SPR	Strategic Petroleum Reserve / 戦略的石油備蓄
SPV	Special Purpose Vehicle / 特別目的事業体
SSA	Social Security Agreement / 社会保障協定
STT	Securities Transaction Tax / 証券取引税
SWF	Sovereign Wealth Funds / 政府系投資基金、主権富裕基金
TCS	Tax Collected at Source / 源泉徴収税
TDS	Tax Deducted at Source / 源泉所得税
The Act	Income Tax Act, 1961 / 1961年所得税法
TP	Transfer Pricing / 移転価格
TRC	Tax Residence Certificate / 居住者証明書

TTR	Tax Transparency Report / 税務透明性報告書
UAD	Unabsorbed depreciation / 繰越減価償却費
UK	United Kingdom / イギリス
UN	United Nation / 国連
US	United States / 米国
US$	United States Dollar / 米ドル
VAT	Value-Added Tax / 付加価値税
VC	Venture Capital / ベンチャーキャピタル
VDA	Virtual Digital Asset / 仮想デジタル資産、狭義には仮想通貨を指す
VGF	Viability Gap Funding / 事業性採算性を確保するための政府支援
VPPA	Virtual Power Purchase Agreement / 仮想電力購入契約
WCO	World Customs Organisation / 世界税関機構
WDV	Written Down Value / 評価減（簿価の一部）後の価値
WHT	Withholding Tax / 源泉徴収
WOS	Wholly Owned Subsidiary / 完全子会社
WTO	World Trade Organization / 世界貿易機関
YTM	Yield-to-maturity / 最終利回り

参考

https://www.investindia.gov.in/sector/retail-E-commerce

https://www2.deloitte.com/in/en/pages/about-deloitte/articles/future-of-retail.html, Deloitte analysis

https://www.livemint.com/companies/news/tier-2-3-regions-grab-a-larger-pie-of-e-com-market-11671380417276.html

https://foodprocessingindia.gov.in/information/details/foreign-direct-investment

https://pib.gov.in/newsite/PrintRelease.aspx?relid=191486

https://www.cnbctv18.com/lifestyle/india-luxury-market-worth-200-billion-dollars-by-2030-16619841.htm

https://www.makeinindia.com/sector/tourism-and-hospitality

https://ficci.in/api/sector_details/40

https://tourism.gov.in/sites/default/files/2023-02/MOT percent20Annual percent20Report_2022-23_English.pdf

https://www.investindia.gov.in/sector/tourism-hospitality#:~:text=Tourism percent20and percent20Hospitality percent2C percent20as percent20one,job percent20creation percent20and percent20rapid percent20development.

https://economictimes.indiatimes.com/industry/services/hotels-/-restaurants/hotel-industrys-contribution-to- indias-gdp-to-hit-1-trillion-by-2047-hai/articleshow/102870459.cms?from=mdr

https://tourism.gov.in/about-us/divisions/infrastructure-development-division-idd

https://www.ibef.org/industry/tourism-hospitality-india

https://www.investindia.gov.in/sector/automobile

https://www.autopunditz.com/post/indian-passenger-vehicle-export-analysis-fy2023

https://www.grandviewresearch.com/industry-analysis/india-automotive-market

https://www.methanol.org/wp-content/uploads/2020/04/EconomicAnalysis-of-Methanol_020929021.pdf

https://www.makeinindia.com/sector/automobiles

https://enterslice.com/learning/gst-on-hospitality-industry/

Deloitte Newsletter on India Global Trade Advisory Newsletter (January–March 2021)

Deloitte Newsletter on India Global Trade Advisory Newsletter (April to June, 2022)

Deloitte Newsletter on India Global Trade Advisory Newsletter (Jan to March, 2022)

https://www2.deloitte.com/in/en/pages/tax/articles/deloitte-india-tax-publications.html

chrome- extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/

https://www.indiabudget.gov.in/doc/memo.pdf

https://www.businesstoday.in/union-budget/story/union-budget-2024-govt-allocates-over-rs2400-cr-for-tourism-in- fy25-438393-2024-07-23)

https://www.hindustantimes.com/htcity/wellness/india-is-slowly-but-surely-climbing-its-way-to-the-top-as-a- medical-tourist-destination-say-experts-101719759824977.html)

chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/https://tourism.gov.in/sites/default/files/2024-08/MOT percent20Annual percent20Report_2023-24_English percent20Final.pdf

https://cleanmobilityshift.com/policy-regulation/union-budget-2024-key-highlights-for-indias-electric-vehicle- industry/#:~:text=While percent20the percent20budget percent20estimate percent20was,of percent20electric percent20and percent20hybrid percent20vehicles. percent20Union percent20Budget percent202024: percent20Key percent20Highlights percent20F...

https://cleanmobilityshift.com/policy-regulation/union-budget-2024-key-highlights-for-indias-electric-vehicle- industry/#:~:text=While percent20the percent20budget percent20estimate percent20was,of percent20electric percent20and percent20hybrid percent20vehicles. percent20Union percent20Budget percent202024: percent20Key

percent20Highlights percent20F...
https://www.business-standard.com/economy/news/india-s-fdi-inflows-drop-3-to-44-b-in-fy24-manufacturing- sector-down-18-124053001043_1.html

問い合わせ先

injsg@deloitte.com　（日本語・英語）

寄稿者

Amrish Shah
Jimit DevaniAnita Nair
Tarun Chanchlani

謝辞

Arti Sharma
Ankita Vaiude
Akshay Dalvi
Manasi Kajabaje
Rahul Dhuria
Shreya Rajopadhye
Tina Thakur
Kashyapi Chande

Deloitte.

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトゥシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関係法人（以下「デロイトネットワーク」と総称します）に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。
本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。
また講演・セミナーで説明した、または配布資料に掲載した当法人の講演・セミナー内容や見解を、当法人の事前の承諾なくインターネットに掲載する等の行為もお控えください。講演・セミナーで講師等が説明、または補足をした背景事情や前提を知り得ない第三者が、そのようなインターネット上の掲載に基づき誤った判断をする等の懸念もあるため、発見した場合は必要に応じ、掲載の差し止めを含む必要な措置を取らせていただく場合もあります。